

五、産業組合事業系統機關との聯繫狀況

産業組合中央金庫

明治三十九年五月農商務省に開催せられた、第二回全國産業組合大會に於て、中央會副會頭加納子爵は、産業組合の全國的金融の中樞機關として、中央金庫設置の必要を力説せられ、滿場一致之れが實現を期すべく決議したのである。爾來毎年の全國大會に於ても、屢々設置を要望したが、各方面の調査なり協議に幾多の星霜を経過した、殊に大正七年には、産業組合中央銀行設立の意見書並具體案を製して、平田會頭から其筋へ提案したのである。越えて大正十年五月大分市に於ける全國大會は、之が實現に關する調査を中央會に依頼したので、中央會は直ちに中央金融機關に關する特別調査委員會を設け、各方面の調査に着手し、漸く大正十一年九月委員會の調査を終了した。中央會は此の調査報告に基き、要綱を定め、之れが採擇を政府に建議したのである。時恰も朝野を擧げて農村振興問題が重大視せられつ、あつた秋であつた爲め、中央會では此の實現を期せざるべからずとなし、各方面に交渉を重ねたる結

果大正十一年十二月から翌年一月の間に、産業組合中央金庫法が起案せられ、床次竹次郎氏外十一人の名を以つて、第四十九議會に提案せられたのである。所が當時の世論に適合したので、直ちに貴衆兩院を通過し、大正十二年四月五日法律第四十二號で公布せられ、遂に産業組合中央金庫法の成立を見るに至つたのである。而して同年七月四日勅令第三百三十三號を以つて、産業組合中央金庫設立に關する規定が公布せられ、直ちに設立事務を開始し、同年十月十九日中央金庫設立の許可を申請し、十月三十日指令に接し、同年十一月二十六日第一回の拂込を完了して、十二月二十日創立總會を開き、茲に完全に産業組合中央金庫は成立し、多年全國産業組合の要望に依る、中樞金融機關は斯くして生れ出たのである。

斯くて本所を東京市に置き、全國各府縣信用組合聯合會をして代理業務を取扱はせ、極めて順調に發達し、産業組合中樞金融機關としての機能を發揮して居るのであるが、殊に關西地方の産業組合の利便を圖る爲め、大正十五年十月十一日大阪支所を大阪府に新設し、専ら關西以西の産業組合の爲めに活動をして居る。

特に昭和二年四月彼の財界未曾有の大變動の際に於ける中央金庫は、各府縣聯合會と協力し、庶民金融機關の中央機關として能く善處したのは、眞に慶賀すべき事だ、之れが爲め産業組合發達に資した事も著しいものがある。現下の財界を通觀すれば、倍々資金偏在の傾向が顯著になりつ、あるので、産業組合は常に系統機關の利用に留意して、其の本來の使命を發揮するに努めなければならぬ時代になつた。

今府下に於ける産業組合の加入狀態並に中央金庫大阪支所設置以來の取引狀況を記述する事とする。

一、加入組合數及出資口數 (昭和三年三月末日現在)

郡市別	加入組合數	出資口數
大阪市	三六	一、〇三七
堺市	三	四二二
岸和田市	一	八七
豊能郡	一五	三七四
三島郡	二四	四六四
泉南郡	二八	三九三
泉北郡	二六	二七五
南河内郡	二八	三四〇
中河内郡	二二	二二一
北河内郡	一三	一〇八
聯合會	三	二四八
計	一九九	三、九六九

二、貸付金月別取引高調査

(府下産業組合ニ對シ支所ヨリ貸付セルモノ)

月別	貸付額	償還額	残高
大正十五年十月	三〇九、六九〇 <small>円</small>	七二、八三三 <small>円</small>	二三六、八五七
同 年十一月	一一〇、二九二	一〇一、一四九	二五六、〇〇〇
昭和元年十二月	二三四、一四九	一六一、〇三五	三二九、一一四
同 年一月	七八、七一七	六八、七四三	三三九、〇八八
同 年二月	一五六、八七五	七八、〇四〇	四一七、九二三
同 年三月	二四三、二五〇	二二六、八六五	四三四、三〇八
同 年四月	三三二、一六三	二四三、九八三	五二二、四八八
同 年五月	四二九、七一七	三二九、八四〇	六二二、三六五
同 年六月	二六六、五二一	三六〇、八八一	五二八、〇〇五
同 年七月	一六〇、一八三	三四五、四八六	三四二、七〇二
同 年八月	一六七、八四四	一三九、一一四	三七一、四三二
同 年九月	七九、四〇四	九六、九九〇	三五三、八四六
同 年十月	一六七、四二二	一六四、六一一	三五六、六五七
同 年十一月	一三三、四四一	一一六、六六八	三七三、四三〇
同 年十二月	一三〇、二九二	一五五、七九四	三四七、九二八
昭和三年一月	一六四、〇七八	一三二、三三六	三七九、六七〇
同 年二月	一一四、三五〇	一八八、一二三	三〇五、八九七

産業組合事業系統機關との聯繫状況

五五六

同	年三月	三三六、四六六	二五一、八五四	三九〇、五〇九
同	年四月	一七八、五六九	二八二、五七〇	二八六、五〇八
同	年五月	二四七、四九六	一〇四、一八一	四二九、八二三
同	年六月	二五五、六五七	一〇五、二八二	五八〇、一九八
計		四、三〇六、五七六	三、七二六、三七八	

備考

イ、六月末日現在貸付金ハ十五組合ニ聯合會ニ對スルモノニシテ件數百六十八件トス
 ロ、府下産業組合六月末日現在ニ於ケル借入總額 四、三一八、九四二圓ニ對シ中央金庫貸出五八〇、一九八圓ニシテ總額ノ一割三分四厘強トス

一、預り金月別取引高調査

(府下産業組合ヨリ支所ニ貯金セルモノ)

月別區別	受入高	拂戻高	月期		月末	其他	高
			定	其			
大正十五年十月	一七六、二〇一	八六、四七二	五三、九〇八	四〇、〇〇九			繰越金加算 九三、九一七
同 年十一月	八五、八三八	七三、四三二	五三、九〇八	五二、四一五			一〇六、三二三
昭和元年十二月	一三二、二〇七	一六四、六八九	五三、九〇八	一九、九三三			七三、八四一
同 二年一月	三七、六五三	三九、五三四	五三、九〇八	一八、〇五二			七一、九六〇

同	年二月	七六、六七八	七五、〇三〇	五三、九〇八	一九、七〇〇		七三、六〇八
同	年三月	一一二、九九九	七二、五一五	五三、九〇八	六〇、一八四		一一四、〇九二
同	年四月	六五二、三七七	四三九、一一三	六三、九〇六	二六三、四五〇		三二七、三五六
同	年五月	九六、三七七	二六六、三五〇	六四、五〇〇	九二、八八三		一五七、三八三
同	年六月	一一四、三五八	一二三、七一	六四、五〇〇	八三、五三〇		一四八、〇三〇
同	年七月	一五九、五三九	一八五、四七八	六四、五〇〇	五七、五九一		一二二、〇九一
同	年八月	一三八、六二八	一三〇、五〇八	六四、五〇〇	六五、七一		一三〇、二一一
同	年九月	一三八、八七三	一〇五、三五七	六四、五〇〇	九九、二二七		一六三、七二七
同	年十月	一六五、五一五	二一五、三九九	一四、五〇〇	九九、三四三		一一三、八四三
同	年十一月	二二二、三二九	二二七、三七三	六五、〇〇〇	二三、七九九		八八、七九九
同	年十二月	二七〇、九九三	二四一、八九六	一五、〇〇〇	一〇二、八九六		一一七、八九六
昭和三年一月	一八七、三九二	二五九、六〇八	一五、〇〇〇	三〇、六八〇			四五、六八〇
同	年二月	四二二、九三五	四二一、〇〇一	一五、〇〇〇	四一、六一四		五六、六一四
同	年三月	一二六、七六三	一四五、〇七三	一五、〇〇〇	二三、三〇四		三八、三〇四
同	年四月	一七四、三八六	一三〇、二九七	一六、〇〇〇	六六、三九三		八二、三九三
同	年五月	三〇六、八二二	三三四、一七五	一六、〇〇〇	三九、〇四〇		五五、〇四〇
同	年六月	一八八、二五三	一九四、〇六〇	一六、〇〇〇	三三、二二三		四九、二二三
計		三、九七七、一一六	三、九三二、〇七一				

備考

産業組合中央金庫

五五七

- イ、六月末日現在預り金四九、二二三圓ノ預入者ハ十三組合一聯合會トス
- ロ、府下産業組合六月末日現在ニ於ケル預ケ金總額一三、二一六、一二〇圓ノ多額ニ及ヒ右表ノ中央金庫支所ヘノ預入額ハ僅カニ其ノ三厘七毛強ニ過キス

有限責任 全國購買組合聯合會

産業組合中央會では、會員たる全國の産業組合大多數の要望によつて、大正九年九月頃から東京及大阪の二ヶ所で物資仲介斡旋事業を開始したのである。所が取引状態は逐年順調の發達を遂げ、取扱分量も亦漸増して來たのであるが、元來仲介斡旋に過ぎない仕事なので、其の發展にも限度がある爲め、更に進んで大聯合機關設立の議が盛んになつて、大正十年五月大分市に開催された、産業組合聯合會協議會で、愈々購買販賣に關する中央機關設置に就ての調査方を、中央會に要望したので、中央會では調査委員會を設けて、諸材料の調査を始め、漸く大正十二年一月調査を完了した。そこで同年二月五、六日の兩日、各府縣産業組合主任官列席の上、各府縣支會役員協議會を開き、引續き同月七、八日の兩日、三十四の購買組合聯合會及百五の主要購買組合の代表者を集めて協議を重ね、速かに其の實現に邁進せん事を決議した。斯くして各府縣支會及當事者側の意見の一致を見たので、中央會では愈々設立事務に着手し、同年四月十九日遂に七十七聯合會、二百三十四購買組合を設立者として、創立總會を開き、五月八日設立許可の

申請をなし、五月十四日許可の指令を受けたのである。主たる事務所を中央會内に置き、従たる事務所を大阪市に置き加入勧誘を開始し、八月十八日出資第一回の拂込を完了し、登記届出を爲し、愈々大正十二年九月一日彼の關東大震災の日に事務を開始したのである。

爾來順調の發達を遂げ、現在では肥料、雜貨、文房具、石鹼、メリヤス類、自轉車等を主なる取扱品として居るが府下に於ける所屬組合及出資口數並に設立以來府下産業組合が、直接此の聯合會から購買したる物の數量を表示すれば左の通である。

特に大阪府下の購買組合としては、全國商品の集散大市場たる大阪市の存在せる事によつて、全購聯を利用する點に於ても種々の支障もある様であるが、各組合當事者が「吾等の全購聯である」云ふ觀念が旺盛であるならば、將來一層の發展を期待せらるゝであらう。今府下に於ける加入の状況を見るに豊能郡五、三島郡二、泉南郡一、南河内郡五、中河内郡四、北河内郡三計十八組合二聯合會出資口數二十口となつて居る。尙府下産業組合が直接購買した狀況を表示すれば次の通である。

年度別	品目別		石鹼	自轉車及 附屬品	文房具	メリヤス 其他	合計價額
	數量	價額					
大正十二年度	1	1円	二八円	1円	八五円	二九三円	四〇六円
同 十三年度	1	1円	六一	1	四七四	三、二五六	三、七九一
同 十四年度	1	1円	四七	三五三	三一	六七七	一、三八八

有限責任全國購買組合聯合會

産業組合事業系統機關との聯繫状況

五六〇

昭和元年度	二〇六	二六、六六五	五八	一〇四	三三七	二、二三一	二九、三九五
同二年度	一六二	一二、五八五	五四九	七四	二一九	二一八	一三、六四五
計	三六八	三九、二五〇	七四三	五三一	一、四二六	六、六七五	四八、六二五

有限責任大日本生絲販賣組合聯合會

大正十三年四月廿五、六日の二日間、長野縣松本市に開催せられたる第一回全國生絲販賣組合大會に於て、産業組合中央會長野支會は、全國生絲販賣組合聯合會設立の提議を爲し、中央會に對し之れが諸般の調査方を依頼したのである。越えて大正十四年十一月十二日高崎市に於ける第二回全國生絲販賣組合大會に於て、長野支會は再び生絲販賣の全國的聯合機關の設立促進の要望を爲し、先づ各組合の結束を鞏固ならしむる爲め、組合製絲協會を設立した。而して此の協會は設立以來農林省、帝國農會、蠶絲業同業組合中央會及各政黨方面に、産業組合製絲の必要を力説して諒解を求め、且つ諸準備を進めたのである。更らに大正十五年十月二十三、四日の兩日、埼玉縣熊谷町に於ける第三回全國生絲販賣組合大會に於て、再び長野支會は急速に實現すべきことを産業組合中央會、組合製絲協會に要望したので愈々機運熟せりとなり、協會は中央會と共に設立に關する諸般の手續を爲す事とし、同年十一月二十六日主なる

生絲販賣組合に對し、設立者たることの承諾を求め、昭和二年一月二十八日産業組合中央會事務所に設立者總會を開催し諸規程を制定し、三月四日設立許可申請を神奈川縣知事に提出し、同月十五日付許可の指令を受け、茲に初めて蠶絲業界に大なる期待を以つて迎えられたる大日本生絲販賣組合聯合會は設立せられたのである。由來生絲は本邦輸出品中常に主要なる地位を占め、輒近益々對外價值を昂めんとする秋に當り、同業者が斯く協同團結の下に、生産より販賣への努力を共にし、更らに進んで直接消費者への産業組合主義に基き、相互の福利を増進せんとする此の計畫は、最も國家的意義あること、云はねばならぬ。

本府に於ては養蠶戸數の如きも僅かに千七百餘戸に過ぎず、其の收繭年額二十四萬圓内外である、勿論之等は何れも農家の此細な副業であつて、其の生繭は其の儘個々に取引せられつ、ある慣習である爲め、特に製絲組合の設立も未だ見ない程である。従つて此の聯合會への加入者もない状態である。

然し現在農家の經濟的方面を考察すれば、單純なる米麥作のみを以つては到底立ち行き兼ねる状態であるから必ずや適當の副業を盛んにする要がある、本聯合會の活動如何によつては、將來本府に於ても蠶絲業勃興の機運を促進するであらうと大いに期待して居るのである。

保證責任 大阪府信用組合聯合會

府下に於て初めて聯合會を設立したのは、明治四十五年七月、豊能信用組合聯合會の設立が夫である事は前記せる處であるが、當時府下一圓を區域とする、大聯合會を設立し様云ふ希望も相當多かつたが、實際この設立の運動に着手したのは大正二年三月本支會の總會に於て此の議を圖つたのが第一着手であつた。これより先本會は、時運の趨勢に鑑み、是非共府下一圓を區域とする聯合會を設立し、事業系統の確立を期せなければならぬと認めて調査に着手した。當時府下産業組合の貯金總額は、六十一萬九千圓、借入金二十三萬三千圓、拂込濟出資金及積立金が二十五萬七千圓であつて、之等の運轉資金は合計百一十一萬九千餘圓を算し、一面貸付金の總額は七十五萬八千圓を有して居た之等組合八十二組合に付て其の資金の運轉方法、餘裕金の運用方法等を調査し、餘裕金の多少により一定の標準を以て、聯合會利用可能組合を見込んで見た。之に依るに當時加入見込組合は西成郡四、東成郡三、三島郡九、泉南郡四、南河内郡六、中河内郡一、北河内郡六、合計四十九組合、出資引受五十口以上云ふ見込を得たので、大正二年三月本會の總會に於て聯合會設立の件を決定し、設立委員を詮衡して之が準備を進める事にした。斯くて同年九月廿六日本支會に於て設立委員會を開き、設立の具體計畫を協議した處、當時三島郡から、區域は市部を除き郡部のみを以て組織するこゝを提案し、之に就て種々審議の結果、市及豊能郡を除く各郡を區域とするこゝに決し、有限責任川北

信用購買組合外十七組合を設立組合と定め、設立當時の理事監事を次の通り決し、會長に増田鐵藏氏、專務理事に高落松男氏を推し、定款を議定して一切の陣容を整へた。

- 理事 増田鐵藏
 - 同 高落松男
 - 同 重村太右衛門
 - 同 平田龜次郎
 - 同 田中重榮
 - 監事 高橋榮助
 - 同 西定治郎
 - 同 池田彌太郎
- 斯くて專務理事は、區域内各郡に加入勧誘を試み、一面設立組合の調印を整え、大正三年八月二十日府に設立許可申請書を*



聯合會事務所

*提出し、同年十一月六日許可を得たのである。今本聯合會の設立當時からの沿革の概要を掲ぐれば次の通である。

- 一、大正三年八月二十日 設立許可申請
- 一、大正三年十一月六日 設立許可
- 一、大正四年四月二十九日 事務開始
- 一、大正四年七月十日 出資第一回拂込完了
- 一、大正四年七月十四日 設立登記結了
- 一、大正八年四月二十二日 堺市ヲ區域内ニ追加ス

産業組合事業系統機關との聯繫状況

- 一、大正十一年五月十二日 支所ヲ泉南郡岸和田町、南河内郡三日月市村、三島郡芥川村ニ置キ事務ヲ開始ス
- 一、大正十二年七月二十四日 持口五十口迄増加ス
- 一、大正十二年十月二十三日 區域ヲ大阪府一圓トス
支所ヲ泉北郡鳳町ニ置ク
理事十名、監事五名ニ追加ス
- 一、大正十三年七月十七日 産業組合中央金庫ノ代理業務、中央金庫勸業及農工銀行ニ對スル債務保護、債務保護ヲナシタル場合ノ債權取立業務ヲ追加ス
本會ノ主タル事務所ヲ大阪市西區靱南通一丁目十番地ノ一同九番地ノ二ニ、支所ノ三島郡芥川村事務所ヲ富田村ニ變更ス
- 一、大正十四年八月十八日 産業組合中央金庫代理事務契約ヲ締結ス
- 一、大正十五年五月八日 理事十一名、信用評定委員十一名ニ増加ス
- 一、昭和二年六月十五日 支所事務所ノ南河内郡三日月市村ヲ富田林町ニ變更ス

創立以來の理事、監事、相談役

理 事		監 事	
氏 名	就任年月日	氏 名	就任年月日
高 落 松 男	同 十三年三月十六日就任	西 定 治 郎	同 十三年四月十二日就任
增 田 鐵 藏	大正十三年四月十三日就任	高 橋 榮 助	大正十三年十一月六日就任
平 田 龜 次 郎	同 十三年八月十六日就任	南 長 壽	同 十三年四月十四日就任
田 中 重 榮	同 十三年十一月十四日就任	平 田 慶 三	同 十三年八月十一日就任
久 保 松 太 郎	同 十一年四月十五日就任	片 岡 清	同 十三年二月二十九日就任
中 村 宇 一 郎	同 十一年四月十五日就任	見 市 乘 保	同 十三年四月七日就任
高 萩 真 一	大正十三年二月二十九日就任	本 田 彌 市 郎	同 十三年五月十一日就任
小 方 章 太 郎	同 十三年二月二十九日就任	河 合 角 太 郎	同 十三年五月十一日就任
富 岡 治 郎	同 十三年二月二十九日就任	田 畑 新 吾	同 十三年五月十一日就任
堀 畑 德 治 郎	同 十三年二月二十九日就任	真 銅 住 太 郎	同 十二年五月十五日就任
川 島 直 次 郎	同 十三年二月二十九日就任	池 田 彌 太 郎	同 十三年十一月六日就任
杉 田 密 治	同 十三年二月二十九日就任		
片 岡 安	同 十三年八月六日就任		
坂 井 勝 一	同 十三年八月六日就任		
新 谷 寅 之 助	昭和二年五月十五日就任		
原 平 三 郎	同 三年五月二十二日就任		
遠 藤 文 一 郎	同 十三年二月二十九日就任		

理 事		監 事		相 談 役	
氏 名	就任年月日	氏 名	就任年月日	氏 名	就任年月日
重 村 太 右 衛 門	同 十三年十一月六日就任	池 田 彌 太 郎	同 十三年十一月六日就任	增 田 鐵 藏	大正十三年四月十四日就任
平 田 龜 次 郎	同 十三年八月十六日就任	南 長 壽	同 十三年四月十四日就任	坂 井 勝 一	昭和十三年三月二十一日就任
田 中 重 榮	同 十三年十一月十四日就任	平 田 慶 三	同 十三年八月十一日就任	上 田 忠 次	同 三年四月二十三日就任
久 保 松 太 郎	同 十一年四月十五日就任	片 岡 清	同 十三年二月二十九日就任		
中 村 宇 一 郎	同 十一年四月十五日就任	見 市 乘 保	同 十三年四月七日就任		
高 萩 真 一	大正十三年二月二十九日就任	本 田 彌 市 郎	同 十三年五月十一日就任		
小 方 章 太 郎	同 十三年二月二十九日就任	河 合 角 太 郎	同 十三年五月十一日就任		
富 岡 治 郎	同 十三年二月二十九日就任	田 畑 新 吾	同 十三年五月十一日就任		
堀 畑 德 治 郎	同 十三年二月二十九日就任	真 銅 住 太 郎	同 十二年五月十五日就任		
川 島 直 次 郎	同 十三年二月二十九日就任	池 田 彌 太 郎	同 十三年十一月六日就任		
杉 田 密 治	同 十三年二月二十九日就任				
片 岡 安	同 十三年八月六日就任				
坂 井 勝 一	同 十三年八月六日就任				
新 谷 寅 之 助	昭和二年五月十五日就任				
原 平 三 郎	同 三年五月二十二日就任				
遠 藤 文 一 郎	同 十三年二月二十九日就任				

斯くて事業は逐年進歩して來たのは勿論であるが、折には多少の曲折のあつた事も亦免れ難い事であつた。然し茲數年前からは長足の進歩を示し、其の事業は愈々大に基礎益々鞏固を加へ、府下事業系統機關として盛に活動して居る。當初からの事業の状況を表示すれば次の通である。

事業成績表（其の一）

年次	所属組合數	出資口數	出資金	拂込済出資金
大正四年度	二八	二八	八、四〇〇 <small>円</small>	八四〇 <small>円</small>
同五年度	二九	二九	八、七〇〇	一、七一〇
同六年度	三四	三四	一〇、二〇〇	三、二一〇
同七年度	四〇	四〇	一二、〇〇〇	三、六三〇
同八年度	五九	六一	一八、三〇〇	五、四六〇
同九年度	六九	七一	二一、三〇〇	七、四四〇
同十年度	九六	一七四	五二、二〇〇	一四、九四〇
同十一年度	一一五	二六〇	七八、〇〇〇	二〇、三一〇
同十二年度	一四四	一、〇三一	三〇九、三〇〇	五一、五四〇
同十三年度	一五一	一、〇五三	三一五、九〇〇	八二、八三〇
同十四年度	一六五	一、一一八	三三五、四〇〇	一二三、一一一
昭和元年度	一七四	一、二三五	三七〇、五〇〇	一六四、一九八

同二年度	一七八	一、二二五	三六四、五〇〇	二〇一、七二四
------	-----	-------	---------	---------

事業成績表（其の二）

年次	貸付金	借入金	貯金	剰餘金
大正四年度	九、八五〇 <small>円</small>		一一、六二三 <small>円</small>	一六七 <small>円</small>
同五年度	一九、一〇〇	八、〇〇〇	三〇、一三九	一一八
同六年度	一五、一〇〇	七、四〇一	二一、九九五	六二八
同七年度	二〇、四〇〇	二六、二九九	一八、六七七	六七四
同八年度	一〇一、〇〇〇	一八、四六四	一一四、四六三	九〇三
同九年度	二五七、〇一五	五三、七七〇	二八〇、六〇八	七、九九五
同十年度	四六一、九七〇	一六三、一五六	四九〇、〇八四	一〇、四七九
同十一年度	六九二、〇〇五	一六三、九二五	六二七、六八〇	一一、二六六
同十二年度	七三〇、七五五	二八六、〇〇三	五〇二、九一九	一〇、一五二
同十三年度	七〇六、二五六	二六四、八二八	七〇九、七四六	一〇、七五五
同十四年度	七五九、五六五	二一〇、一八九	一、三三七、七二一	一四、四七一
昭和元年度	八五〇、五〇六	三二四、六五七	一、四九二、四九四	一八、一三三
同二年度	九二四、八八一	三四四、五六六	三、二二四、四七四	二五、六九一

前表に依れば、未加入組合も相當あり従て其の利用も十分であることは云ひ難いが、然し前記した様に、近時利用の分量も著しく増加し、活動も非常に著しくなつて來た事は表に現れて居る通であるから、聯合會對組合の關係は年一年に密接重要になつて行く事は勿論のことである。尙最後に本會に於ける當初からの金利の狀況を表示する。

金利の高低調

變更年月日	貸付金利率	貯蓄金利率
大正四年八月十日	日歩 二錢四厘	日歩 一錢六厘
同 五年八月一日	同 自一錢八厘	同 一錢三厘
同 八年四月五日	同 自一錢二厘	同 一錢三厘
同 九年四月五日	同 自一錢二厘	同 一錢三厘
同 十年四月五日	同 上	同 一錢五厘
同 十一年四月六日	同 上	同 上
同 十二年十月九日	同 上	同 上
同 十四年二月九日	同 自一錢四厘	同 上
同 十四年七月九日	同 自一錢五厘	同 上
同 十五年二月十二日	同 自一錢四厘	同 上
昭和二年十月一日	同 自一錢二厘	同 上
同 二年十二月十五日	同 自一錢九厘	同 一錢三厘

六、被表彰組合概況

中央會表彰組合

無限責任 歌垣信用購買販賣利用組合



組長 東 與 三 郎 氏

中央會表彰組合

五六九

事務所 豊能郡歌垣村大字倉垣
 設立 明治三十三年十月

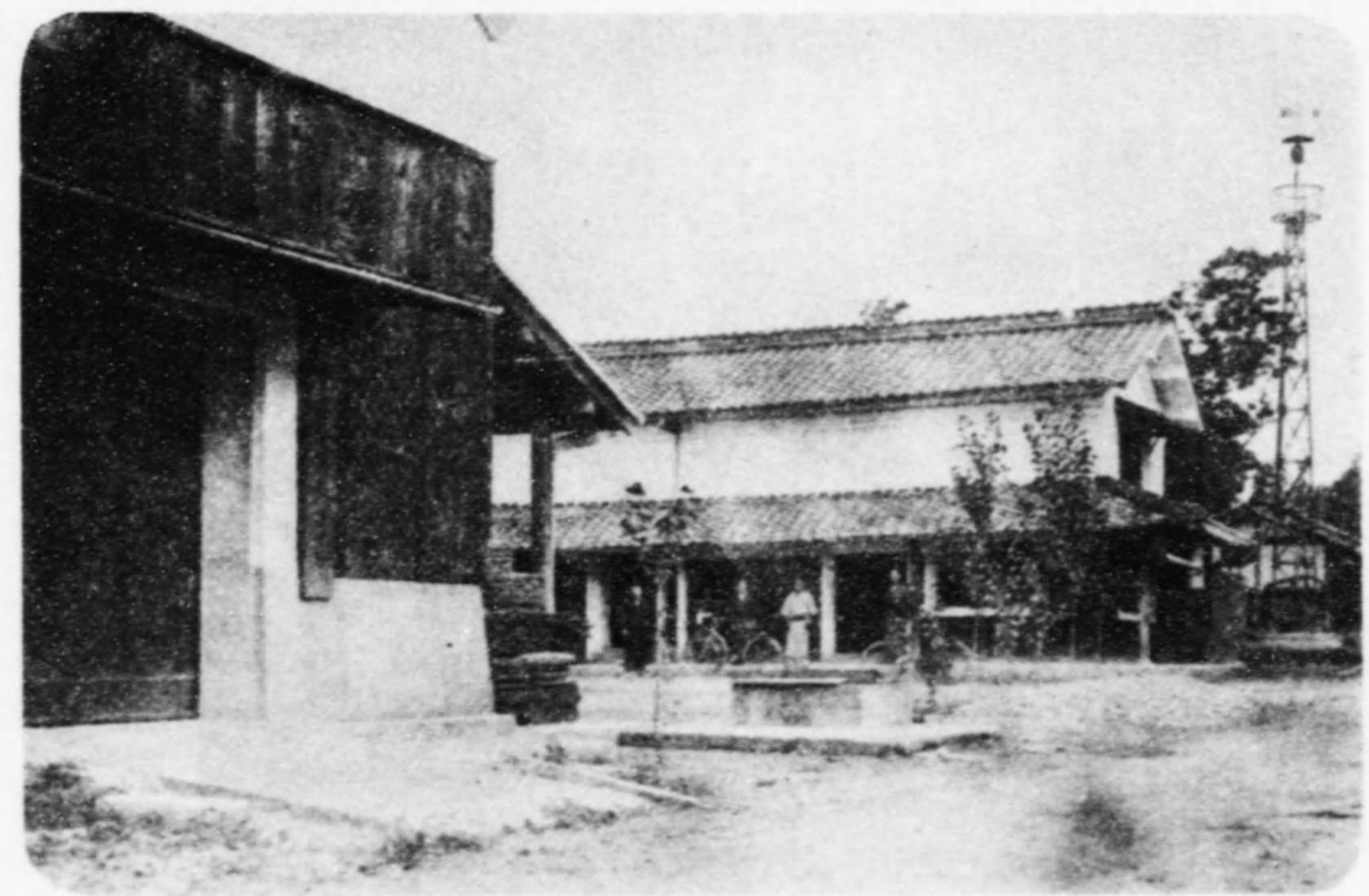
一、設立經過

本組合の設立事情に就ては「本府産業組合の沿革」の項に於て詳記した通であるから、設立の經過としては記載を省略する。第一次の表彰を受け且本府唯一の特別表彰組合であることは世人周知の處である。

設立當時並現在の役員は次の通である。

設立當時の役員

組合長理事	子安佐太郎
理事	奥鹿之助
同	小林清太郎
同	中澤延次郎
同	谷源次郎
監事	西田藤太郎
同	子安嘉四郎
同	狭間仙太郎
現在役員	東奥三郎
組合長理事	奥八郎
理事	中澤源之助
同	畑繁太郎
同	八尾惣治



庫倉業農合組垣歌

二、特色及顯著なる事項

- 一、組合員の普及 全村殆ど各戸加入せり。
- 一、貯金 如何なる少額も雖取扱い且各種の貯金を考案實施し、國家及地方に慶事ある場合は之を記念する爲記念貯金を爲さしめ、貯金額頗る多額なり。
- 一、訓練 全村産米の大部分は組合販賣部幹旋の下に酒造米として販賣し、肥料は殆ど全部購買部にて供給す。

三、將來の計畫

- 一、資金は借入金に待たず全部自給自足の域に達せしむること。
- 一、組合員中家計不如意なるものを特に指導保護し、生活の安定を得せしむること。
- 一、組合事務所を新築すること。
- 一、不良貸付を五ヶ年計畫を以て全部整理すること。

監事 奥久太郎
 監事 中澤幸太郎

一、訓 練 毎年總會に於て趣旨の普及を計るの外、機に臨み各種の宣傳を行ひ、最近婦人にも組合思想の普及を計る目的を以て主婦を集合せしめ、徹底的に趣旨の普及を計れり

三、將來の計畫

- 一、出資の全額を徴收し、持分の均等を計り、資金の充實を計ること、
- 一、不動産購入資金に付ては特別の利便を與へ、資金の融通を計り益々自作農者の獎勵を行ふこと、
- 一、農業の發達を期する爲め農業器具機械の設備を整へ利用部事業の完成を期すること、



組 長 松 田 慶 二 郎 氏

有限責任如是信用購買組合

事務所 三島郡如是村大字東五百住
設 立 明治三十四年二月

一、設 立 經 過

本組合の設立事情に就ても前記せるを以て省略する。

設立當時の役員

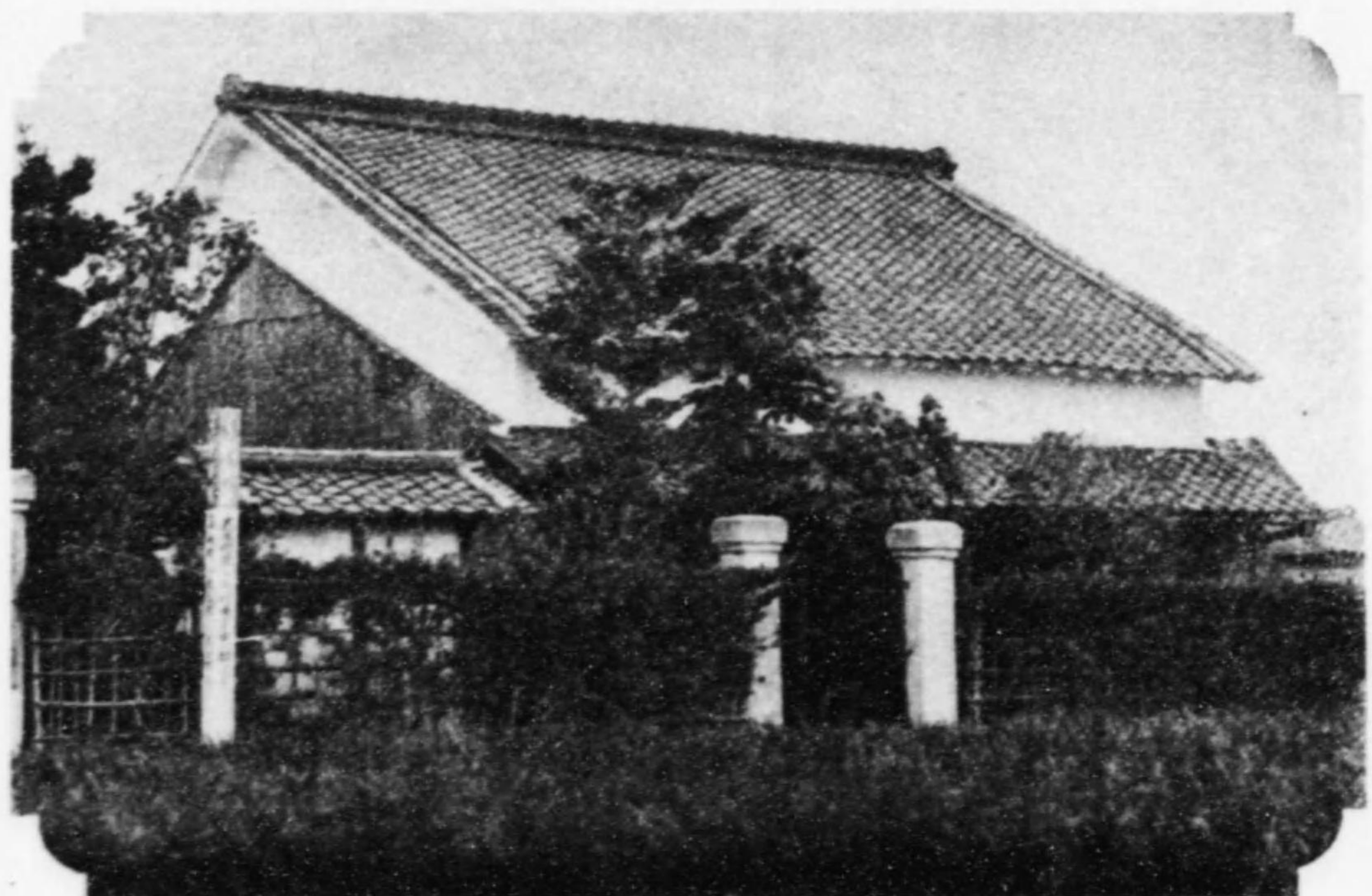
組合長理事	高 井 幸 三
理 事	高 谷 源 十 郎
同	松 田 長 二
同	中 村 市 左 衛 門
同	宮 崎 寅 吉
監 事	入 江 保 太 郎
同	松 本 七 左 衛 門
同	田 村 善 二 郎

現在の役員

組合長理事	松 田 慶 二 郎
理 事	堀 太 一 郎
同	津 田 義 一
同	入 江 保 太 郎
同	高 谷 源 十 郎
同	高 井 理 作

中央會表彰組合

理 事 松 本 七 左 衛 門



所 務 事

監 事 宮 崎 脩 三

監事 古口藤四郎 監事 入江信三

二、特色及顯著なる事項

一、組合員普及 當如是村は戸數三百十戸にして總組合員數二百八十五名なれば全村に普及して居る。

一、貯金成績 貯金總額は左程多額ならざれども各種目的貯金を設けて取扱の便宜を計りたるに因り其件數及貯金者の口數頗る多し。

一、貸付金 貸付金利低率にして固定貸付は稀なるを以て資金の巡還順調なり。又全村の肥料共同購入資金は特別低利なるを以て各組合員の満足する處なり。

三、將來の計畫

組合振興の爲め十年計畫を定めて實行を期せり。

- 一、出資總額十萬圓とする事
- 一、出資一口の金額を五十圓とする事
- 一、組合事務所を改築する事
- 一、購買部を盛大ならしむる事

無限責任西郷信用購買販賣組合

事務所 豊能郡西郷村大字宿野
設立 明治三十七年二月

一、設立經過



事務專 小仲幸治 氏

西郷村は大阪府の北端に位置し、四面山を以て圍まれ、古來農を以て專業とし、傍ら山林の經營に勉め、丹波粟の

産地として有名である。住民は質實の美風に富んで居たのであるが、日露戰役直前の頃より、自然勞働を厭忌するの兆を見、華美を競ひ驕奢の風を好み、消費の増加より農家の收支相償はず、生活状態は不安の度を加え、貧富の懸隔に憂慮すべきものを見るに至つた。然るに當時僅かに一銀行の支店あるのみで、他に金融の機關なく、小産者は有産階級に頭を垂れ、哀訴嘆願辛じて高利の資金を求むる

を常としたものである。茲に於て、村の同志は深く之れを遺憾とし、協力以て金融機關を設け、低利に資金融通の途を開き、勤勞貯蓄の奨励をなさん計畫攻究中、隣村歌垣村に産業組合法に基き信用組合を設立し、其成績良好なるを聞知し、範を同組合に採り理事谷源次郎氏に就て手續等を質し、設立の運を爲し、明治三十七年二月六日許可を得たものである。後明治四十年一月購買事業を明治四十五年一月販賣事業を兼營し、爾來幾多の困難に遭遇したるも、役職員の熱誠努力に、組合員の協同に依り、基礎鞏固に成績良好となり、明治四十五年五月二十二日中央會の表彰を受け今日に及んでゐる。

設立當時の役員

組合長	小山定治郎
理事	多田藤太郎
同	水越定右衛門
同	岡崎主計之助
同	野木憲三
同	辻喜右衛門
同	田口鹿之助
同	高橋良順

現在の役員

同	小仲幸治郎
事務理事	小仲幸治郎
理事	吉村重三郎
同	眞下豊三郎
同	水越浦治郎
同	川本岩藏
同	乾角治郎
同	三木愛之助

二、特色及顯著なる事項

一、大正二年十月創業十周年記念として金八百五十圓を投じ平家木造瓦葺十六坪五合の巡查駐在所建築西郷村に寄附したり。

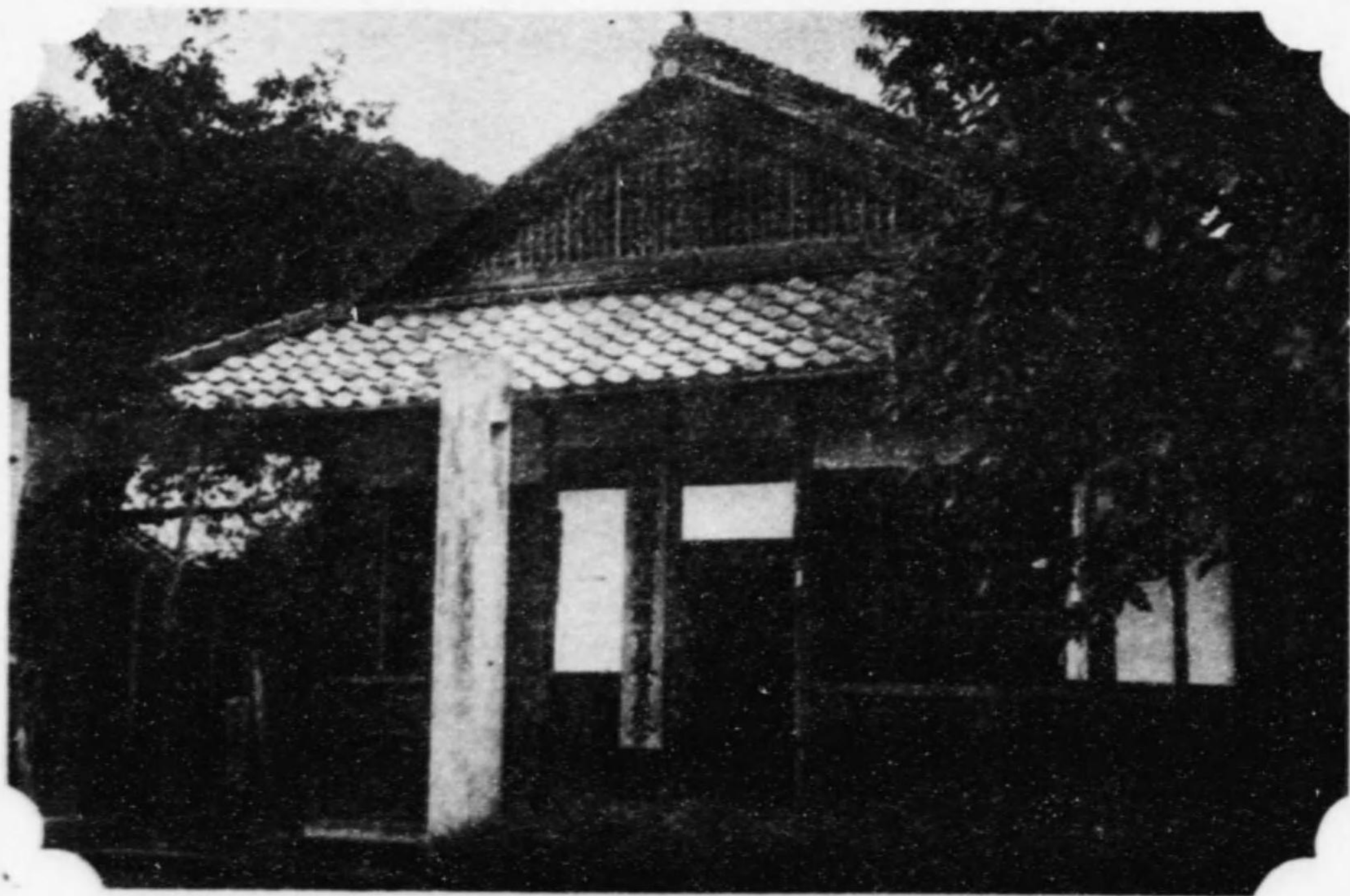
一、大正元年度より大正六年度迄毎年度末剩餘金の内より年額金五十圓宛西郷村教育會に寄附したり。

一、組合員死亡の際は一組合員に金三圓を贈り理事代表會葬し來れり。

一、貯金の種類多く、定期貯金、納税貯金、普通貯金、戊申詔書貯金、當座貯金、小口當座貯金、家族貯金、團體貯

中央會表彰組合

五七九



事務所

金、初穂貯金、皇孫殿下記念貯金、据置貯金、(但し五萬圓造成貯金を含む)計十一種其高二十萬圓餘に達せり。

一、訓練 組合員の組合を信頼すること篤く、總會等の集合歩合殊に良好なり。

三、將來の計畫

一、組合として自作農を獎勵又は創設し、生産の増加を計り生活の安定を期せんす。

一、林業の獎勵 本村は面積の六割強は山林にして栗、柿其他の果實の栽培に適し、養蠶にも亦適する、依て之れが獎勵に努力せんす。

一、据置貯金を獎勵し、近き將來に五十萬圓に達成せんことを期す。

有限責任 長瀬信用購買販賣利用組合

事務所 中河内郡長瀬村大字柏田

設立 明治三十六年六月

一、設立經過

農村たる長瀬村は田地一毛作であつて、畑地は凡て綿花栽培を營んで來たものであるが、紡績機械の發達により、

外國綿花に壓倒せられて逐年生計困難に陥り、一時糊塗せん爲に頼母子講等を濫設し、多額の掛戻し金に苦しみ、



組合長 義末三郎 氏

遂に高利貸の横行を見るに至り、村經濟は實に一日も緩すべからざる窮狀となつた。茲に於て増田鐵藏氏は深く之れを憂ひ、村有志と相計り、百方奔走の結果、八十五名を以つて組合を組織し、爾來苦心經營の結果、其の基礎漸く鞏固となり、大正二年事務所及附屬倉庫を建築し、同年中央會の表彰を受くるに至つた。爾來事業益々發展して今日に至つたものである。

設立當時の役員

組合長理事 増田鐵藏
理事 平尾八三郎
同 市村善吉

中央會表彰組合

監事 綾仁興三郎
同 保本庄次郎

現在の役員

組合長理事 義末三郎

被表彰組合概況

理事	市村善吉
同	字田富松
同	増田七右衛門
監事	高木幸太郎
同	朝田元三郎
同	白井孝一

二、特色及顯著なる事項

一、貯金の成績

各種貯金の種目を設けて勤儉貯蓄を奨励せし結果貯金は年々著しく増加す。

一、貯金拂戻し準備

貯金總額の三分の一以上を常に貯金拂戻しの準備金として管理す。

一、所有物の償却

組合の資産内容を鞏固ならしむる爲、毎年相當金額の減價償却を實行しつゝ、あり



事務所

一、訓

練

組合員の指導誘掖に付ては特に注意し、機會ある毎に趣旨の宣傳に努むる結果、今日にては組合を信頼するこゝ篤く、尙古くより總會に於ては時間を勵行せしめ、今や組合員は愉快に總會の來るを待ち、殆んど欠席するものなく、自ら其の良風習馴され、村内各種會合に於ても出席并に時間の尊重に好影響を與へたり。

三、將來の計畫

一、出資金の増額。

一、購買部に専任者を置き事業の發展を計ること。

無限責任高向信用購買利用組合

事務所 南河内郡高向村大字高向
設立 明治三十九年十一月

一、設立經過

明治三十七年日露の平和破れ、軍費の負擔は之を國民の勤勞に待たねばならぬこゝとなり、勤儉貯蓄の聲は國論

なつた。

本村も夙に勤儉貯蓄の申合せをなし、勤勞を勧め冗費を戒め、村民擧つて貯蓄することとし、十錢を一口とし、村内一戸漏さず總て一口以上を持つ事とし、村民能く之を勵行した結果一ヶ年足らずにして相當の貯金高を見るに至つた。扱て最初は此の金を單に一銀行に預けて居たに過ぎなかつた、之を村民に利用せしめて産業の發達に資せばこの議起り、一面當局の勸誘もあり。遂に明治三十九年十一月産業組合法による組合を組織する事となつた。爾來役、職員の熱誠と組合員の協力に依りて漸次發展し、其後利用部を加へ大正三年には中央會より表彰せられ今日に至つた。



氏助之源中山 長合組

設立當時の役員	理事	曾和熊造
組合長理事	同	南光太郎吉
理事	同	悅過定治郎
	監事	辻松治郎
		西定治郎
		中浦佐太郎

監事	久保多濱太郎	理事	向井作治郎
現在の役員	同	同	久保多一郎
組合長理事	山中源之助	同	中野徳太郎
理事	三浦卯吉	監事	栗岡延治郎
同	同	同	西定治郎
同	同	同	久保多麟之助
同	中谷加奈太郎	同	

二、特色及顯著なる事項

一、組合員の普及 組合員能く普及し各戸殆んど加入して居る。

一、貯金成績 各種の貯金を設け相當の成績を擧げて居る、目下大禮記念として二萬圓貯金を獎勵して居る。

一、貸付金回収其他 創立以來差押へ等處分をなしたる事なし。

一、訓練 組合員良く和合し總會等の集合には能く時間を勵行する。

一、購買及利用の状況 我儘勝手風がない。

三、將來の計畫

一、出資金を五萬圓とす。

中央會表彰組合

設立當時の役員

組合長理事	重村 太右衛門
理事	南 彦次郎
同	上 武庄太郎
監事	岡 本周次郎
同	谷 口勝次郎

組合長理事

専務理事	重村 太右衛門
理事	田 中 實
同	村 島 治一
同	重 谷 彦三郎
同	山 口 三木藏
監事	市 村 又政
同	黒 田 善太郎

現在の役員

二、特色及顯著なる事項

一、組合員の普及

水室村全村に及び

一、自作農奨励

農村に類發する地主小作間の問題を未然に防ぎ、農村一致産業經濟の圓滿なる發達を計り、以て共存同榮の實を擧げんが爲、大正十一年自作農奨励規程を設け、低利且長期の資金を融通し凡土地購入の仲介の勞をこり、大いに成績を擧げ得た。(詳細特徴ある組合の經營事例にあり) 毎年一、二回農閑期を利用し、講師を聘し、購演會を開催するに會員の聽衆堂に滿ち、年一回の總會には出席歩合九十%を下りし事なし。

一、訓

練

三、將來の計畫

一、貯金を二十五萬圓とするこゝ。

現在一組合員平均五百五十圓を一千圓にする爲め五ヶ年滿期目的貯金を實行なしつ、あり。

一、全村を自作農とするこゝ。

向ふ五ヶ年に於て、全村農家を自作農たらしめんが爲め先づ以て、左の事業を實行せんこゝ。

(イ) 主婦會の設立、御大禮記念として、主婦會を設立し、經濟生活の改善、其他の教育に關する施設を爲さむこゝ。

(ロ) 出荷組合の擴張、附帶事業として、大正十五年水室蔬菜果物出荷組合を設立せるが、之を一層擴張し生産物の販賣を有利ならしめむこゝ。

有限責任芥川信用購買利用組合

事務所 三島郡芥川村大字芥川
 設立 明治三十八年十二月

一、設立經過

明治三十七、八年戰役起るに及び、金融逼迫し、土地の賣却、小作米の不納、租税の滞納、等續出し、産業は不振

- 一、組合員に三反歩以上の田畑を所有せしむる事若は三千圓以上の貯金をなさしむる事。
- 一、組合囑託醫を聘し、各部落に廻診所を設置する事。
- 一、醬油醸造を爲す事。
- 一、農業倉庫の經營を爲す事。
- 一、本村には今小作爭議はないが、組合員の福利増進・村將來の平和的發展の上から考察して、土地所有者に其の所有地を組合へ提供せしめ、組合は之を管理し、一定の利用料を收めて組合員たる土地耕作者に之を利用せしめ、土地提供者には組合より賃借料を支拂ふ仕組むること。

保證責任 氷室信用購買販賣利用組合

事務所 三島郡氷室村大字尊延寺
 設立 明治三十九年十月

一、設立經過

本村は交通不便の爲、組合の設立以前は、日用品の如き里餘を距る他村に需めて居た。従て價格は不廉、品質粗惡

に肥料の如きは殊に當業者の爲に暴利を貪られ、一方生産物の販賣に際しては或は機を失ひ、或は奸商の乘ずる所なる等、不利不便は極めて大なるものがあつた。又嘗ては淳朴なりし人情風俗は漸次浮華輕佻となり、自己の業務を怠る者多し、各自の經濟は益々不良なる傾向を生じて來た。於茲時の村長重村太右衛門は大に之を憂ひ、同志十七名謀り有限責任穂谷購買販賣組合を設立して此の不利を救濟し、農家の福利を増進せんを努めた。然し未だ村民は組合精神を理解するもの少く、肥料資金の回收等は思はしくなかつたので米、麥の共同販賣組合と改稱して今日に至つた。

中央會表彰組合



事務所及役員

*賣をなし、一つは以て奸商の暴利を制し、一つは以て其の賣上代金を肥料資金に振替へる方法を採つた處、其の結果良好であつて、大に實績を擧ぐるこゝが出来た。爾來明治四十一年、保證責任氷室信用購買組合と改稱し、區域を擴張し、大正四年一月更に規模を擴張して保證責任氷室信用購買販賣組合と改稱し、専ら事業の發達に努め、大正七年農業倉庫を建設し、超て大正十一年利用事業を兼營し、保證責任氷室信用購買販賣利用

設立當時の役員

組合長理事	重村 太右衛門
理事	南 彦次郎
同	上 武庄太郎
監事	岡 本周次郎
同	谷 口勝次郎

組合長理事

専務理事	田 中 實
理事	村 島 治一
同	重 谷 彦三郎
同	山 口 三木藏
監事	市 村 又政
同	黒 田 善太郎

二、特色及顯著なる事項

一、組合員の普及 氷室村全村に及び

一、自作農奨励

農村に頻發する地主小作間の問題を未然に防ぎ、農村一致産業經濟の圓滿なる發達を計り、以て共存同榮の實を擧げんが爲、大正十一年自作農奨励規程を設け、低利且長期の資金を融通し凡土地購入の仲介の勞をこり、大いに成績を擧げ得た。(詳細特徴ある組合の經營事例にあり)

一、訓 練 毎年一、二回農閑期を利用し、講師を聘し、購演會を開催するに會員の聽衆堂に滿ち、年一回の總會には出席歩合九十%を下りし事なし。

三、將來の計畫

一、貯金を二十五萬圓とするこころ。

現在一組合員平均五百五十圓を一千圓にする爲め五ヶ年滿期目的貯金を實行なしつ、あり。

一、全村を自作農とするこころ。

向ふ五ヶ年に於て、全村農家を自作農たらしめんが爲め先づ以て、左の事業を實行せんす。

(イ) 主婦會の設立、御大禮記念として、主婦會を設立し、經濟生活の改善、其他の教育に關する施設を爲さむす。

(ロ) 出荷組合の擴張、附帶事業として、大正十五年氷室蔬菜果物出荷組合を設立せるが、之を一層擴張し生産物の販賣を有利ならしめむす。

有限責任芥川信用購買利用組合

事務所 三島郡芥川村大字芥川

設 立 明治三十八年十二月

一、設立經過

明治三十七、八年戰役起るに及び、金融逼迫し、土地の賣却、小作米の不納、租税の滯納、等續出し、産業は不振

に陥つた。茲に於て時の村長久保松太郎、助役等と謀り、勤儉貯蓄の美風を養成して經濟狀態の改善に努め、以て村民の悲境を救済せんとの目的を以て、明治三十七年十月信用組合創立の議を提唱し、村會議員及大字惣代等に附議し之れが同意を得て各自熱心に勧誘し、翌年十二月を以て組合を組織し、爾來日夜經營に腐心せし結果、其基礎漸く鞏固となり、成績逐年優良に趣き、大正五年三月支會より、同年五月中央會よりの表彰を受けて今日に至つたものである。

設立當時の役員		現在の役員	
組合長	下村保右衛門	監事	北村龜太郎
理事	下村勝太郎	同	吉田松次郎
同	水谷萬太郎	組合長	久保松太郎
同	中村國三郎	理事	越川伊三郎
同	寺本新太郎	同	岸田常次郎
同	鈴木奎太郎	同	久保彌三郎
監事	久保松太郎	同	下村信二
同	並川榮次郎	同	吉田榮三郎
同	森川幾太郎	同	西田源次郎
同	大塚五兵衛	同	同

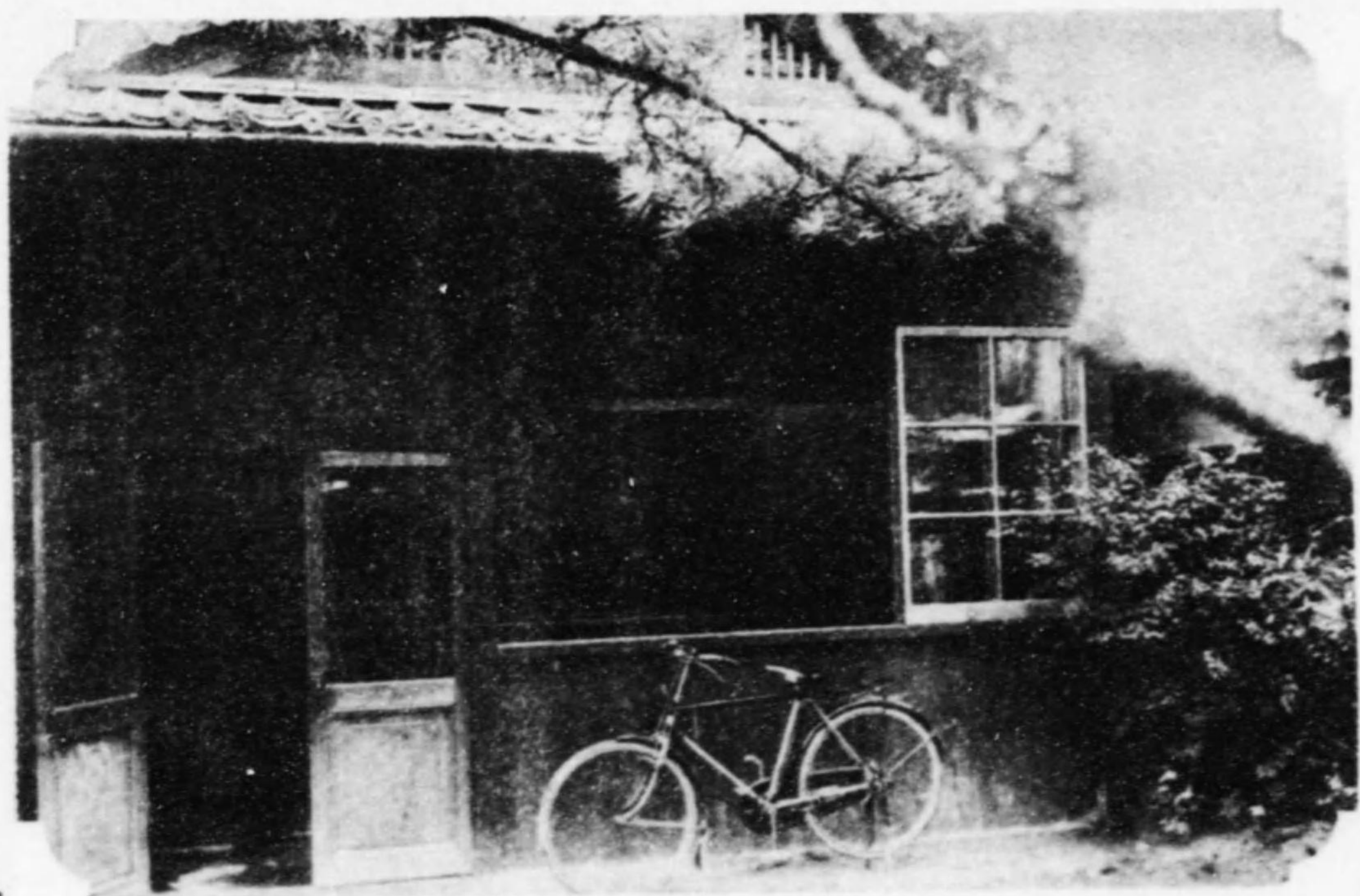
二、特色及顯著なる事項

- 一、貯金成績 貯金は各種の目的貯金を設けて取扱の便宜を計り其の額多し。
- 一、貸付金 貸付金利率低率、未収入利息なし。
- 一、訓練 組合員訓練良好にして組合員の組合を信頼する事篤く總會等の集合歩合は殊に良好なり。

三、將來の計畫

- 一、村經濟の充實、向上を計る事。
- 一、教育基金を作る事。
- 一、電氣及瓦斯事業を營むこと。
- 一、農業倉庫の經營を爲す事。
- 一、肥料共同購買を爲す事。
- 一、水道事務を營む事。

中央會表彰組合



事務所

無限責任田尻信用購買組合

事務所 豊能郡田尻村大字下田尻
設立 明治四十年九月

一、設立經過



組長能多眞三氏

明治二十四、五年頃本村主要副産物たる寒天製造業稍良好な成績を収めたるを以て、村民中競つて之れに従事し一時は頗る盛況を呈した。然るに無謀な企業は徒らに貿易商等の腹を肥やすに止り加ふるに日清戦役に依る貿易上の大打撃に依り、製造業者は勿論之れが資金の借入に付連帯又は保證等の他位にある者をして相次いで倒産の悲運に陥らしめ、村經濟界に大波瀾を惹起した。日露戦役當時、再び經濟界の不況一層度を加え、遂に不動産を他村に賣却するもの十八町歩

餘に及び、頼母子講の濫設中止、解散等相續き、全村は舉げて荒蕪の極に達した。茲を以て有志深く之れを憂ひ、信用組合を設立して之れが救済に努めんとし、東奔西走の結果遂に明治四十年九月二十日組合員百二十六名を以て無限責任田尻信用組合を組織するに至つた。爾來幾多の障碍を排し、困難を闘ひ漸次堅實なる發展を遂げ、大正五年三月大阪支會より同年五月中會より各表彰を受け、猶大正七年より購買部農業倉庫部を兼營して益々組合の効果を擧げ曩に他村に買却せし田地も全部再び買戻すに至り、大いに村の面目を一新した。

設立當時の役員

組合長理事	能多慎之助
理事	大西源太郎
同	百々長治郎
同	元古喜太郎
同	清水文吾
同	三浦一之
同	喜多定治郎

現在の役員

組合長理事	能多眞三
理事	大西源太郎
同	百々長治郎
同	能多敏雄
同	元古喜太郎
同	大島盛治郎
同	泉善之進
同	洞久三郎

二、特色及顯著なる事項

一、組合員の普及 全村一戸も残らず舉げて組合員たり。

中央會表彰組合

一、貯金の成績 各種の貯金種目を設け之を奨励せるは勿論、其金額一戸宛一千圓以上に達す。

一、購買の成績 産業用品は勿論生計用品全部を取扱ひ、村民の生活上の必需品は何時にても整ふべく全村の消費經濟を掌る。

一、訓練 組合員組合利用の状況極めて良好にして、組合を信頼するこゝ篤し

一、産業組合記念日 毎年三月六日記念日として購買品の廉賣貯金の奨励等をなし一村を舉げて之を祝す。

三、將來の計畫

- 一、販賣部を兼營して生産物の改良增收を計ること。
- 一、利用部を兼營し共同作業場を造り乾燥、脱穀機等の設備を爲し、農事の進歩を圖らんす。
- 一、事務所を新築して階上を集會場に充つるの外、結婚式其他娛樂場に充てんす。



事務所

有限責任玉櫛信用販賣購買組合

事務所 三島郡玉櫛村大字水尾
設立 明治三十九年二月

一、設立經過



組合長 馬場三右衛門氏

設立當初に於ける本村の小農者の大部分は肥料購入資金乏しく、之れが購入に際しては地方商人から肥料現品を買入れ收穫の時季に其の收穫米を以て決済する云ふ風な習慣であつた。茲に於て有志相謀り明治三十九年二月組合員百四十二名を以て購買組合を組織し、明治四十三年三月信用部を大正九年三月販賣部を併置し、爾來幾多の困難を闘ひつゝ、苦心經營基礎漸く鞏固に其成績逐年良好となり

設立當時の役員

組合長理事	高島信藏
理事	平尾次三郎
同	奥野與三松
同	馬場三十郎
同	吉田勘三郎
同	楠本丑松
監事	中西豊吉
同	西田梅太郎
同	吉田政五郎
同	川本忠太郎
同	田畑茂
同	高島榎太郎

現在の役員

組合長理事	馬場三右衛門
常務理事	川中保
理事	奥野與三松
同	平尾次三郎
同	吉田杉三郎
同	高島佐太郎
監事	奥野利一
同	西田梅太郎
同	吉田早苗
同	楠本丑松
同	高島信藏

二、特色及顯著なる事項

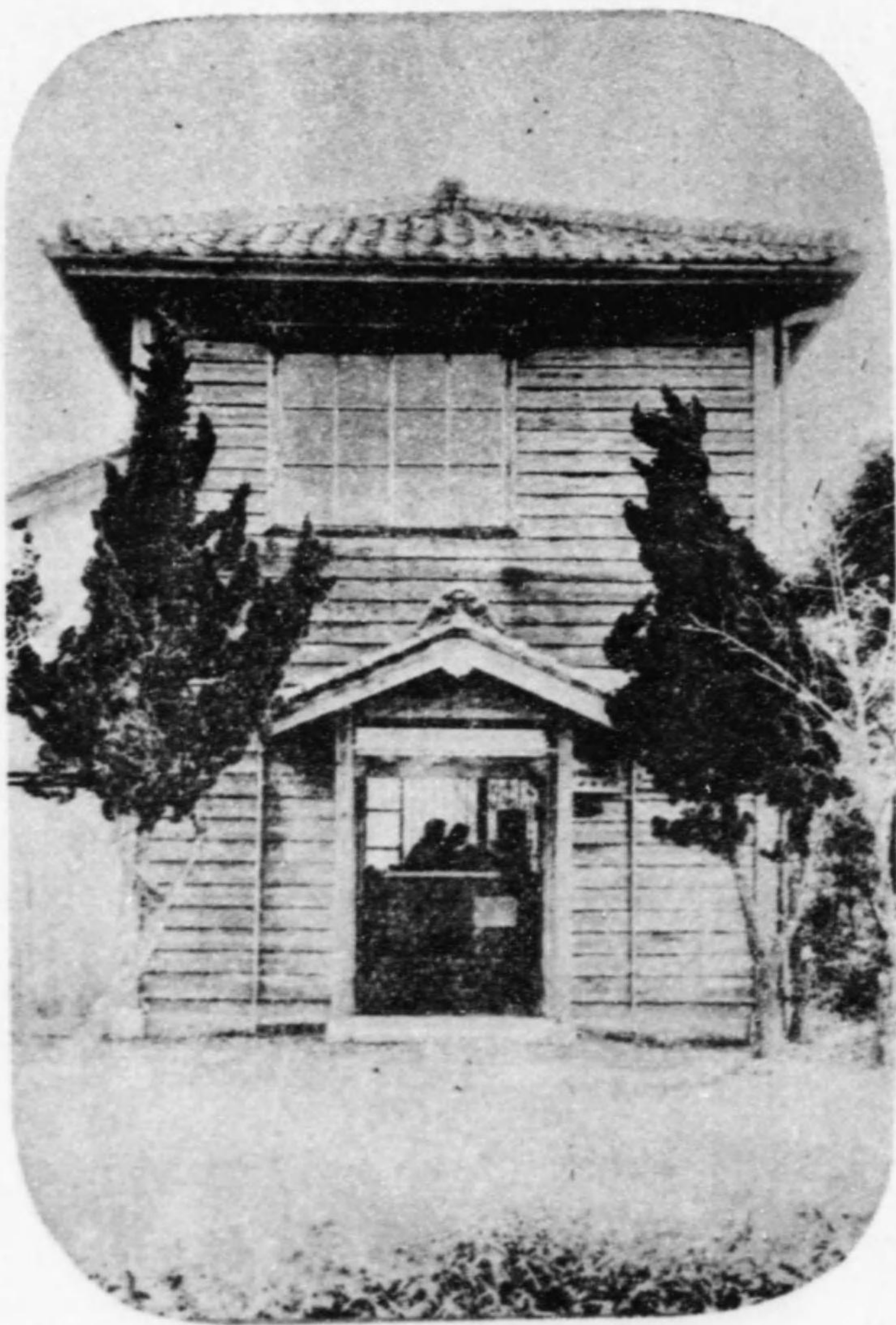
一、購買部事業 購買品取扱ひ物品中、殊に肥料は組合員の大部分が組合を利用して居る爲め、経済的肥料の需用旺んにして多大の効果を與へつゝある。

三、將來の計畫

組合振興の爲め五年計畫を定め、

左記實行を期す。

- 一、組合員を全村各戸に普及すること。
- 一、出資金を二萬圓とする。
- 一、貯金を三十萬圓とする。
- 一、利用部を併置して農業用器具機械を整備し、産業の發達を圖る。
- 一、農業倉庫の經營を爲すこと。



事務所

無限責任 枳根莊信用購買販賣組合

事務所 豊能郡枳根莊村大字森上
設立 明治四十二年五月

一、設立經過



組合長 新谷寅之助 氏

からんミするに至つた。斯くて明治三十二年株式會社北攝銀行支店を本村に新設せらるゝや、地主の多くは此の機關

從來本村住民は農を専業せせるも、傍ら副業として凍豆腐製造其他商工業を営み、或は薪炭の製造等々其の業に楽しんでゐた。然るに近時人心漸く奢侈に流れ、華美を競ふの風を生じ、質朴であつた、往時の風習は殆ど舊態を存せざるに至つた。此の間に續出せる頼母子講或は融通講は、一時資金の融通はなつても此等の債務は應て彼等を倒産せしむる因を爲し、生計益々困難となり窮迫日に甚

を利用して、多少の便宜を得たるも、中少産者の窮境は依然として之を救済するに出来なかつた。其後二、三の銀行は月一回宛行員を出張せしめ、貯金の吸収に努めた事はあつたが、格別の効果を擧げ得なかつた。此の状態を坐視するに忍びず、共同一致の精神を作興し、獨立自營の意氣を鼓舞し、勤勉努力の思想を助長し、以て民力涵養の途を講ぜんが爲、森村三良右衛門外五十四名の同志相謀つて信用組合を組織し、明治四十二年五月五日設立認可を得事を開始した。爾來經營上幾多の困難を排し、時としては理事の私財を提供し組合借入資金の擔保に充當した事もあり、又日曜日毎に各部落に出張し組合員を集めて勸儉貯蓄を奨励し、組合の趣旨を宣傳し漸く年を逐て基礎鞏固となり、大正九年購買販賣事業を兼營し、大正六年三月大阪支會より大正七年四月中央會より各表彰を受け今日の成績を見るに至つた。

設立當時の役員	
組合長理事	森村三良右衛門
専務理事	新谷寅之助
理事	乾 幾之助
	植村重左衛門
	速水良平
	畑中仙太郎
	岡田竹三郎
理事	藤井長太郎
	山田常吉
	福西治良右衛門
	山内九一郎
	滿井小膳
	中西重五郎
	新谷兵右衛門
	藤井政吉

中央會表彰組合

監事 森川久吉

現在の役員

組合長理事 新谷寅之助
 専務理事 岡田廣太郎
 理事 大石三右衛門
 同 滿井小膳
 同 福西宗兵衛
 同 三浦新三郎
 同 岩村助太郎

理事

同 中西重五郎
 同 前田増太郎
 同 山内九一郎
 同 田中兵治郎
 同 井角藤太郎
 監事 植村喜作
 同 塩田庄太郎
 同 森村榮藏
 同 梶間佐吉

二、特色及顯著なる事項

- 一、組合員の普及 本村は極めて區域廣大且交通不便なるに拘らず殆んど全戸を網羅せり。
- 一、貯金成績 貯金の成績極めて良好にして、逐年其の額を増加し現在にては其額四十八萬圓餘に達し種別亦各種に區別し取扱の便宜を計る。
- 一、貸付金 貸付金の用途廣く、現在其の額四十五萬圓餘に上り、擔保貸付總額の三割二分に當れり尙又創

一、訓 練

立以來回收不能となりしものなし。
 組合員に對し組合の趣旨宣傳に努め、本村青年會員數名と共に組合宣傳劇脚本を創作し、本府保安課の許可を得て之れを實演したるこゝあり。

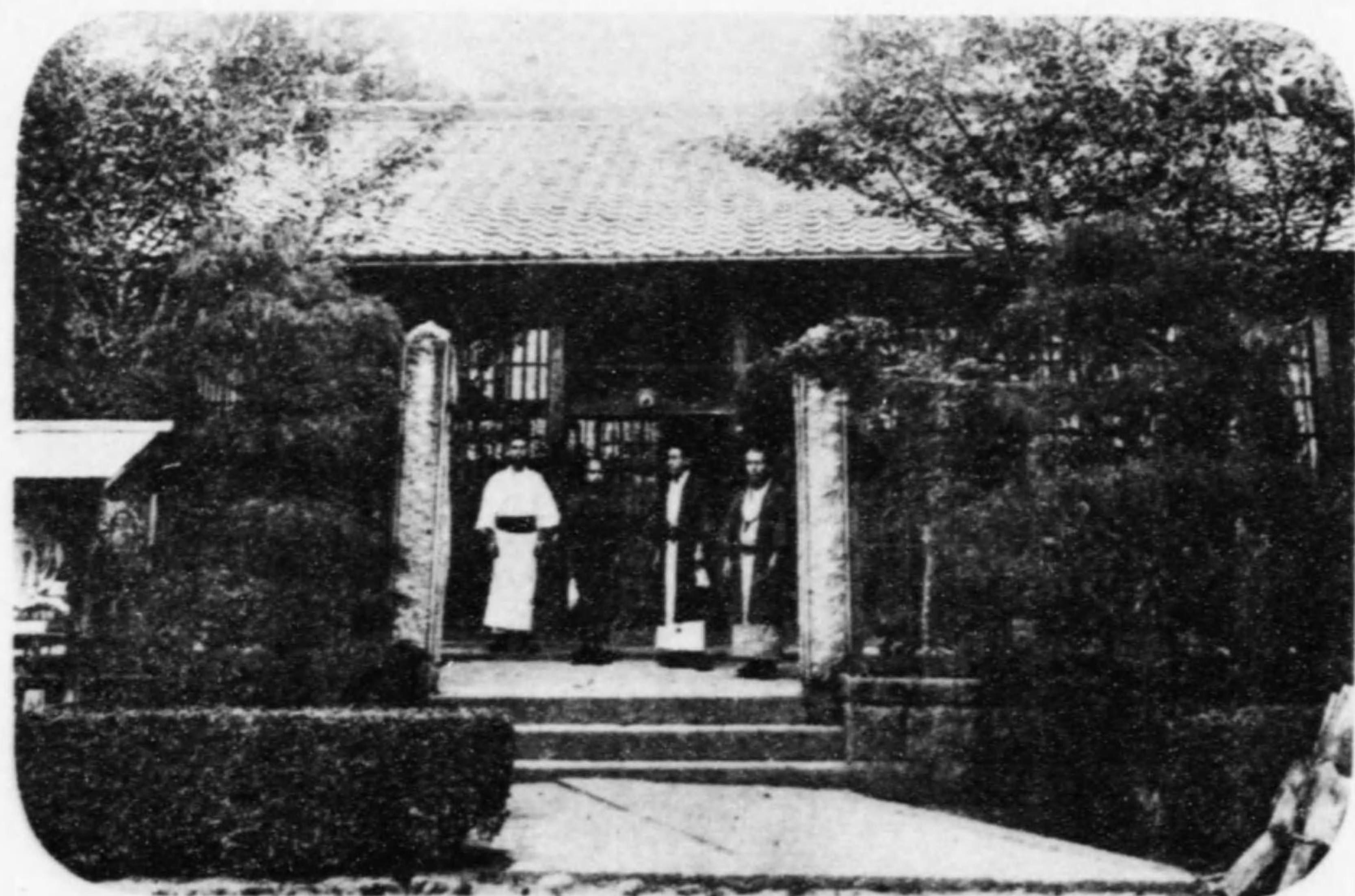
一、購買販賣

購買は肥料清酒其他數種なるも間接に市價均衡を保たしめ、販賣部の玄米の如きは組合の發表したる値段を以て地方賣買標準値段とするが如き趨勢となれり。

一、事業費寄附

- 金 貳百圓 中央會基本金
- 金 五拾圓 明治神宮奉贊會
- 金 壹百五拾圓 本村教育會
- 金 貳千圓 枳根莊郵便局電話架設費中へ

中央會表彰組合



事務所

金 貳 百 圓 同上 電信架設費中へ

其の他寄附したるこも數ヶ所あり。

三、將來の計畫

- 一、全村舉つて組合員をなし大に勤儉力行の思想を涵養し其普及徹底に努力すること。
- 一、從來より貯金奨励に努め居れるも尙一層宣傳に努力し、進んで御大典記念据置貯金を各組合員一口以上洩れなく貯金せしめ、凡そ五ヶ年後に六萬圓の定額とするこも。
- 一、地主小作人間の調和を計り小作人をして耕地所有者たらしめんが爲め長期低利資金の供給をなすこも。
- 一、販賣事業を一増擴張し西宮、灘、方面の酒造米を特約し、大口の供給をなすこも。
- 一、倉庫を建設し農業倉庫業の經營をなす事。

保證責任島本信用販賣購買利用組合

事務所 三島郡島本村
設立 大正元年八月

一、設立經過



組 合 長 山 本 定 治 郎 氏

組合設立當時即ち明治四十五年頃は、府下に於ても最も難治の村として知られ、常に村治上紛糾を生じ、一般村民の生業振はず、經濟狀態亦衰退甚しかつた。茲を以て時の村長は有志と相謀り、産業組合の設立を圖つたが、議遂にならず、詮方なく一部落を以て漸く大正元年八月組合員百四十四名保證責任組織により組合を設立した。爾來資金の吸收供給に腐心し、幾多の經營困難に遭遇したが克く之を闘ひ、役員協力一致熱誠以て發展に努力した結果、逐年成績舉がり、大正九年區域を全村に及ぼし、組合員頓に増加し、成績益々良好に趣き、大正七年三月大阪支會より同年八月四日中央會より表彰を受けて今日に至つた。

設立當時の役員

組合長理事	森田歌次郎	同	栗辻豊次郎
理事	山本定治郎	同	井上孫市
		同	山本綱吉
		同	山本伊之助

被表彰組合概況

六〇四

監事 栗辻伊之助

監事 森村松之助

同 栗辻源治郎

同 井藤彌市

現在の役員

組合長理事 山本定治郎

理事 山本伊之助

同 栗辻豊治郎

同 西田爲英

同 中川録太郎

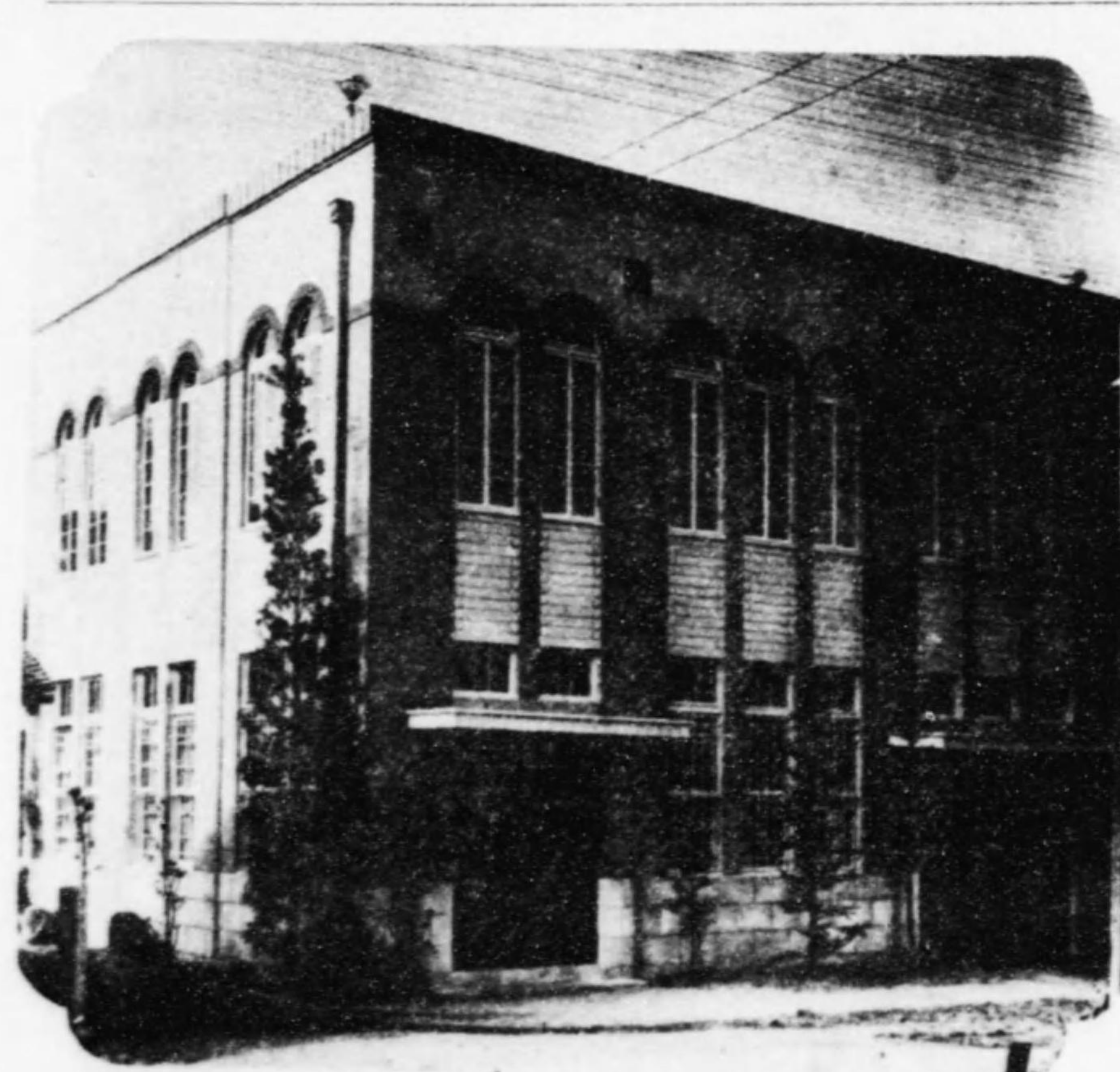
同 井上庄三郎

同 奥田謙一郎

同 阪口源治郎

同 藤原三右衛門

同 山本綱吉



事務所

二、特色及顯著なる事項

一、組合員の普及 全村各戸を網羅せり。

一、貯金の成績 本村全部の金融は本組合之が唯一の機關たり、尙据置貯金の宣傳に勉め漸次普及されつ、あり

一、貸付金 低利を旨とし、一組合員に通せず、可成多數の組合員に少額の貸付を主眼とす。

一、訓練 總會又は時宜に當り講演會及種々の餘興等に依りて組合の主義宣傳に努めつ、あり。

一、自作農獎勵 大正十一年來各地主の了解を得、自作農獎勵資金の貸付を爲し大正十四年小作爭議に關しても極力組合が調停の勞を取り小作人の農民組合加入を阻止して圓滿解決したる如きは最も顯著なる事蹟なりとす。(特徴ある經營事例参照)

三、將來の計畫

一、出資金額一口金十圓を金三十圓に増額する事。

一、現在の農業倉庫を汽車、電車の停車場の附近に移轉し尙各七大字に一棟宛の農業倉庫を建設する事。

一、本年御大典の記念事業とし新築したる組合事務所を婚禮、葬儀の式場に利用せしめ、又一方に於ては精米所を建設し其他産婆、理髮等利用部の擴張を圖る事。

無限責任細河信用組合

事務所 豊能郡細河村
設立 明治四十四年十二月

一、設立經過



組長 岡村清三郎 氏

本村は地質上の關係及び比較的耕地面積の狹隘なるにより古來園藝觀賞植物の栽培を殆ん生業とせし來り其生産地として諸國に知られて居るが、時勢の進運に伴ひ一層斯業の發達を期するには、相當金融機關の必要を感じ有志奔走の結果明治四十四年十二月組合員二百三十七名を以て組合を組織したものである。爾來萬難を排し役、職員の熱誠と組合員各自の節制とに依り其基礎は愈々強固に金融

は自然圓滿に成績逐年優良となり、大正七年三月支會より、同八年四月中央會より各表彰を受けて今日に至つたものである。

設立當時の役員

組合長理事	福井熊三郎
理事	勝弘幾太郎
同	下村小兵衛
同	貴田太市郎
同	藪内熊次郎
同	澤田太兵衛
同	吉岡辰右衛門
同	村岡清三郎
同	勝川早太郎
同	南政次郎

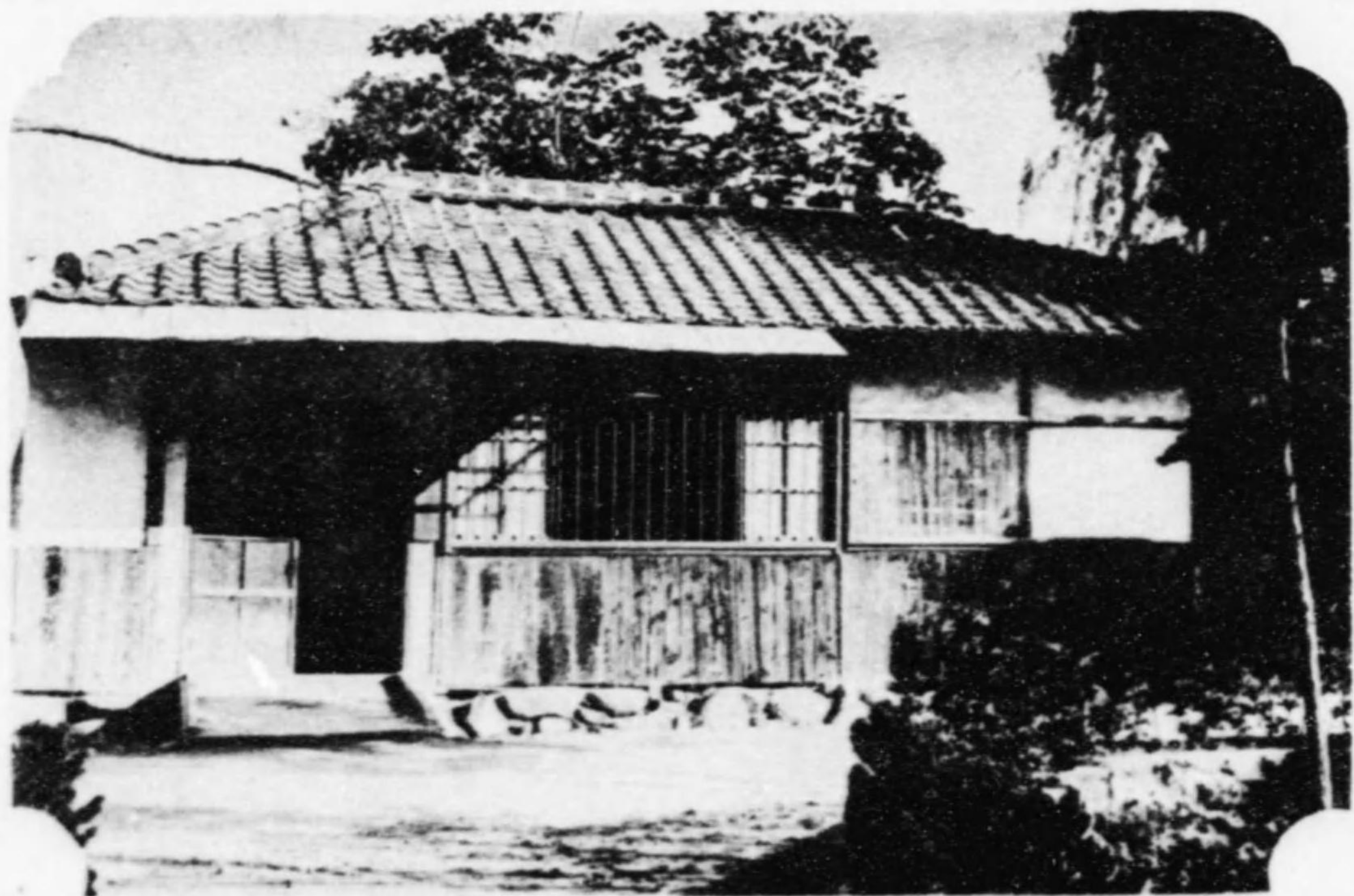
現在の役員

組合長理事	村岡清三郎
理事	勝弘幾太郎
同	澤田太兵衛
同	藪内熊次郎
同	下村惣七郎
同	吉岡辰右衛門
同	森岡辰右衛門
同	能勢菊松
同	一樋利右衛門
同	宮崎喜市

二、特色及顯著なる事項

被表彰組合概況

- 一、組合員の普及 殆んご全村各戸を網羅せり。
- 一、貯金の成績 貯金は各種の種目を設けて奨励せるが、殊に児童の教育貯金、勤儉月掛貯金は特徴する所なり。
- 一、貸付金 貸付金利率、月賦、年賦、救済貸付をなし未収入利息殆んごなし。
- 一、訓練 組合員訓練良好にして各大字の區長組合の事務を補佐し組合員の組合を信頼するこゝ篤く總會等の集合は殆んご皆出席組合員の娛樂に餘興を開催せり。
- 一、記念事業 大正八年四月中央會の表彰を受けたるを記念すべく、山林數町歩を買求め松、檜等を植付け永久に記念林となせり。
- 一、組合員の持分 創立當時出資一口金二圓にして其後金三圓を拂込ましめ餘は毎年剩餘金より出資額金二十圓に充當現在出資一口の持分は金六十圓に達す。



事務所

三、將來の計畫

- 一、組合事務所建設。
- 二、勤勉月掛貯金の増額。

有限責任道明寺信用購買組合

事務所 南河内郡道明寺村大字林
 設立 明治四十五年三月

一、設立經過

鹿衣鹿食に甘んじ勤勉力行、僅かに得たる貴重なる農民の報酬は商人其他高利貸の吸収するところとなり、金融の硬塞、産業の不振甚しく爲に農村疲弊、困憊愈深からむこした。村の有志は深く之を憂ひ、明治四十五年二月各地の組合を視察し得る處あり、同年四月五日組合を創立した。當初は道明寺村の内林、國府の二大字を以て設立し、爾來

苦心經營漸く其基礎鞏固に成績見るべきものあるに至り、大正五年八月區域を擴張して道明寺村一圓した。大正七年三月支會より大正九年四月中央會より表彰を受けて今日に至つた。

設立當時の役員	組合長理事	東尾平一	常務理事	井關義男
理事	理事	麻野芳一	理事	中野惣吉
同	同	東尾和一郎	同	東尾和一郎
同	同	中野惣吉	同	竹中熊造
同	同	土屋平吉	同	藤田宗太郎
同	同	清水長太郎	同	山脇勸十郎
監事	監事	安井太一	同	杉本時三郎
同	同	竹中太造	同	松村平一
現在の役員	同		同	白江琢三

二、特色及顯著なる事項

- 一、貯金成績 集金主義せり、随つて多額の貯金を集め得るに共に貯金上の良慣習を得たり。
- 一、貸付金 金利低率且貸出しあるものに對しては貯金を強制し、及貸金利息を分割徴收せるため未収入利息

殆ん皆無なり。

三、將來の計畫

- 五年計畫を定め實行を期せり。
- 一、組合員を五百名とする事。
- 一、出資金を倍額とする事。
- 一、組合事務所を建設する事。

無限責任日根野信用購買利用組合

事務所 泉南郡日根野村
 設立 大正二年八月

一、設立經過

大正二年村内先覺の有志相謀り、本村の如き耕地廣く地味肥沃、灌溉に便なる農村に他市町村民の有する土地多く

且村住民の産業上必要なる資金を仰ぐ機關なく且貯金の不便なるを憂へ、産業組合設立の急務なるを説き、大いに村勢の發展を期すべく中産者を糾合し、同年八月設立を見るに至つた。即ち日根野信用購買組合と稱した。當時組合員

僅に八十五名、微々たるものであつた。



氏治政菊長合組

爾來歐洲大戰の勃發に伴ひ、財界の不況次いで異常なる好況等、幾多波瀾多き歳月に試練を受け、此間役職員は熱誠なる努力を續け、困苦と艱難と戦ひつゝ、組合員の協力に依り、逐次發展を示し、大正十一年組合事務所(敷地共)を購入移轉し同年十二月農業倉庫を建築し、十三年より農業倉庫業を兼營し、翌十四年定款變更の認可を得、日根野信用購買利用組合

と改稱した。此間大正八年三月大阪支會より其成績見るに足るに認められ表彰を受け、大正十年五月八日中央會より其成績優良と認められ表彰を受け以て今日に至つた。

設立當時の役員

組合長理事 佛願作 右衛門

理事 石原龜太郎
同 山野徳太郎

理事	梶野熊太良	理事	目東
監事	久堀寅之助	同	神藤眞太郎
同	明貝藤太良	同	北庄司卯之助
同	佛願寅松	監事	石原定吉
現在の役員		同	山野梅松
組合長理事	菊政治	同	南惣治
常務理事	石原龜松	同	北庄司寅之助
専務理事	山本秀次郎	同	奥馬太郎
理事	和田市太郎	同	石原榮次郎

二、特色及顯著なる事項

一、貯金成績 昭和二年末三十一萬圓に達し成績良好である。

一、農業倉庫の經營 大正十三年より農業倉庫業の經營を開始し、大正十五年利用規程制定、精米機、精麥機の利用を開始す。

一、訓練

一、組合定期總會其他機會ある毎に講演、講話會の開催及組合趣旨の宣傳に關する各種の催

物を爲し、其趣旨の徹底に組合員の訓練に意を致せり。

- 一、大正七年六月以來米價は非常に騰貴し、八月に入り米價石五十五圓を唱へ、未曾有の高値を現はし、需給關係圓滑を缺き、食糧不足を訴へ人心動搖し、各地に米騒動の不詳事勃發し、事態容易ならざるものがあつた。組合に於ては之より曩きに神戸外米管理局に拂下げを申請し置きて、八月十六日船便にて之を取寄せ、即日原價（石二十圓）にて配給した。當時組合員並に一般は其機宜の策を感謝せるは勿論であつたが、村民は能く節制を重じ輕舉の振舞なく、其行動の神士的であつたことも決して見逃せない事實である。如此であつたら一面村内平穩



事務所

- 安堵して業務に従事し得、其機會に於て組合趣旨の宣傳に努めたるは現實に共存同榮の事相を解し吾組合の發展に資したるもの大なるものがあつた。
- 一、大正十二年九月關東大震災の際、直ちに組合員の生産したる玉葱七千貫を遭難地へ見舞品として九月七日大阪府の手を経て運送した様なものも亦平素の訓練の發露である。

三、將來の計畫

- 一、組合員の全村普及 現在村總戸數五百四十戸に對し組合員四百十名を更に全村に及ぼさんこす。
- 一、出資金の増加 現在一口の出資金十圓を五十圓に擴張し出資金二萬七千圓を十萬圓以上に増加せんこす。
- 一、貯金の獎勵 昭和二年度末貯金額三十一萬圓を更に獎勵して昭和五年末に五十萬圓に達せしめんこす。
- 一、自作農獎勵 昭和三年十月一日現在に於て他市町村民の本村内に於ける所有田六十七町歩を爾後十ヶ年を期し、村内自作農者に購入せしむべく、組合方針を定め之に向て努力せんこす。
- 一、利用部の擴張 利用農具の設備の完全を期するこ、一面各種式具の設備を圖り、利用を擴張せんこす。
- 一、組合事務所の新築 利用部の擴張に伴ひ、時機を察して何時にても組合事務所の改築を爲すべく、現に敷地購入済に付速に之が實現を期せんこす。

有限責任茨木信用組合

事務所 三島郡茨木町
設立 大正元年十二月

一、設立經過



組合長 川勝百太郎氏

明治四十五年前後は金融界極度に逼迫し當時茨木町民が高利貸より借入せる金額は、登録せられたもの、みにても三十萬圓に上つて居た。之に登録せられざる額を合すれば、蓋し莫大なる額に上るべきことは明かである。

此の如き狀勢であつたから、此の儘推移したならば、其の結果も想像に難くない。茲に於て有志相謀り百方奔走の結果大正元年十二月組合員二百二十九名を以

て信用組合を組織し、爾來幾多の困難に闘ひつゝ、役員熱誠と組合員の協同に依り基礎漸く鞏固となり、成績大いに舉り、大正八年三月十九日産業組合中央會大阪支會より、大正十一年四月二十日中央會より各表彰を受け爾來順調の發達を以て今日に至つて居る。

設立當時の役員

組合長理事	西田善五郎	現在の役員	組合長理事	川勝百太郎
理事	木村由松		常務理事	大西彌三郎
同	大西佐一郎		同	中村定助
同	下村萬二郎		理事	瀧川竹二郎
同	田宮精一		同	榎並新太郎
監事	森川富太郎			

中央會表彰組合



事務所

理事	堀 鹿 治 郎	同	今 井 年 美
同	松 村 洋	同	白 井 八 十 松
同	津 田 幸 次 郎	同	吉 川 恒 三 郎
同	野 村 吉 之 助	同	田 宮 精 一
監事	白 井 濱 藏	同	磯 島 佐 太 郎

二、特色及顯著なる事項

- 一、組合員の普及 組合員の分布良く殆んど全町に亘り網羅せり。
- 一、貯金成績 貯金額は屈指にして各種の目的貯金を設けて組合員の便益を計る其の額百四十五萬圓に達せり
- 一、貸付金 貸付金は各種の資金に對し比較的利率にして小額資金に融通を計り一般組合員に克く普及せり
- 一、訓練 毎年總會に於て宣傳を爲すの外機に依り種々講演餘興等開催して趣旨普及に努め、組合員利用良しく組合を信頼するこゝ亦篤く、各種貯金を通じ利用せざるものなく、近來貯金狀況特に良好なり。

三、將來の計畫

- 一、組合員及出資額を倍額に達せしむるの目的を以て加入宣傳に努むるこゝ。
- 一、利用事業を兼營して經濟産業用器具、機械の設備を行ひ組合員産業の發達を圖るこゝ。
- 一、適當の地を選び公會堂を建設し、一般組合員各種の會合に利用せしめ、以て組合員相互の親睦を計るこゝ。

有限責任三日市信用購買利用組合

事務所 南河内郡三日市村
設立 大正元年十月

一、設立經過

三日市村は當時都會的風潮浸入し、村民多く奢侈に流れ、安逸を貧り、五ヶ年間質素儉約の標語も名のみならむ

とした時、明治大帝御崩御の御事に遭ひ、改元の御事あり、此の時に當り大帝の御聖旨に報ひ奉らん爲め、茲に組合設立の計畫を建てたものである。

然るに一小村なる本村には、既に二銀行あり、商舖も亦極めて多き爲め之が心勞一方でなかつたが、有志の熱心の結果茲に大正元年十月を以て信用購買組合を設立したのである。

設立當時は基礎甚だ微々たるものであ



組合長 増田久太郎 氏

つて、貯金の如きも五千圓に過ぎなかつたが、偶々歐洲大戰あり經濟界の好況を來したのを機會に、極力貯金の奨励を爲し、組合主義の宣傳に努めた結果、事業逐年發達し基礎も大いに鞏固なつた。

大正七年五月産業組合中央會大阪支會より表彰せられ次いで大正十一年四月産業組合中央會より成績良好なるを認められ表彰を受けて今日に至つた。

設立當時の役員

組合長理事	南 長 壽
理事	増 田 久 太 郎
同	下 野 寅 造
同	谷 丑 松
同	南 薫
監 事	古 川 丑 松
同	奥 山 彌 三
現在の役員	増 田 久 太 郎
組合長理事	増 田 久 太 郎



所 務 事

専務理事	谷 止 松	同	塚 根 丑 之 助
理 事	南 薫	監 事	字 佐 美 政 吉
同	下 野 寅 造	同	高 岸 宗 一
同	南 正 一	同	仁 道 丑 太 郎
同	阪 野 宇 吉	同	

二、特色及顯著なる事項

- 一、貯金成績 各種團體の貯金を取扱ひ其の額多し。
- 一、貸付金 頗る低率なり。
- 一、訓練 組合員の訓練良好にして總會の出席者多く時間を勵行せり。

三、將來の計畫

- 一、貯金を一層奨励して五十萬圓をなすこと。
- 一、御大典記念事業として納税貯金を開始し、組合員の納税を容易ならしむること。
- 一、十年計畫にて組合事務所を建築すること。
- 一、産業組合中央金庫及び信用組合聯合會の貯金を増加すること。
- 一、販賣部を設くる事。
- 一、毎月組合時報を發行すること。

有限責任見山信用購買組合

事務所 三島郡見山村大字下音羽
設立 明治四十年十月

一、設立經過



組合長 中島孫太郎氏

本村は従来金融機關を缺ぎ、二、三の貸金業者あるのみであつたが、是等は孰れも高利を貸り、且小資産者は殆んど金融の途なく、有産者も雖も常に金融の途に窮し、漸く高利の借入を爲して資金の需要を満すの状態であつた。殊に日露戰爭當時經濟界の變動に依り、金融は極度に逼迫し、土地の賣却租税の滞納等續出し、貸金業者は益々利率を高め、村内に於ける重要物産たる寒天製造業者の大部分は資金の調達に大打撃を受くるの結果を見るに至つた。

時に寒天製造業者井上國松氏は信用組

合の有利なるを聞き、村の有力者大植清登氏に計つて爰に村内有志の會合を爲り、大植氏の斡旋に依り、漸く組合を組織するに至つた。爾來苦心經營茲に年あり、漸次基礎鞏固に、成績年々俱に良好となり、大正七年三月二十五日産業組合中央會大阪支會より、大正十二年四月二十五日産業組合中央會より各表彰を受け書記東野勇三郎君は創立當初より今日に至る迄二十年間勤続し熱心に事務に従事し、之亦大正十四年十一月八日産業組合中央會大阪支會から表彰せられた。

設立當時の役員

組合長理事	九鬼幾次郎
理事	井上榮太郎
同	原田馬之助
同	原田周三
同	塩田順治郎
同	本阪伊平次
同	仲榮治郎
同	門口伸治郎

中央會表彰組合



事務所

被表彰組合概況

理事	早栗榮太郎	理事	井上與平次
同	中島孫太郎	同	鹽田順治郎
同	角野市太郎	同	小坂與三郎
同	古谷藤吉	同	仲芳三郎
同	南野茂吉	同	小阪久吉
同	永瀧要之助	同	早栗榮太郎
監事	大植清登	同	古谷藤吉
同	井上庄太郎	同	小川政吉
同	井上榮太郎	同	南野織之助
同	井上庄太郎	同	大西作治郎
同	井上庄太郎	同	大植清登
同	井上庄太郎	同	九鬼幾次郎

六二四

現在の役員

二、特色及顯著なる事項

- 一、組合員の普及 殆んき全村各戸を網羅せり。
- 一、貯金成績 最も優秀にして一戸當約一千四百圓を算し各種目的の貯金を設けて便宜を計れり。

- 一、貸付金 最近貸付金利率を低下し、需要者の便宜を計り、未收利息の如きも極めて僅少なり。
- 一、訓練 組合員訓練佳良にして諸種の會合に於て集合歩合甚だ佳良なり。
- 一、御大典記念据置貯金 十年計畫を以て首題の如き貯金を設け、利率を高うし、組合員全部をして實行せしむる事なれり。

三、將來の計畫

組合振興の爲め五年計畫を定め一村全部を以て貯金額を六十萬圓を爲す事。

有限責任富田信用組合

事務所 三島郡富田町
設立 大正六年十二月

一、設立經過

時恰も大正六年偶々淀川増水に依り堤防破壊の災に遇ひ、村民の經濟狀態一變し、惹て産業頓に衰退したるに因り

有志大に之を憂ひ、相集りて之が恢復に腐心し、遂に産業組合の設立を企圖し、百方奔走して漸く同年十二月十九日組合員二百四十九名、出資口數一千七百五十一口、有限責任組織を以て設立し



氏耶太章方小 長合組

爾來幾多の財界變動に會ひ、其の經營困難に陥りたるこゝあるも、克く之に闘ひ常に役職員の熱誠と組合員の了解良しきにより、經營益々佳良に趣き、大正十三年四月十四日成績良好に依り産業組合中央會より表彰せられ、茲に一段の光彩を添ふるに至り、益々組合員協同一致其の發達に努め、逐年利用増加して成績良好

に向ひつ、今日に至つた。

設立當時の役員

組合長理事 小方章太郎
理事 好田吉右衛門

同 同 同 同

松政八十松
高井幸治郎
高井彌一郎
橋本榮作

同 松政伊三郎
監事 下村源三郎
同 勝田五右衛門
同 石井健次郎

現在の役員

組合長理事 小方章太郎
理事 好田吉右衛門
同 公政八十松
同 高井幸次郎
同 高井彌一郎
同 橋本榮作
同 松政伊三郎
監事 下村源三郎
同 坂田實郎
同 石井清治郎

中央會表彰組合



事務所

二、特色及顯著なる事項

- 一、貯金成績 各種の貯金を取扱ひ其の便益を圖ること尠からず、其の額五十餘萬圓に達し郡内に於ても屈指の地位に在り。
- 一、貸付金 區域は商業地にして組合員通じて商業資金の利用多く、爲めに斯業の資金に對し特別の便利を計り、且つ普通利率より低利を以て貸付け、其の發達に努む。設立以來會て未收利子を生じたることなきは、當組合の一特色とす。
- 一、訓練 毎年總會に於て種々の方法により趣旨の宣傳を爲すの外、役、職員をして専念趣旨の宣傳に努めしむるにより、逐年組合員の利用増加を來せり。

三、將來の計畫

- 一、町勢の發達するに伴ひ事務擴張と共に組合員を現在の倍數と爲すこと。
- 一、出資を倍額と爲すこと。
- 一、組合員利用觀念の増進を圖る爲め、組合員各戸に門標を掲げ、以て組合員相互の親睦を計ること。
- 一、事務所を新築して事務の擴張を圖ること。
- 一、利用部を兼營して産業上の發達を圖ること。
- 一、土地購入資金に付ては特別の規定を設け、以て低利の融通を行ひ自作農者の増加を計ること。

支會表彰組合

有限責任川北信用購買組合

事務所 大阪市西淀川區出來島町
設立 明治四十三年三月

一、設立經過

設立當初組合區域は川北村と稱し、大阪府下西北隅の小村にて全く不便至極の土地であつた。而して住民は全部農業者であつて、且に星を戴て出で、夕に月を踏で歸るの有様であるから、僅の貯金をするにも大切な勞働時間の幾部を割かねばならぬのであつた。此に於て當時の小學校長並村會議員等相謀り、明治四十三年二月僅かに十名の組合員を以て創立總會を開催したものである。此の僅かな十



組合長 佐野善十郎氏

被表彰組合概況

六三〇

名の組合員から今日に至る迄の理事者の苦心は、蓋し察するに餘りあるものがあるが。漸次組合員も増加し、事業も逐年盛大になつて行つた。大正五年三月大阪支會から表彰を受け愈々熱心に經營し、事に當つた、此の間に於ても幾多組合事業の消長はあつたが、苦心經營基礎次第に鞏固になつて今日に及んで居る。

設立當時の役員

組合長理事	高橋榮助
理事	木村市太郎
同	岡田善之助
同	高石半四郎
同	市山元三郎

現在の役員

組合長理事	佐野善十郎
常務理事	沼本漆
監事	田井兼吉
同	佐野利三郎



事務所

二、特色及顯著なる事項

- 一、貯金成績 組合員数の割合に多額にして殆ど全部貯金せり。
- 一、貸付金 貸付利率低く未收利息も少額あるのみ。

三、將來の計畫

- 一、組合員の數を増し而して各自確實なる生活を奨励する事。
- 一、資金増加に努力する事

有限責任曙川信用購買組合

事務所 中河内郡曙川村大字八尾木
 設立 明治四十年十一月

一、設立經過

本村は比較的小村なるも、古來平和なる純農村にして綿花の栽培盛に、所謂河内木綿の主産地にして一般農家の經濟は良好であつた。然るに一朝外綿の輸入、機械紡績業の勃興に遇ひ、加ふるに大阪市の近郷なるに交通機關にも恵まれず、却つて都市の弊風のみ傳播し、轉居失踪等相繼ぎ、人情は輕薄に流れ、民風悖德に陥り、勤儉貯蓄の思想去り全村全く疲弊した。時に本村の有志高萩眞一（現組合長）氏痛く之を憂へ、同憂の志を相謀り信用購買組合を設立し、大いに副業の奨励、零細なる貯金の勧誘に努むる處ありしも、設立當時組合の趣旨徹底せず、其間離間中傷をなすもの等ありて、經營困難なりしも役員の献身的努力も、組合員の自覺協同に依り、其の基礎鞏固に、二十年後の今日其成績優良なると共に、全村民に勤儉思想普及するに至れり。

設立當時の役員

組合長理事	高萩眞一	組合長理事	高萩眞一
同	小谷彌	理事	小谷彌
同	木村兵一郎	同	田中幸次郎
同	木下清輝	同	深江好男
同	田中久七	同	小西長三郎
同		同	小谷隆次
現在の役員		同	田邊七太郎

二、特色及顯著なる事項

- 一、組合員の普及 殆んま全村各戸を網羅せり。
- 一、貯金成績 本組合の趣旨よく徹底し、零細なる貯金者多く其口數件數頗る多し。
- 一、貸付金 利率低く償還方法便利なるを以て、以前村外より借入れせし舊債を償還し、本組合を利用せり
- 一、購買事業 特に學童に對する學用品の購買一般市價より安く、又必需品のみ購買することし、兒童をして經費節約勤儉の美風を養成しつゝ、あり。
- 一、訓練 組合員訓練良好にして組合員の組合を信頼すること篤く、總會等集合の歩合良好なり、

三、將來の計畫

- 一、組合員に對する出資額現在高五千百圓を三萬圓に増加すること。
- 一、組合員家族に最底一ヶ月一口金五十錢の据置貯金を老若にか、はらず身分に應じ貯金せしめ、總額十萬圓に勧誘する事。
- 一、農具の共同購入又は貸與に着手すること。

有限責任佛並信用購買組合

事務所 泉北郡横山村佛並
設立 明治四十三年六月

一、設立經過



氏 郎 一 徹 田 池 長 合 組

明治四十三年二月二十日成申詔書の御趣旨を奉體して、當時共同貯金を奨勵するに當り、之が御趣旨に副はむ爲、産業組合を設立せむし、有志奔走の結果明治四十三年六月組合員五十三名を以て之を組織するに至つた。爾來幾多の困難を闘ひつ、大正九年無限責任を有限責任に組織を變更し、熱心經營の結果基礎漸く鞏固に成績逐年良好なるに至り、大正七年三月産業組合中央會大阪支會より表彰

を受けて今日に至つたものである。

設立當時の役員

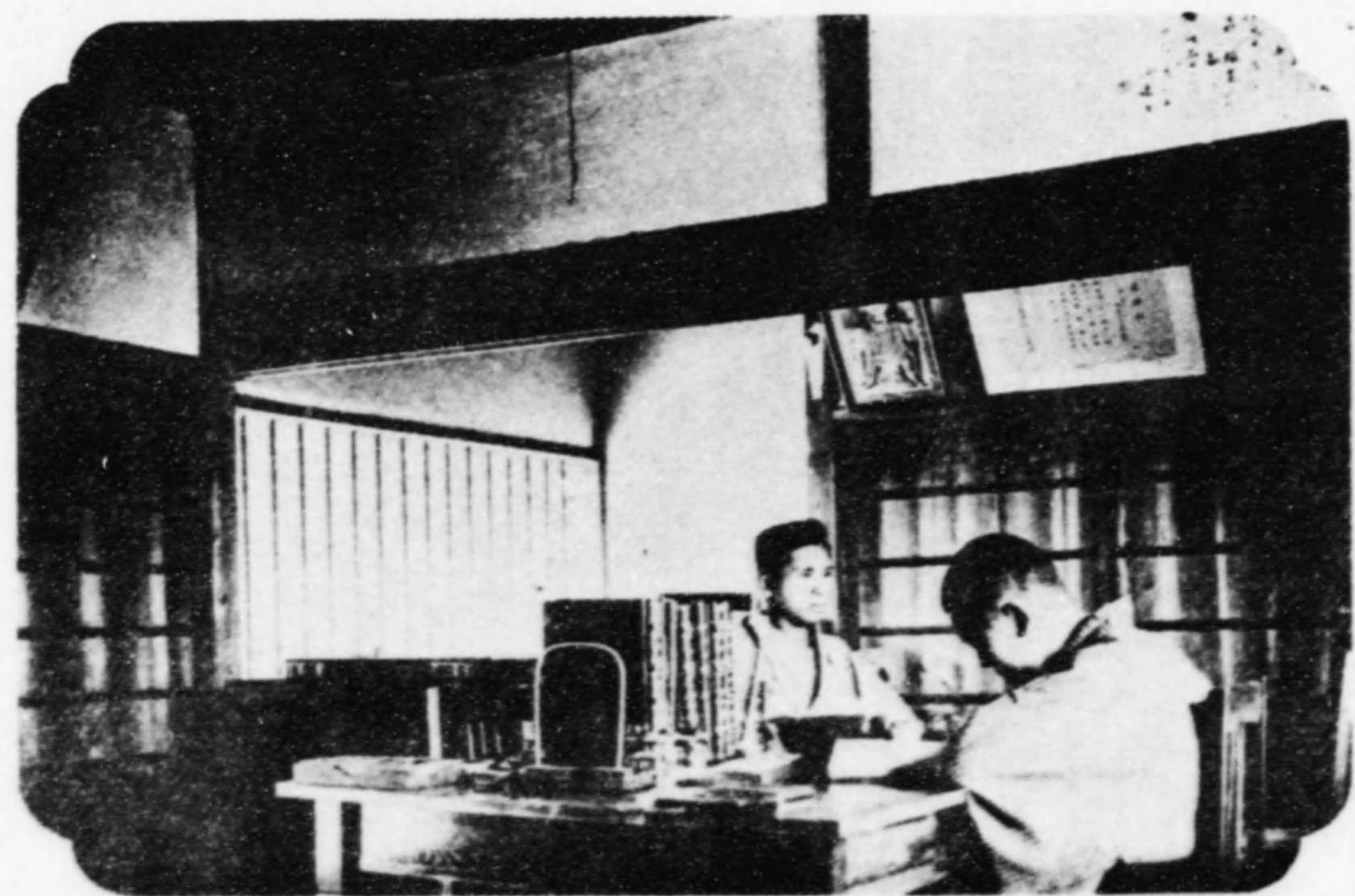
組合長理事	池田彌太郎
理事	池田仙治郎
同	池邊角太郎
監事	池田仙松
同	檜原幸一郎

現在の役員

組合長理事	池田徹一郎
理事	池邊重吉
同	南謙吉
監事	奥野高次
同	池田馬左治

二、特色及顯著なる事項

支會表彰組合



所 務 事

- 一、組合員の普及 殆んど全區各戸を網羅せり。
- 一、貯金成績 貯金は各種目的貯金を設け取扱の便宜を計る。
- 一、貸付金 貸付金利率にして殊に未収入利息皆無なり。
- 一、訓練 組合員訓練良好にして組合を信頼すること篤く、總會等集合歩合殊に好良なり。

三、將來の計畫

- 一、組合員を一百人にするこゝ。
- 一、出資金を一萬圓にするこゝ。
- 一、貯金を五萬圓にするこゝ。
- 一、貸付金は三萬圓の程度に於て産業資金として供給するこゝ。
- 一、購買事業として主要食料品及日用品の取扱をなすこゝ。
- 一、販賣事業として組合員の生産せる物品を共同販賣するこゝ。
- 一、利用事業として荷物自動車を購入し肥料及農産物の運搬の便を計るこゝ。
- 一、發動機、脱穀機を購入して利用せしむるこゝ。
- 一、農業倉庫の經營を爲すこゝ。
- 一、組合事務所を建設するこゝ。

有限責任阪堺薫香利用購買組合

事務所 大阪市東區南本町四丁目
設立 明治三十七年五月

一、設立經過

事務所及役員



最初薫香製造業者の同志を以て合資會社組織にて原料製粉事業を經營して居たが、明治三十七年三月頃堺市役所の勸誘を受け、同市櫻井彌三郎氏より産業組合として組合員の福利増進に努むるこゝの必要なるの提議あり、一同之に賛し、明治三十七年五月十日組合を創立し、同年五月二十八日府知事の認可を得、爾來事業も逐年進歩して今日に至つた。

設立當時の役員

現在の役員

組合長理事	津川甚七	組合長理事	石田定右衛門
理事	奥野久治郎	理事	奥野久治郎
同	中造作五郎	同	中造作五郎
同	中田作五郎	同	中田作五郎
監事	石田定右衛門	監事	大塚源平
同	櫻井彌三郎	同	福井伊助

二、特色及顯著なる事項

一、組合員は 大阪市、堺市に於ける當業者を網羅せり。
 一、事業は 水車工場二ヶ所を府下伏尾ミ兵庫縣住吉に置き完全なる加工購買事業を行つて居る。殊に豊能郡伏尾村所在工場は豪雨出水毎に水道が破損するのが常であつたから、久安川天狗橋附近より隧道を造つて此損害を除去せむとし、明治四十五年一月より起工し大正二年四月竣工し爾來水道に故障ある事なく大に便益を得た、(沿革の部に掲げたる寫眞参照)爾來工場設備も新式機械に改め、製造事業ミして範を示すに至り、又其製粉は組合製を以て良好品の第一位ミ稱するを得るに至つた。此の外原料及製粉貯藏用倉庫を堺市及東海道線住吉驛前ミ同吳田濱に建設し、目下池田驛附近に建設の準備中である。

三、將來の計畫

一、組合の規模を擴張し、其區域を京都府、大阪府ミし當業者の全般加入を勧誘せむとす。
 一、出資金額を八萬圓ミ爲し固定資金に充當せむとす。

無限責任 止々呂美信用購買組合

事務所 豊能郡止々呂美村大字下止々呂美
 設立 明治四十一年九月

一、設立經過

明治三十九年從軍兵士の凱旋するや、深く本村の將來に鑑み、産業組合設立の必要を感じ、或は村内の有志を歴訪し、或は集合を求めて熱心唱導に努めたが、當時耳を假す者極めて少なかつた。茲に於て是等有志は、口舌の効果なきを覺り、凱旋常勝軍の意氣を移して實業に奮勵努力し、銳意風紀の改善ミ生計費の緩和ミを圖らむとし、自資を抛

つて日用必需品を仕入れ、無手数料を以て之を村民に供給すること數十日に及んだものである。



氏吉榮本山長合組

達し、農家經濟に裨益せる而已ならず、又別に村内申合規約書を設定し其の協定に相俟つて、風紀振張に貢献する所多大である。大正八年三月中央會大阪支會より表彰を受け今日に至つた。

設立當時の役員

理事	中西新太郎
組合長理事	川上幾近
理事	中西安吉
理事	中西善太郎

理事	中西吉右衛門
監事	植田廣吉
同	山本勸兵衛
同	清水俵太郎
同	辻本善次郎

現在の役員

組合長理事	山本榮吉
理事	川上幾近
同	植田廣吉
同	西谷五右衛門
同	和田俵太郎
同	泉谷清次郎
同	中谷芳太郎
同	清水俵太郎
同	尾上次三郎
同	久保田治三郎

支會表彰組合



事務所

二、特色及顯著なる事項

一、組合員の普及 殆んど全村各戸を網羅せり。

一、貯金成績 貯金額は組合員數に比すれば府下屈指にして、各種目的貯金を設けて取扱の便宜を計れり。

最近(昭和三年七月末現在)の貯金状況左の如し。

(1) 各種貯金總高二十萬八千九百九十二圓三十一錢八厘。

(2) 組合員戸數百十七戸。

(3) 組合員平均一戸の貯金、一千七百八十六圓二十五錢九厘強。

一、貸付金 貸付金利低率、未収入利息少額にして回収期日一ヶ月後には大抵完納せり。

最近(昭和三年七月末現在)に於ける貸付状況左の如し。

(1) 貸付金總高、五萬六百四十九圓八十八錢。

(2) 貸付したる組合員數、五十九人。

(3) 組合員平均一人當貸付高、四百三十二圓九十錢四厘強。

一、訓練 組合員訓練良好にして組合員の組合を信頼すること篤く總會等の集合歩合殊に良好なり。

一、勤勉貯金 戊申詔書の御聖旨を奉體し、勤勉貯金を奨勵す。

三、將來の計畫

組合振興の爲め五ヶ年計畫を以て實行を期せんことす、其の計畫左の如し。

一、本村農家副産物たる果實の増收を奨勵し、之が種苗購入資金を最も低利に供給すること。

一、販賣事業を起し、組合員の共同利益を圖ること。

一、利用事業を行ふこと。

一、購買事務所を建設すること。

七、特徴ある組合の經營事例

府下の組合中には、其の事業なり、經營なりに可なり特徴を持つ組合が少なくない。今之を調査蒐集し、大體信用、販賣、購買、利用に區分して本史に掲げることとした。尙詳しく調査したならば、府下二百三十有四の組合中には、未だ之以外面白い特徴のある組合を發見することであらうけれ共、本史の脱稿を急いだ爲に其處迄調査に至らなかつた事を遺憾とする。

信用事業

有限責任大阪庶民信用組合の細民貯金

近時都市の發達は實に著しいものがある。總ゆる通信、交通の機關は云はずもがな、總ての生産機關は整備し、衛

生、修養、娛樂の施設に至る迄一として備はらざるなく、近代科學の粹を蒐めた大建築は次から次へ天を摩して營まれて行く。其處には財貨の山が築かれ、黄金の濤が打寄せて居る。斯うした美觀に接しては何人も都會に對する憧を禁じ得ないであらうが然し、此の發達し行く物質文明の裏面には、社會のドン底に沈淪して、唯其の日其の日を生きたんが爲に、あらゆる人生の苦痛、悲惨を嘗めながら喘ぎ苦しんで居る多くの人々のあることを決して忘れてはならない。それが大都市であればある丈一層かうした事實がヨリ甚しくなつて行く。殊に我大阪市の如き大商工都市に於ては、勞働者が取わけ多く寄り集まる關係から、特に斯うした人々を多く持つのである。斯る状態に於かれてある人々は勿論のこと、其他小商工業者や薄給者等の小額所得の階級に向つて、所謂社會的施設を完備して是等衆庶の生活の安定と向上を圖つて行くことは、何を措いても必要な事柄であらねばならぬ。有限責任大阪庶民信用組合は斯うした必要の爲に大阪府方面委員の制度に關聯して、社會の收斂者や極貧者なき、方面委員の「カード」に記されて居る細民を主とし、下級勞働者や小額收入者を對照して設立せられたものであつて、斯様な人々五萬六千八百有餘人の汗と脂との結晶たる、零碎目にも止まらぬ貯金を蒐めて今や其の額四百四十五萬九千餘圓に達し、「塵も積れば山となる」さか「精神一到何事か成らざらむ」さかの格言が、決して古人の空想でも誇張でもない事を如實に證明し、我大阪市に於ける一の誇りとして、麗しき人類愛の一殿堂を築き上げて居るのである。此の組合は、斯うした理想に依つて生れ、麗しい犠牲奉公の精神、涙組ましい奮闘努力に依つて今日をなして居るものであるが、尙其の特色は此の組合の設立せらるゝに至つた動機を掲げることに依つて、更に一層明瞭なる事と思ふ。

夫は丁度大正八年十月のことである。府方面委員の常務委員會が知事官邸で開かれた。その席上で、天王寺第一方

而常務委員は大略次の如き報告をした。……「天王寺下寺町附近には八十軒長屋で通つてゐる裏長屋がある。此の長屋には二百幾つかの世帯者が呪ひの世を送つてゐる。そこで關係の方面委員が、八十軒長屋の悲惨極まる生活状態を、事こまやかに調査した所が、其の何れもが極端な言語に絶した極貧生活をしてゐて、而もその世帯も十圓乃至三百圓の俗に『烏金』といつてゐる高利の負債を持たぬ者はない。この借金の爲にさんなに努力した所が、永劫浮ぶ瀬のないこゝがわかつた。そこで方面委員達は、彼等を一人前に社會の表に出すには此の『烏金』を先づ縁を切らしむるにありし、委員は戸毎に其の負債額丈の金を貸與して、先づ此の『烏金』を返済せしめ、一面『烏金』を同率の利子を取立て、之を悉く本人の貯金とし、業務に精勵せしめた結果、其の後一年そこ／＼で、借金は拂ひ、其の上は何程かの餘裕さへ生じるやうになつた。此の實績に鑑み委員達は最寄の「カンテキ裏」「下駄屋裏」「桃の木裏」「豚屋裏」「カキモチ裏」なまいふ裏長屋について戸毎に實情を調べて、前の如くに勤儉の美風を説いた。其の結果全體を通じて數千圓の貯金が出来、今では何れも日々楽しみ勇んで家業に精勵して居る云々」……

この報告に接した委員は人生の起死回生的新生面の開拓につくべく多大の感激を以て報告を迎へた。之を動機として方面常務委員中から、小口貯金制度調査委員を設け、調査研究を重ねた結果、茲に本組合の設立になつたのである斯くて全市四十ヶ所の方面事務所組合事務所を併置し、七百有餘名の方面委員の犠牲的努力に依つて經營今日に至つたものであるが、無より有を生み出した委員の努力、委員に動かされて勤儉是努めた貯金者の事例二三を次に摘録して置く。

回心上の一路に進む

大阪市天王寺區河堀町二、四一一番地
青物行商 前 田 安 吉
當 六 十 九 歳

放浪を事とする無頼の生活者は誰れ一人嫌はぬものはない。本人は元、そういった世の所謂、もてあまし者であつた。方面委員は再三再四改悛の道へ導く爲めに親しく訓戒を試みたが、馬耳東風、頑として委員の好意を受くべくもなかつた。委員は尙ほも届せず、貯金箱に金五拾錢を入れて、これを與へ、貯金の奨励に努めた。けれども心を動かすには足らなかつた。委員は更に屈する色もなく根よく熱心に督勵した。遂に頑たる本人も甲をぬいで大正十年二月、二回の集金に七拾五錢の貯金をすることに成つた。委員は此の機逸すべからずとし、直ちに貯金通帳を本人に渡し、ますます激勵した。其の効果は空しからず、其の年末には參拾五圓内外の額に達した。これと同時に本人も刻苦精勵本性に立還つて、大正十二年には百參拾餘圓の貯金と別に出資參拾圓を以て組合員の一人となるに至り、昔日の「妄者安」の悪ニツクネームも取り去られて、前田青物商店の主人公として、旺んに活躍してゐる。これによつて離散してゐた一大家族も、家に歸り、今や一家團樂の平和な餘所の見る目もうらやましい家庭をつくつて、一家向上の途に向つてゐる。

少年の孝養と父の改心

大阪市西區三軒家上之町六七番地
花 緒 配 達 林 奈 真
當 九 歳

父は家業を顧みない遊惰の日を送る無頼の徒であつた。奈真君は幼少の時から母の善良な性格と感化によつて、父は全く變つた。父は家業を顧みない遊惰の日を送る無頼の徒であつた。奈真君は幼少の時から母の善良な性格と感化によつて、父は全く變つた。父は家業を顧みない遊惰の日を送る無頼の徒であつた。奈真君は幼少の時から母の善良な性格と感化によつて、父は全く變つた。

た着實なる質を俱ふ、加ふるに敏捷の氣性を持って居た。七歳の頃から使歩きや小用間などをなして、母を慰めその家計を助けてゐた。この事を耳にした方面委員は可憐に思ひ、指導奨励して、花緒加工品の運搬配達に従事せしめた。十銭内外の日收の殆全部を貯金するまでになり、大正十年十二月以後は毎月貳圓以上を間斷なく貯金して來た。かくて大正十二年四月に三軒家尋常小學校に入學し、放課後は相變らず從來通り撓まず屑業にいそしみ、貯金は怠らない。

近頃になつて、父伊之助も、至孝なる奈其少年の行と勤勉さに激勵せられて、幡然改悟し、爾來全く別人の如くになり、日々手傳職に従事し、母は内にあつて花緒職を勵み、一家擧つて、勤儉を旨とし、生活の餘裕を生じ、かくて平和な家庭が少年奈其の勤勉と至孝によつて營まれるやうになつた。奈其の如きは稀なる模範兒として賞揚すべきである。

少年孝子の勤儉

大阪市浪速區宮津町三六五番地
露天焼肉賣業 増田丑松
當十五歳

家貧しうして孝子出づとは少年丑松君のことであらう。父辰造君は混細工職をして月收四拾五圓、母うたは一文菓子露店を出して月收十四圓内外を儲け、これで丑松君や其兄菊次郎君、妹さめの三人は此の父母の許に細々ながら養育せられた。不幸にして辰造君は大正十四年七月に四十二歳を一期として世を去つた。此の大黒柱を喪つた一家は直ちに其の日の生活に窮した。其上母うたは末子を分焼(直後死亡)産褥に在つた際して丑松君一家の悲みは言語に絶し、悲惨も亦筆紙に盡せぬ程であつた。其時まで小學校に通つてゐた丑松君は一家の危急を見て、直ちに退校し、幼な心にも奮然蹶起して、一家を悲境から救ひ出さうと堅い決心をした。爾來、寒暑風雨を厭はず、朝は六時から起きて今宮の屠牛場の手傳に行き、正午まで働き、其報酬として普通の値段より安く賣つてもらひ、午後二時から釜ヶ崎に月々拾五圓の軒先料を支拂つて其處で焼肉屋を始めた。そして母親に手傳はせて夜の十二時

までも立ち働き稼ぎ通した。それ丈の努力でも讚美に値するのには、父の存命中即ち大正十年一月から方面委員の勤めによつて貯金を始めたが、此の商賣をするまでにはふに足らぬものであつたが、それ以來は月々拾圓乃至拾七圓の金額を組合へ預けることになつた。大正十五年度(昭和元年度)までに彼れの血と汗との結晶は貳百九拾九圓餘に達した。彼れは勤勉なる上に親孝行者として近所隣りの褒めものである。尙ほ兄は他へ奉公中であるが、心がけのよい青年で、月に拾貳圓を母の手許に届けてゐる。

節婦の勤儉よく一家の危機を救ふ

大阪市港區三軒家二ノ六番地
小學校使 丁 神田トキヲ
當四十一歳

堅忍不拔の精神はよく一家を幸福ならしめる。トキヲ女の如きは將にそれである。同女は泉尾第二小學校即ち方面委員事務所に在校の使丁である。彼女が昭和三年春までに積んだ貯金の總額は貳千參百七拾圓餘に上つてゐるが、この巨額の貯金は僅な収入の中から月々女の細腕一つで積まれたといふに至つては蓋し驚嘆に値するであらう。大正八年の或日、大工職であつた夫藤吉は約二年間他行を餘儀なくされた。當時何の貯へもなかつたトキヲ女は十歳の長女と二歳の長男の二兒を抱えて忽ち其日から途方に暮れた。この窮狀を見た方面委員は先づ彼女に安心の道を開くべく努力した。即ち方面常務であり泉尾愛兒園長である田中氏は、同園の節婦館に彼女達を收容して先づ住居を與へ、次で彼女に収入を與ふべく、幼兒の保育を愛兒園に託し、而して最後に彼女を泉尾第二校使丁に周旋した。こゝで彼女は毎月參拾圓の収入が出來た。かくして漸く生活の安定を得た彼女は貯金をはじめた。大正十年夏、彼女は二人の子供と打揃ふて約貳百圓の貯金を引き出して他行中の夫藤吉を無事に迎へた。此日の一家の喜びと藤吉の感激さは筆紙に盡されぬ程であつた。夫の歸來後は、現在の家を借り、夫婦協力相和して業に勵み、子女の成長を樂しみに、蜜蜂の如く、蟻の如くに根氣よく稼ぎ且つ貯ふるこゝ茲に數年、大正十四年には、二男を加へ一家五人となつたが、當時十八歳の長女も稅務監督局の給仕として兩親を助け、一家の生計は漸次安定して來た。大正十四年七月以來は月々の貯金額も逐次増加し、殊に最近

に至つては彼女の収入は全部貯金されるやうになつた。かくして彼女の一家は日に月に恵まれつゝある。

有限責任大津信用組合に於ける機業資金の貸付

産業組合の目的を今更事新しく説明する必要はないが、夫が組合を構成する組合員の福利を増進することに在るならば、其處に作り上げらるゝ組合は、何處迄も組合員そのものを本位とせる、組合員の産業、組合員の經濟、組合員の生活に即した組合でなければならぬ筈である。故に消費地には消費組合が起り、農村には肥料等の購買組合が生るゝのは自然の道理であつて、信用組合に於ても亦同様であらうと思ふ。即ち農村には眞の農業信用組合（若し斯様な言葉が許さるゝならば）が設立せられ、都市には眞の商工信用組合が經營せられなければならぬと思ふ。斯の如く眞に組合員の必要と自覺とに依つて設立せられ、其の經營が組合員の生活に即した經營であつてこそ、初めて産業組合の目的を達し得るものであると謂ひ得やう。此の意味に於て泉北郡大津町に於ける、有限責任大津信用組合は、將に機業信用組合と稱することが出来る。

由來泉州の地は古くより綿織物の産地として世に知られ、殊に大津町は、町即機業の觀ある地である。何人も彼の南海線大津驛を過ぐる時に、朝夕の電車が織物工場に通ふ女工に満たされるのに先づ一驚を喫し、更に足を大津町に入れたならば、各機業工場より起る股々たる織機の音、モーターの響、出荷、入荷の絡繹たるに再驚を禁じ得ないであらう。けに大津町は機業の町である、今試に同町に於ける生産物の状況を調査するに、同町一ヶ年の總生産額は

四、九五八、三九一圓で、内四、八二五、一二五圓は工産物である。其の工産物中四、七四七、五六三圓は機業生産額即ち紡績、綿毛布及綿毛交織、敷布、肩掛、テープ類であるから機業産額は同町總生産額の九割五分以上を占め、機業戸數百五十八戸、之に従事する人員約三千二百人に上る事實を以てしても、機業は實に大津町の生命であつて、之が消長は直に町の隆替を左右する結果となることを發見するであらう。

斯の如き状態の内に置かれて在る同町信用組合が、機業資金の供給の爲には絶大なる努力を拂ふ事は極めて緊切な事であつて、町が機業を生命とするが如く、組合も亦機業資金の供給を生命とするに至つて居る。此の機業資金供給の方法としては、勿論普通の證書貸付や、手形貸付を行ふのは當然であるが、茲に特に注目し値するのは、數年前より開始して居る製品擔保の貸付を行ひつゝある事である。

元來此の綿織物の荷動は、大體八九月頃より秋期にかけて最も旺に、夏期は比較的閑散であり又、時期に依つて價格にも相當の差を生じて來る。斯の如き場合機業者は、其の生産品に對して一時資金の融通を得て、之を適當時機迄持ち越す事は、農村に農業倉庫が必要であると同様に、極めて必要な事柄である。茲に於て組合では、同町織物業者を以て組織せる、日本毛布敷布工業組合の特約を結び、組合員中其の生産品に對して金融を得んとする際は、先づ工業組合に其の生産品の保管を委託する。工業組合に於ては此の委託品に付き嚴正なる検査を行ひ、品名、荷造、記號個數、數量保管場所其他必要事項を記載した入庫票を發行し、現品を工業組合の倉庫に保管する。此の入庫票は信用組合で金融を受けしめる爲特に發行するもので、此の貸付に就ては、工業組合の役員が全部個人保證をすることに於て居る。信用組合に於ては此の入庫票を擔保として受入れ、入庫品時價の六割乃至七割を標準として貸付を行ふ

のである。本年に入つてからの此の入庫票擔保貸付を見るに、貸付高四七二、二二四圓、償還高三九一、三一七圓、現在貸付高一〇六、二七一圓、件數九六件に達して居る。組合が此の方法を初めた事に依つて受くる組合員の利便は、に少からざるものがある。大體同町の織物の約八割迄は支那、南洋方面への輸出品で、二割丈を内地で消費して居る。従て今次の支那動亂に依り、主なる需安地の輸出が停頓した爲、當業者は何れも滞貨の山を築き、機業界は非常な苦境に立つた。若し此の儘繰業短縮が續き、或は事業休止が出る様になつては、機業者のみならず、之に従事する三千有餘の職工の死活問題となり、由々敷社會問題をも惹起せぬとも限らぬのであつた。此の時に於て組合に於ては、全力を盡して此の入庫票擔保貸付を行つて之を救済した爲、機業者たる組合員の蒙つた利便は勿論、職工達も安んじて工場に働く事が出来たのであつた。大體本組合が機業資金として貸付を行つて居る額は本年十月現在に於て證書貸付二二九、三七一圓、一四二件、手形貸付一二六、三九〇圓、一八二件、入庫票擔保貸付一〇六、二七一圓九六件計四六二、〇三二圓、四二〇件に上つて居る、之を總貸付高六五六、七〇七圓に比して、如何に組合が斯業に努力して居るかを知らる事が出来やうと思ふ。左に最近に於ける機業貸付の状況を表示して置く。

機業資金貸付状況

年 度	種 別	前年末現在	年内貸付	年内償還	年末現在	件 數
昭和二年	證書	一四七、六七四	三九、七三三	三五九、九七〇	一九、四六六	二六
	入庫票擔保	一、一〇一、〇三三	三三六、六五三	二二一、〇三三	一五、六五九	二五

昭 和 元 年	手 形	計	昭 和 二 年	手 形	計	日 現 在	手 形	計
	一六、四三三	一六、四三三	一九、四六六	一九、四六六	一九、四六六	一九、四六六	一九、四六六	一九、四六六
	三六、〇〇八	三六、〇〇八	三三、七九	三三、七九	三三、七九	三三、七九	三三、七九	三三、七九
	九三、三三二	九三、三三二	一五、六二九	一五、六二九	一五、六二九	一五、六二九	一五、六二九	一五、六二九
	二六七、六二八	二六七、六二八	四三、六三九	四三、六三九	四三、六三九	四三、六三九	四三、六三九	四三、六三九
	八八、六二二	八八、六二二	五四、二〇九	五四、二〇九	五四、二〇九	五四、二〇九	五四、二〇九	五四、二〇九
	六六、八四三	六六、八四三	一、一八九、五五三	一、一八九、五五三	一、一八九、五五三	一、一八九、五五三	一、一八九、五五三	一、一八九、五五三
	二九一、八九七	二九一、八九七	二五九、二四四	二五九、二四四	二五九、二四四	二五九、二四四	二五九、二四四	二五九、二四四
	三六、〇〇八	三六、〇〇八	四七、三三四	四七、三三四	四七、三三四	四七、三三四	四七、三三四	四七、三三四
	一、〇六五、四四三	一、〇六五、四四三	三九、三三〇	三九、三三〇	三九、三三〇	三九、三三〇	三九、三三〇	三九、三三〇
	一、〇六五、四四三	一、〇六五、四四三	四四、七三六	四四、七三六	四四、七三六	四四、七三六	四四、七三六	四四、七三六
	一、〇六五、四四三	一、〇六五、四四三	一〇六、二七一	一〇六、二七一	一〇六、二七一	一〇六、二七一	一〇六、二七一	一〇六、二七一
	一、〇六五、四四三	一、〇六五、四四三	二六、九九〇	二六、九九〇	二六、九九〇	二六、九九〇	二六、九九〇	二六、九九〇
	一、〇六五、四四三	一、〇六五、四四三	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

保證責任 水室信用購買販賣利用組合の自作農創設

近代農村經濟の衰頹、思想問題の紛糾により、小作爭議は益々深刻化するの傾向にあり。其の解決方法は非常に重要な問題となつた。之に付ては種々の對策が講ぜられて居るが、産業組合に於ける自作農創設事業は其の解決策の一として、相當の成績を擧げて居る。現に北河内郡水室信用購買販賣利用組合は其の一例である。小作農が勞力

費用に比し、其の収入極めて少量にして、小作料の高低は常に彼等の生活に影響し、此の點に於て小作人が苦境にある事は看過する事は出来ない。然し小作人は土地を購入して自作に移るに足る財力を有しないのみならず、資金の借入も極めて困難なる爲め、争議の禍根は永く残されて行くのである。茲に於て組合が長期且利低の資金を融通して土地購入の便を與へ、自作農に移らしめる事は誠に適切な事である云はねばならぬ。

本組合は斯かる見地に於て、特に自作農奨励規程を設け、組合員にして土地を購入し、之を自作せんとするものに對し、長期且利低の土地購入資金並に維持資金の特別貸付又は購入斡旋を爲し、以て自作農創設を圖り、小作争議の發生を未然に防ぐ事に努めて居る。本組合は已に大正二年此の必要を認めて其の計畫を進めて居たが、組合の財政上之を許さず、當初に於ては僅か二、三件に過ぎなかつた。然し逐年其の必要に迫られ、組合財産の充實に相俟つて、愈大正十一年より右自作農奨励規程により本事業の徹底に努めた。

其の方法は自作農奨励規程に基き、申込書を徴して其の實情を調査し、購入田地時價の八割以内を十ヶ年以内の年賦償還の方法により、年利六分乃至八分以下に於て貸付を爲すのである。そして購入すべき田地は、村内の地主及他町村の地主にして、村内に耕地を有するものに分譲方を交渉し、理事が其の仲介の勞を取つて購入せしむることにして居る。尙貸付くべき資源は、貯金總額の三割乃至四割を標準として融通し、又政府の低利資金を仰ぎ、之に充て、居る。

而して本事業を計畫實施するや、各階級の之に共鳴するもの多く、當初の大正二年に於ては、僅かに三件、其の金額二千三百四十圓餘で、耕地の異動したものは四反歩に過ぎなかつたが、逐年増加し大正二年より昭和二年末迄に至

る間に取扱ひたる件数は、一二六件で、之に貸付せる資金一三二、一七〇圓小作より小作兼自作に進みたる者、八十人其の購入田畑約二十町七反歩、自作兼小作より自作農に進みたるもの二十五名、其の購入田畑約十二町歩に達した。而も尙ほ最近に於ては、一層本事業の擴張を期し、數字的にも大いに其の成績を擧げて居る。

大正二年度及昭和二年に於ける當村民の地主、小作及び自作の数は次の通である。

年 度	地 主	自 作	自作兼小作	小 作	總 計
大 正 二 年	二四人	六〇人	五三人	一〇二人	二三九人
昭 和 二 年	二一人	八五人	一〇四人	二〇人	二三〇人

右の表に於て見る如く、小作農減少して、自作農及び自作兼小作の著しく増加したるは、一に組合の事業の賜である云はねばならぬ。而して又組合に於ける斯の如き施設が、一面に於ては村内に無形的な好影響を與へる事も看過する事は出来ない。元來北河内郡は小作争議の相當盛んな地方であるが、氷室村は右の結果により、全く其の圏外におかれ、村民融和協調の美風を生じ、組合事業の發展に努力するに到つた。

尙參考迄に本組合の自作農奨励規程を次に掲げて置く。

保証責任氷室信用購買販賣利用組合自作農奨励規程

第一條 本組合ハ組合員ニシテ土地ヲ購入シ之ヲ自作セントスルモノニ對シ其ノ土地購入資金並ニ維持資金ニ特別貸付又ハ購
信 用 事 業

特徴ある組合の經營事例

入幹旋ヲ爲スモノトス

第二條

本規程ニ依リ貸付又ハ幹旋ヲ受ケントスルモノハ左ノ資格ヲ具備スルコトヲ要ス

一、勤勉誠實ニシテ貯蓄心アルコト

二、本組合區域内ニ永住ノ見込アルコト

三、農業ヲ以テ主業トシ現ニ五反歩以上ノ土地ヲ耕作スルコト

四、本組合定款第八十八條ニ違背セサル者

第三條

貸付又ハ幹旋ハ左ノ制限内トス

一、貸付金額ハ購入代金ノ十分ノ八以内トス

二、購入スヘキ耕地及從來所有セル耕地ノ合計反別一町歩以内トス但シ細地ニ反歩ヲ以テ田地一反歩ト見做シ換算スルモノトス

第四條

貸付ハ十ヶ年以内ノ年賦償還ノ方法ニ依ルモノトス但シ申込者ノ希望又ハ本組合ノ都合ニ依リ五ヶ年以内ノ定期償還ノ方法ニヨルコトアルヘシ

第五條

貸付ヲ受クル者ハ擔保トシテ其ノ土地ニ付第一順位ノ抵當權ヲ設定シ尙保證人ヲ立ツルコトヲ要ス但シ特別ノ事由アルモノハ此ノ限ニアラス

第六條

貸付利率ハ本組合ノ普通貸付利率ヨリ以下ニ於テ毎年總會ノ承認ヲ得テ理事之ヲ定ム但シ滿信省ヨリ低利資金借入セシトキハ其ノ利率ヨリ五厘増加スルコト

第七條

土地賣買ノ幹旋成立セサル時又ハ賣却アルモ購入者ナキ時ハ本組合ノ餘裕金アル場合ニ限り總會ノ決議ノ範圍内ニ於テ一時之ヲ取得シ更ニ組合員ニ賣却スルコトアルヘシ

第八條

本事業施行ノ爲ニ支出スヘキ金額ハ毎年總會ノ決議ニヨルモノトス本組合ノ資金ヲ以テ不足スルトキハ逓信省又ハ保

證責任大阪府信用組合聯合會日本勸業銀行大阪農工銀行ヨリ借入レヲナスコトアルヘシ

第九條

組合員ニシテ土地ヲ賣買セントスルトキハ之カ幹旋方法ニ付本組合ニ申出ル義務アルモノトス

第十條

組合員本規程ニヨリ貸付又ハ幹旋ヲ受ケルモノハ別紙様式ノ申込書ヲ理事ニ差出スヘシ

第十一條

理事前條ノ申込ヲ受ケタル時ハ其ノ事情ヲ審査シ貸付スヘキ金額及方法又幹旋スヘキ土地反別及價格ヲ申込者ニ通知スルモノトス

第十二條

本規程ニヨリ資金ノ借受土地ヲ受得シタルモノハ未タ完済スルニ至ラスシテ其ノ土地ヲ全部又ハ一部ヲ賣却若ハ讓渡又ハ自作廢業セントスルトキハ事情ヲ具シ理事ノ承認ヲ得ルヲ要ス

借入申込書

一、借入金額

圓也

一、購入豫定地

村名小字地番	種	目	反	別	地	價	宛	米	購入豫定價格

右土地地主何々某ヨリ購入豫約致候ニ付右代金組合ヨリ貸與相願度此段申込候也

有限責任島本信用販賣購買利用組合の小作爭議の防止

産業組合に於ける自作農創設事業の一例として氷室組合を挙げたが、近來地主と小作人の關係は各地共、舊來の溫情的關係を離れて、爭議の内容も、永久的變革的性質を帶び、著しく深刻化して來た様である。從て産業組合が此の間に介在して適當な施設を行ふことは誠に必要な事である。更に其の例を三島郡島本村、島本信用販賣購買利用組合に挙げて見やう。

當組合は組合員四百四十名中農業者は四百四名、その内、地主と稱せられる者、約七十名、自作兼小作百三十名、純小作者二百四名であつて、地主と稱しても七十名中小反別ながら自作を爲すもの五十六名、全然自作せずして小作せしめて居る者十四名であつて、田地七、八町歩を有する者を最高とし、平均三、四町歩處の地主であるから、階級的差違はさして甚しくない。けれども當三島郡には激甚な小作爭議で全國に名を馳せた村もあり、また淀川を隔て、小作爭議の件數府下第一等の北河内郡に對してゐるので、組合理事者は早くも此の點に留意し、小作爭議防止の策として自作農創設の爲に資金の貸付を行はうとした。自作農創設資金の貸付といふても、徒に資金のみ貸付けても地主が頑冥て目前の利慾のみ考へ、土地を小作人に賣却することを拒めば如何にもすることが出来ない。故に此の事業は先づ組合員中の地主がよくその本旨を了解して、組合を援助してくれなければならないのである。そこで此の組合の理事者は、大正十年の初、先づ地主に對し所有田地を賣却して、小作人に賣却する事を勧誘し、その方法及價格を

總て組合に一任する様機會ある毎に協議したが、地主等の反感甚しく、一時は組合理事者は小作人の意を迎へ、村の秩序を攪亂するものであるとて、却つて悪い結果を惹起したが、理事者は屈せず種々協議の結果、二ヶ年の歳月を費し、遂に大正十二年より自作用地を購入せんとする者には、特別に資金を貸付け、且つ購入の斡旋をもするやうになつた。處が大正十四年の秋に至つて小作米減額の問題を生じ、曩に理事者が憂慮したやうに地主と小作の協調破れ、小作人中約七十餘名は結束して農民組合へ趨らんとしたが、組合理事者は東奔西走双方の調停に力めたので、小作者側も理事者が前述のやうに、早くより地主小作の協調に意を注ぎ、種々斡旋した事を徳とし、遂に結束を解いて圓滿に解決し、双方共に組合に感謝した。理事者が積年の苦心は、此の時始めて報ひられたのである。また當區域内には日本紡績株式會社が絹糸工場を設置し、且つ従前より東海道線山崎驛ある上に、最近新京阪電車東南部を走り、停留所も設置せられるやうになつたから、農業を廢する者漸く多くならんとする。故に自作農創設は益々必要な事で、理事者は益々此の點に努力してゐる。小作人が組合より資金を借りて購入する自作用地は、從來一ヶ年平均一町歩人員は五六名、組合より貸付ける資金は一反平均千二百圓の割であつて、一ヶ年平均一萬二千圓である。

此の事業を始めて以來、現在に至るまでの間に組合より資金を得て自作用地を購入した者二十六名、反別約六町餘貸付金累計約七萬二千圓である。

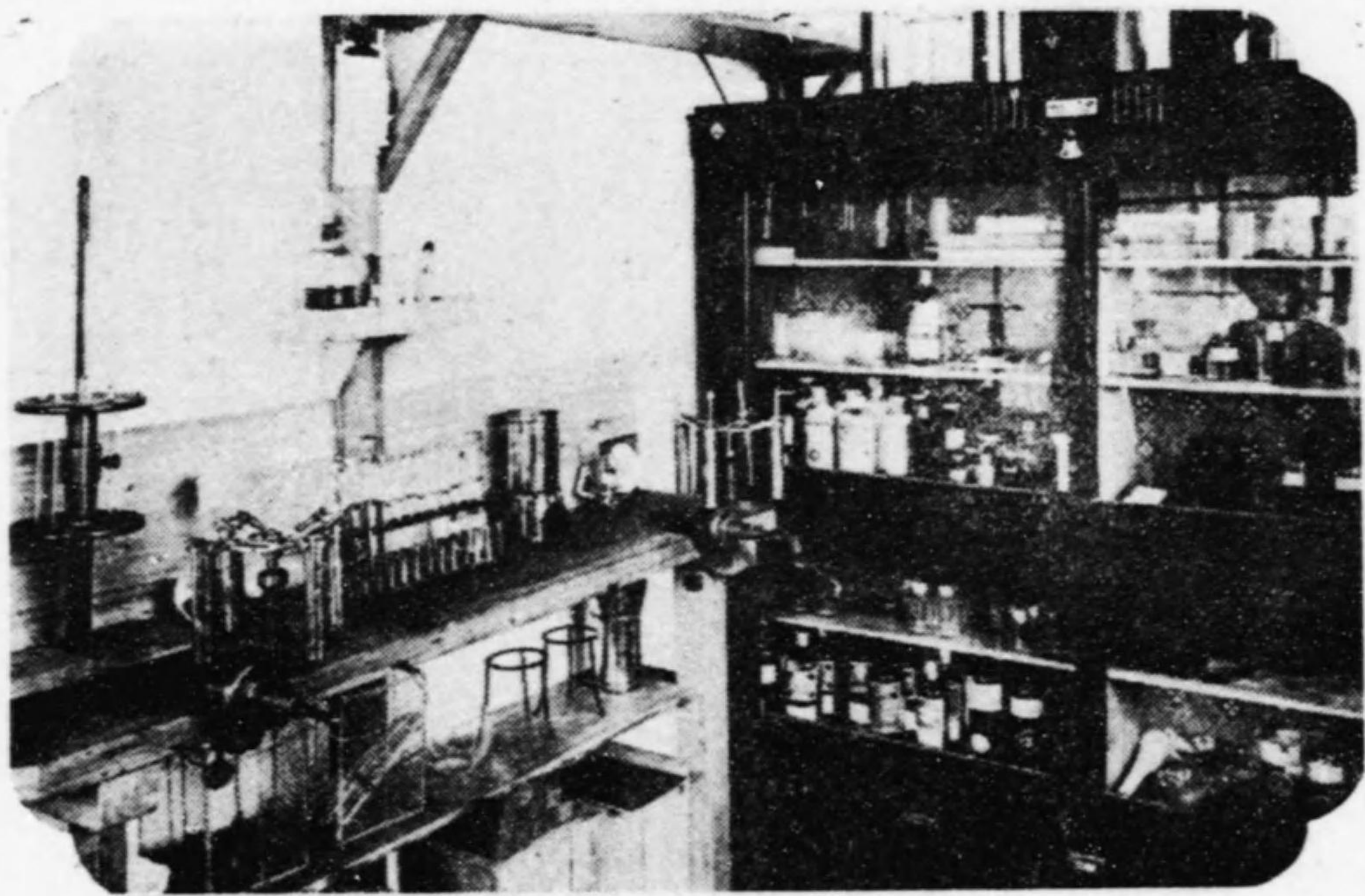
販 賣 事 業

有限責任大阪牛乳販賣購買組合の牛乳販賣

大阪市内に於て消費する牛乳の量は、一日平均實に百四十石に達して居る。幼児の保育を初め、健康の増進上甚だ重要な爲め、其の需要は年々増加しつゝ、あるが、斯かる多量の牛乳を吸収する大阪市に於ては、其の品質の向上に供給方法の改善及び衛生上の取締りは、非常に重要な問題である。而して有限責任大阪牛乳販賣購買組合は此の點に付き、正に大阪市内の牛乳販賣業者間に、大なるセンセーションを興へた。

本組合は大阪ミルクブランドなる名稱の下に、一般より非常に注目せられて居る組合であつて、大正十五年六月設立の許可を得、約六萬五千圓の資金を投じて、事務所及び工場の建設に、精巧な機械の備付に着手し、昭和二年六月全部の工事竣工して、愈事業を開始したのである。初め大阪市南部に於ける、牛乳搾取業者四十名を以て其の設立を計畫したのであるが、小賣業者の反對運動に禍されて、其の數を減じ、十五名を以て設立し、今日に及んで居る。而して組合員の飼養して居る乳牛は、總數三百二頭であつて、一日の搾取量は總計十八石である。事業開始當初に於て

は組合の機械によつて、精製して販賣する量は二石に過ぎなかつたが、今日に於ては約八石で、餘りの十石は尙從來の如く、罐に入れて小賣業者に卸賣して居る。勿論設立後未だ歲月を経ない爲め、大なる利益を収める程度に達しては居ないが、本組合の特徴として、牛乳搾取業者が自己の生産物を共同販賣及加工により、直接需要者*



室驗試乳牛るけに合組乳牛阪大

*に販賣する事、及び精巧な機械を用ひて科學上最も優秀な品質を精製する事の點に於ては、大いに注目に値するものがある。今其の販賣の過程を見るに、初め各組合員は自家に於て搾取したる牛乳を、毎日朝は午前六時半より七時半迄の間に、夕は午後四時半より九時迄の間の二回に、組合に持参する。組合は之を温度、酸度、比重、脂肪を精密に検査し、合格したものを精製するのである。精製の順序及び之に用ひる機械は大要次の様なのである。

- (一) 綿羅紗による荒濾し (二) 真空濾過
- (三) 二重滑乳槽による比重、脂肪の均一
- (四) 遠心清淨機による清淨 (五) ハツシラ
- イターによる温乳(約六十度に) (六) 低温殺

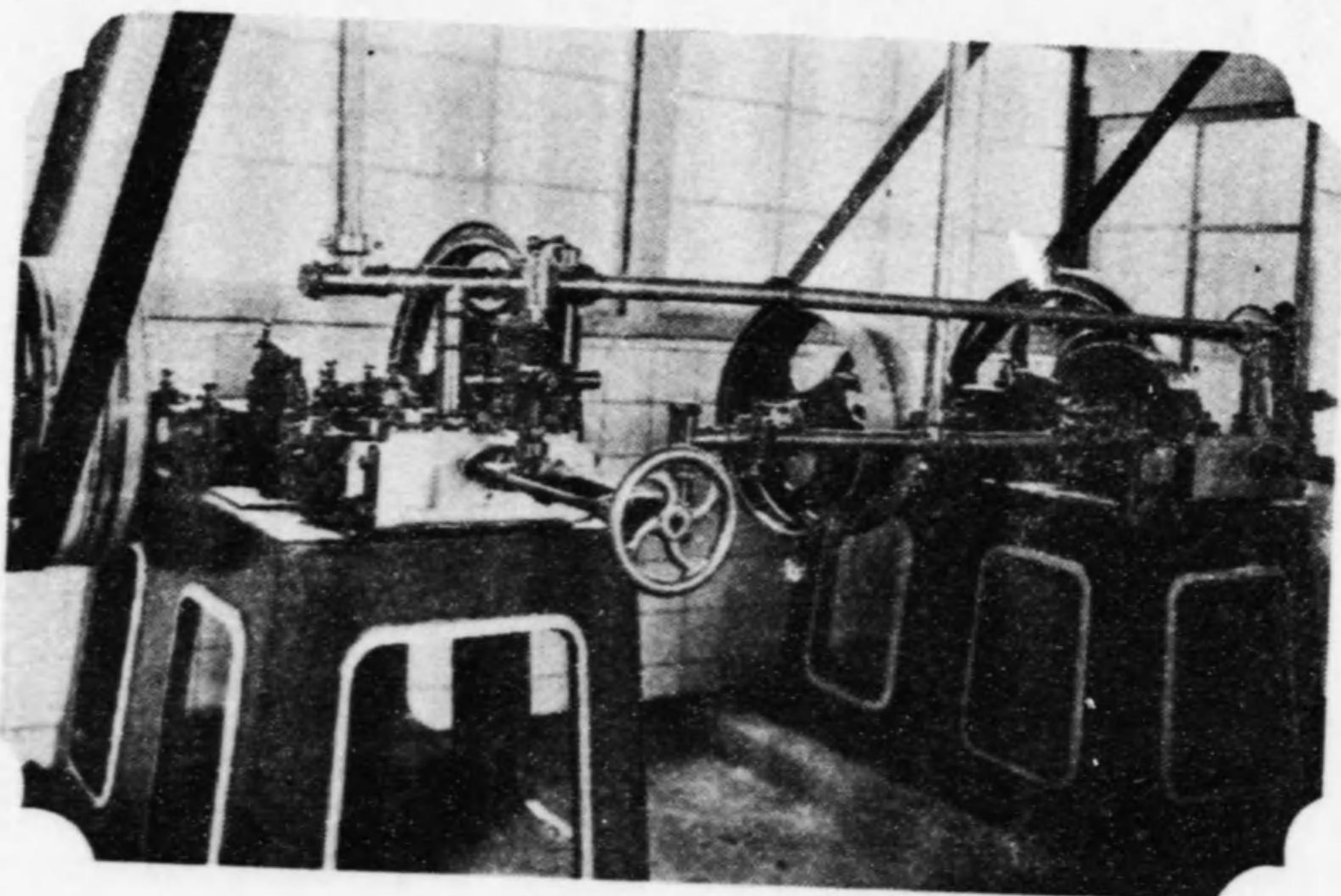
菌機 (七) 均質機 (八) 冷却機 (九) 瓶詰機による瓶詰

販 賣 事 業

特徴ある組合の経営事例

右の作業は、午前中は受乳時間より正午まで、午後は四時より夜十一時までの間、二十四名の雇人が熱心に之に従事して居る。斯くして精製したものを、冷蔵庫に入れて一時保管し、午前中に受入れたるものは正午に、午後受入れたるものは翌朝四時半頃迄に、各特約店に配達する。特約店は現在に於ては市内各所に約四十三ヶ所を有して居る。

本組合に於て精製せられたる牛乳が、他の牛乳に比し、質に於て特に優良なりとせられて居る點の一是、其牛乳が均質牛乳であること云ふ點である牛乳中、最も滋養質の多いのは、クリームであつて、其のクリーム中の脂肪球を、均質機によりて大なる壓力を加へて破碎し、キメを細かにして之を均一ならしめる。然るべきは美味を呈するのみならず、實際的に人體の消化吸収を良好ならしめるのである。他の一は低温殺菌の方法である。從イタミンの保存を多量ならしめ、營養上高温殺菌より優秀である。けれども低温殺菌による場合は、其の有効時間十

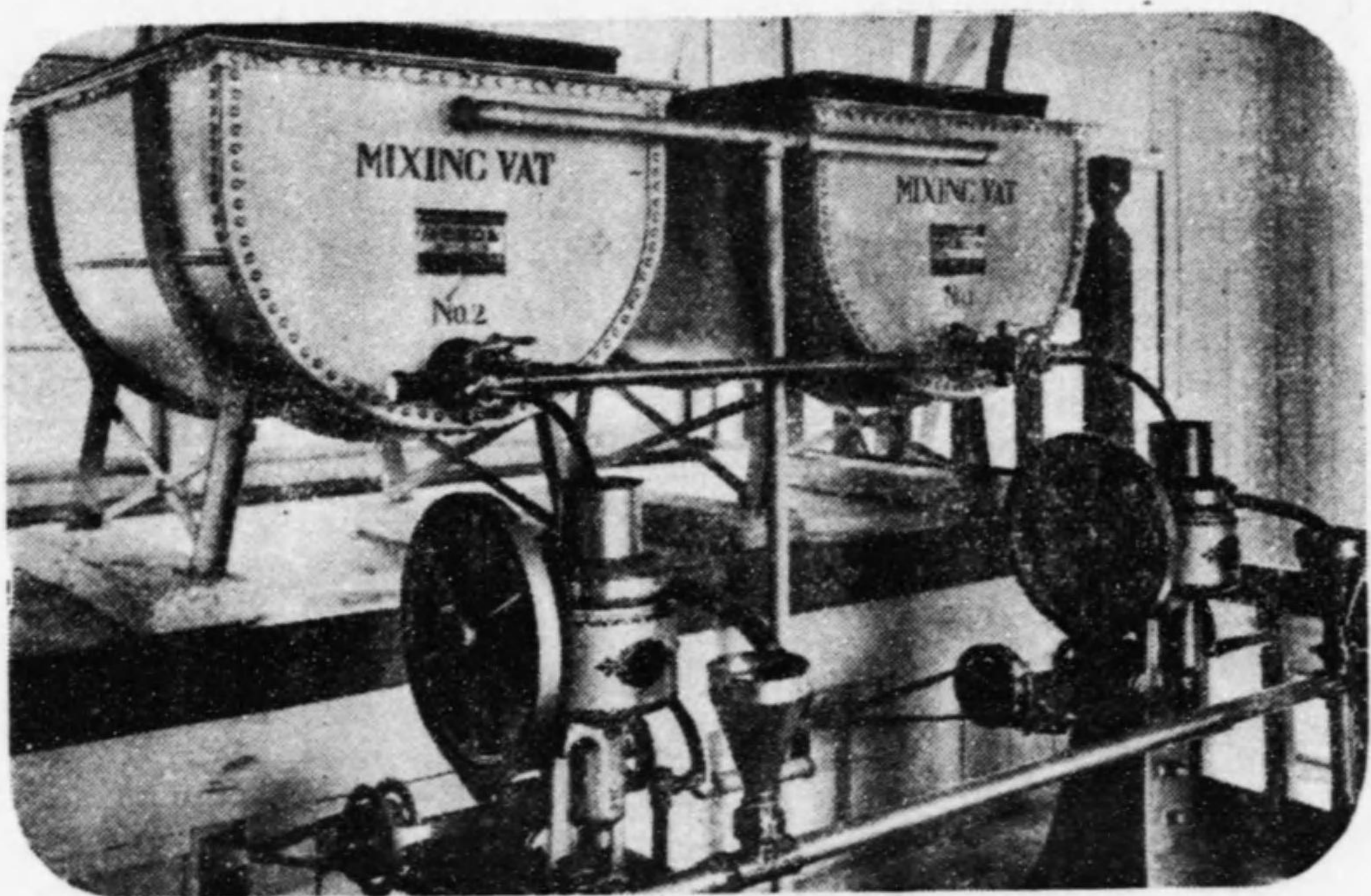


槽乳滑重二の合組乳牛阪大

* 來の牛乳は、高温殺菌によるもので、八十五度乃至九十度に熱したものであるが、之によるミの中に含まれて居る、グイタミンを消失する度が大である。而し六十三度内外に温めて行ふ低温殺菌の方法による時は、グ

時間位であるから、從て保存に注意を要するので、當組合に於ては、幾分は低温による牛乳を瓶詰にしたる後、更に高温に温めて高温殺菌によるものと同じのものを精製して居る。

本組合に於て、又特に注目すべきは、餘乳の處分方法である。一般に生産量全部の販賣を了する事は不可能で、幾分の餘乳を生ずるのであるが、本組合に於ても一日平均約一石の餘乳を生じて居るが、組合に於ては之を分離機に掛けてクリームと脱脂乳とを分離し、クリームよりはバターを製造し、脱脂乳よりはコーヒ牛乳を作つて、餘乳の



器却冷の合組乳牛阪大

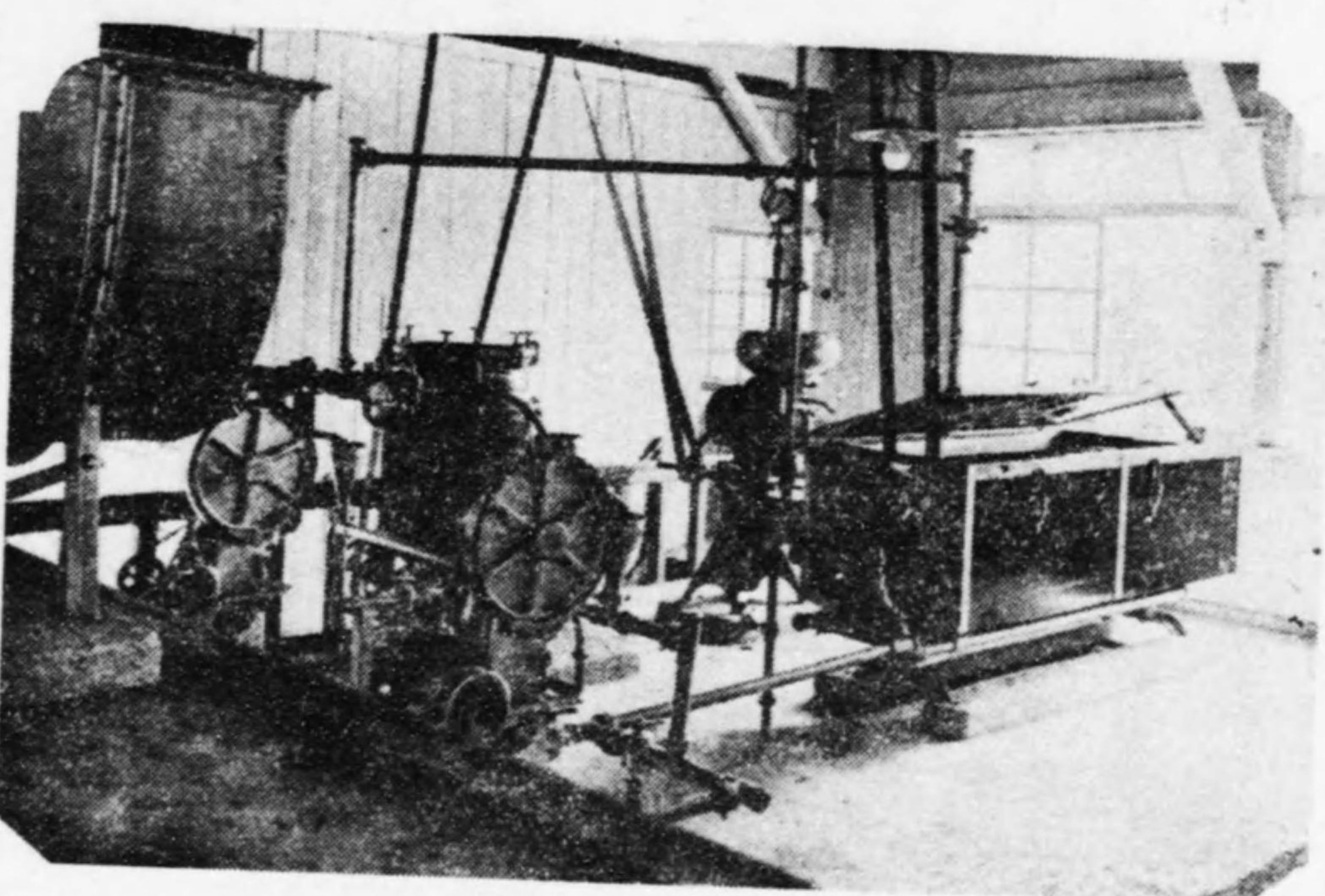
* 處分にも大いに努力をして居る。其の分離せらるる、割合は、クリーム一割に對し、脱脂乳九割で、現在に於ては一日約一千五百本のコーヒ牛乳を販賣して居る。

事業開始の昭和二年六月より同年末までの半年間の成績は次の如し。

(イ) 受入れ高數量四〇〇八石
受入高金額 五三三九〇圓〇九三
販賣高數量 四〇〇八石
販賣高金額 七一、七四四圓五九三

販賣益 一八、三五四圓五〇〇

販賣事業



大阪牛乳組合の低温殺菌機

加工後ノ物		加工前ノ物	
種目	數量	種目	數量
コーヒ牛乳	三九五〇升	牛乳	四、〇〇〇升
バター	五一四斤	牛乳	四七石九八五

組合員間の精算方法は、當初は受乳の一定の價格を支拂つて居たが、現在に於ては一月毎に精算し、販賣高より經常費を控除し、残額を石數に比例して支拂ふ事にして、共榮の實を擧げて居る。

ある事の點に於て、多量の牛乳を消費しつゝ、ある市内の牛乳販賣界に對し、衛生の徹底、品質の向上、價格の引き下
販賣先は大阪市及び堺市であるが、大部分は大阪市内であつて、市内の需要高一日百四十石なるに比し、組合の販賣高は約十八石で、其の割合は小であるが而し、本組合は衛生上極めて周到なる注意を拂ひ、一般の信用を得つゝ、ある事、優秀なる機械を用ひて、科學上優良なる品質を供給しつゝ、ある事、及び小賣値段に於ては市價一合八錢なるに比し、組合の賣價は五錢で

け等の方面より與へた影響は、實に著しきものがある。本組合の出現は、社會政策上より見るも、有意義なるもの云はねばならぬ。而し一面之は小賣業者に對しては大なる脅威であつた爲に、當初より幾多の反對と惡宣傳の爲め、甚だ苦境に陥つたが、幸に組合員の協力と理事の努力により、近時漸く曙光を見るに到つた。現在に於ては未だ試業時代であるが、直接組合の手による小賣方面の擴張に努めて居るので、今後の牛乳界に大いに貢獻するであらうと、非常に矚目されて居るのみならず、組合員の利益も著しく増大するであらう。

組合設立前に於ては、組合員は其の全部を一合三錢五厘にて卸賣して居た。今之を全部組合に於て小賣すれば、一錢六厘の加工費及び配達費用等の若干を加へるに、原價約五錢五厘となり、之を六錢——現在五錢にて販賣して居るのは専ら宣傳の爲めにかゝる低廉なる價格で供給して居るのであるが——にて販賣すれば、一合につき少くも五厘の利益を得、組合員の總搾取量一日十八石に付て見れば、一日約九十圓に達する、故に小賣事業を徹底せしめたる曉に於ては、組合設立前よりも一日實に九十圓の利益を收め得る事となる、而も加工



大阪牛乳組合に於ける瓶詰作業

費は漸次減少して居るから、組合事業の發展と共に、其の利益は實に驚くべきものであるであらう。

有限責任阪東家禽販賣購買組合の鶏卵販賣

近時養鶏熱頓に高まり、一般の家庭に於ても、副業として養鶏事業を営む者日に増加し、今や鶏卵の氾濫時代も稱すべき時期に到達した。一方食料品としての鶏卵の需要は、年と共に増加して、如何なる家庭に於ても、其の食膳に上らぬものは無い様になつたが然し、近來經濟界不況の爲め、幾分節約せらるの傾向を有し、其の需要は亦も生産の増加に伴ふを得ない状態にある。而も卵は腐敗し易く、其の保管甚だ困難なる爲め、鶏卵の價格も漸次低落し、養鶏を以て生計を立つる養鶏業者は、其の販賣に少からざる苦心を續けて居る。

大阪市東成區生野國分町、有限責任阪東家禽販賣購買組合は右の救済策として、大正十五年二月設立せられたものであつて、其の成績も顯著なるものがある。本組合は大阪市東成區、住吉區内に居住する家禽業者に依て組織せられて居る。當區域内に居住する家禽業者は總數約百四十名で、其の八割は尾張三河方面より移住したものであるが、鶏卵の販賣に付ては各々個人別に夫々得意を有し、組合に加入するを喜ばざる者もあるので、其の全部を組合に包含する事能はず、組合員は全體の約半數の七十七名であり、組合員の所有する鶏數は總數約八萬羽、一戸平均千羽で、一日の産卵數四百貫を算するが、其の半數を組合に於て販賣して居る。

一般に知られて居る如く、東成區住吉區一帶は養鶏業者の集つて居る區域で、愛知縣の養鶏業者と對抗し、其の品質も良好で大阪に於ける地玉として市内の需要の三分の二を充して居る。而し愛知縣に於ては大部分副業として養鶏業を営んで居るに反し、當區域に於ては鶏卵の販賣のみにより生計を立て居るので、其の販賣の如何は直接生活に影響するのである、故に現代の如き鶏卵の氾濫期に於て組合がかかる販賣事業を営む事は實に有意義な事である。

本組合に於て行ふ販賣は、委託販賣である。鶏卵の販賣に付き此の方法を取る理由には其處*に受領票を與へる。十三匁以上を大しし、十一匁以上を小しし、それ以下及び畸形卵を屑とする、昭和三年八月十六

販賣事業

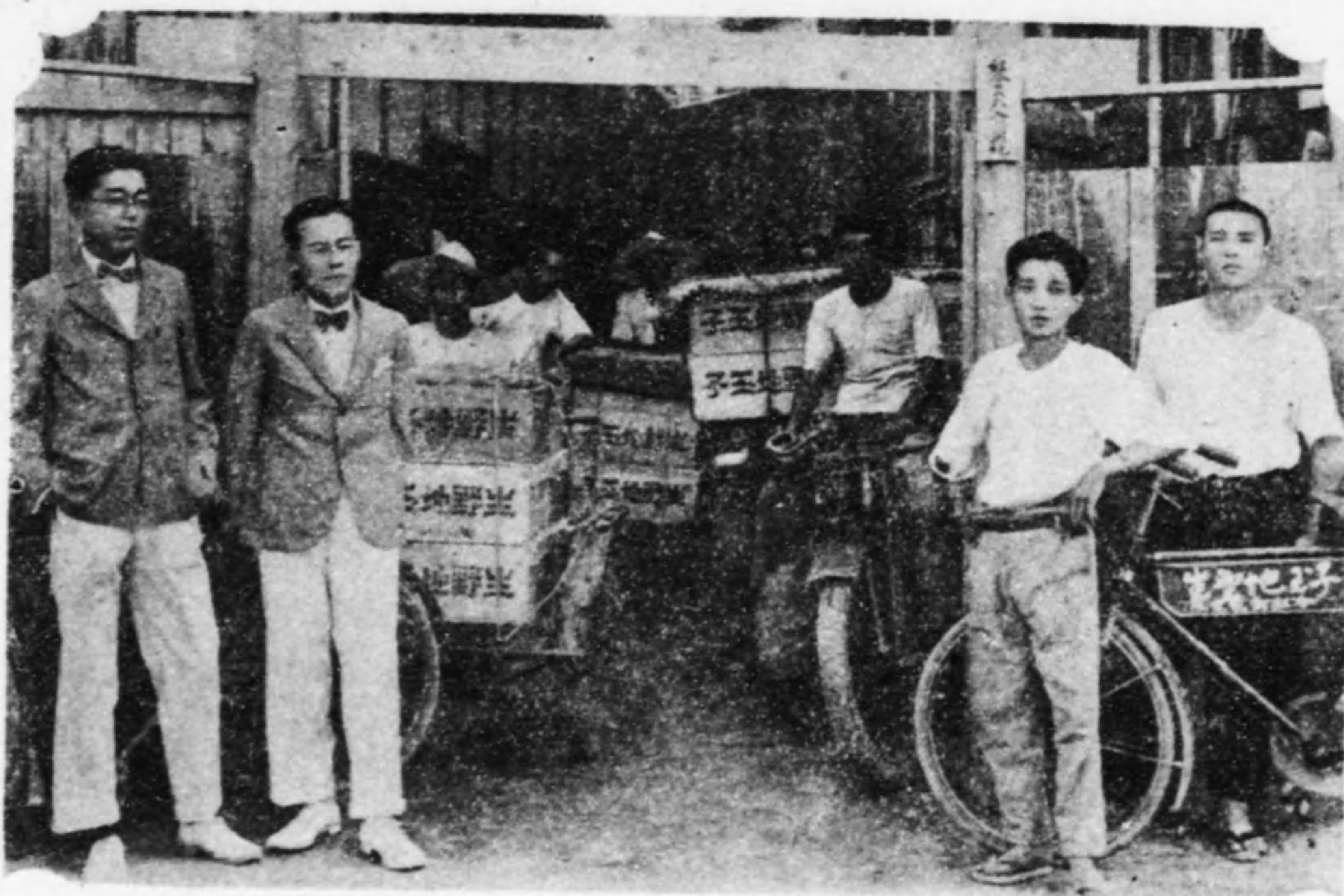


別撰の卵鶏るけに合組禽家東阪

*に重大なる意義を有する。元來鶏卵は他の商品と異り、相場の變動の極めて激しいもので、一貫目に付き日毎に數十錢の差を生じ、甚だしきは一日中に數回の變動を生ずる事があるので、買取販賣による時は危険性多く又他面組合員の不利益を蒙る場合も亦多いからである。

販賣の方法を見るに、初め各組合員は其の生産にかゝる鶏卵を組合に持参する、組合に於ては之を大、小、屑の三種に撰別して、其の數量に應じて組合員

特徴ある組合の經營事例
日中に於ける撰別の結果を見るに



荷出の卵鶏るけ於に合組禽家東阪

總重量 一九五貫四〇匁の中

大 一四三貫

小 三三貫

屑 一三貫九三〇匁

キズ卵 四貫八九〇匁の割合である。

組合は斯くの如く撰別したるものに就き、すべての販賣先を電話を以て交渉する。取引先は市内の公設市場に問屋まであるが、契約が成立するに組合は、五貫目入りの木箱に入れて買取先に運搬する。而して得意先は、大抵一定して居るので、其の箱は交換箱とし、空箱は次々組合に持ち帰り、又其れに入れて送届るやうにして居る。

當組合に於ては、境川、鶴橋の兩公設市場に、組合直營の販賣店を設け、直接消費者に販賣して居る。現在では境川公設市場に於ては一日平均六十圓、鶴橋に於ては一日三十圓宛の賣上高を占め、其の利益金は年五百圓内外である販賣価格は從來の平均によるに、一貫目に付約四圓で、歩合金は一貫目

に付八錢である。精算は組合員との間に於ては月末に、取引者は其の都度之を行つて居る。以上の如き方法により、理事は熱心に業務に努めたる結果、其の成績も良好で、大正十五年以降の成績を見るに次の様になつて居る。

	大正十五年 度(自四月廿日 至 年 末)	昭和二 年 度 (一ヶ年間)
總 賣 上 高 數 量	二九、八〇七貫三九〇匁	七三、八一八貫二四〇匁
總 賣 上 高 金 額	一二五、二〇六圓三四〇錢	二五一、一〇七圓一六〇錢
一 日 平 均 賣 上 高	一一〇貫一〇七匁	二〇四貫七三六匁
組合員一日一人平均出荷數	一貫四三〇匁	二貫五九一匁
一貫日平均販賣價格	四圓二〇〇錢	三圓三六〇錢

右の表に於て見る如く、一日平均二百貫餘の鶏卵を取扱つて居るが、之を組合員の生産高四百貫に比すれば其の半數に過ぎないが、之は組合の方針としては、組合員の便宜を主として、有利なる場合には組合の自家に於て各別に販賣する事を許し、不利なる場合には組合に持來らしめ、専ら組合員の利益に専念して居る結果である。

組合設立以前に於ては、各個人は自己の生産物を持ち歩き、又非常に不利な條件の下に、販賣して居たのみならず近時は其の全部を賣却するは困難であり、且腐敗し易き爲め、長期の保管は不可能であつて、一戸に於て五貫以上を留め置く事は出来ない爲め、養鶏家の苦心は一通ではなかつた。然るに組合設立後に於ては、其の不安を免れ、組合

の信用が加はるゝ同時に、確實なる販路を擴張し、近時の如き氾濫期に於ても其の販賣は容易なるものとなり、價格の暴落を防止するに與つて力があつた。又組合員の便宜は云ふまでもなく、需要者に於ても其の販賣品につき信用を置き、不時の急要に對しても、組合は何時でも其の需めに應ずるので、非常の便宜を感じて居る。

當組合は、鶏卵の販賣に直接努力しつゝ、あるのみならず、販賣事業發展の目的を以て、毎月組合員の生産せる卵につき、検査を行ひ、大體五十點より百點迄の等級を附け、百點の卵を生産したる組合員の卵には、一貫目につき十錢の割増金を與へ、七十點以下の分については、一貫目につき二十錢の罰金を徴收して品質の向上に努めて居る。一方本年より優良鶏の養成を企て、他地方より種卵を仕入れ、四百羽の雛を孵化し、其の成育に努めて居るが、如何なる結果を生ずるやは未だ未知數である。又養鶏事業の便宜を與へる爲め、鶏餌の共同購買を行つて居る。昭和二年度に於ける購買品賣却高は九六、八九七圓〇九に達して居る。兎に角本組合は牛乳販賣組合と共に大阪市に於ける極めて有意義な販賣組合の一つである。

有限責任喜志信用販賣購買利用組合の一吋豆販賣

近代經濟組織の發達は、農産物の商品化を誘致した。従來自給自足の狀態の下にあつては、農産物は單に生活必需品取得の爲めの交換の資として、取扱はれて居たのであつたが、産業の發達と共に、農産物の需要頓に増大して、商

業の目的として商品の性質を帶ぶるに到り、其の販路は非常に擴大せられたのである。

然し農家は經濟事情、特に商業知識に暗い爲め、自己の生産物の販賣については、常に不利な立場にあり、今尙ほ商人の爲めに利益を壟斷せられて居る状態にある。特に農産物は、個別的而も小量的に生産せられて居るので、之を有利に販賣するには、農家に於て部分的に生産せられたものを、集收統一し、又は加工して商品としての性質を與ふる事が必要であり、又適當に保管して、最も有利な時期に販賣する事が必要である。而して農産物の販賣の適否は、直ちに農村の經濟に非常な影響を及ぼすものであるから、共同販賣は此等の意味に於て、農村に取つては特に重要である。近代の如く農村經濟の不振な場合に於て、組合が販賣事業を行ふ事は誠に有益な事である。然るに府下に於ける従來の例を見るに、斯く重要な販賣事業が兎角不振で且色々曲折頓挫を來して居る事は甚だ遺憾である。斯る中に在つて南河内郡喜志村有限責任喜志信用販賣購買利用組合の一吋豆販賣事業は特殊の色彩を有し、地理的な特殊干係に其の實績に鑑み將來多大なる發達を見るものとして矚目せられて居る。

喜志村は一吋豆の産地として質、量共に一般に稱揚せられ年産額七七四石に達し、品質良好なる爲め種子用として各地に賣出され、本村物産の重要な地位を占めて居るので、之が販賣の適否は、本村の繁榮に重大なる影響を有するもの云はれて居る。組合が此の點に注目して、組合の手によつて共同販賣に着手した事は誠に喜ぶべき事である。(一) 販賣に着手したる動機 従來喜志村及び其の附近は、一吋豆、青豌豆、豆類の産地として知られて居る土地であつて、中河内郡の八尾、柏原を根據させる豆商人は、此の地方に産する、豆の仲買により、莫大なる利益を得て居たが、此等商人等の跋扈は、生産者に少からざる不利益を蒙らしめて居たのである。喜志村に於ても、經濟事



喜志組合に於ける農業者倉庫と一寸豆の受入

情に暗い爲め、仲買人に極めて低廉なる價格で賣却し、而も狡猾なる商人にありては、價格引下げの目的を以て、二、三の有力なる生産者を買収して、低廉なる價格を公言せしめ、他の一般生産者よりは、其の低廉な價格で買入れて居たやうな有様であつたから、組合に於ては何もかして之を改善し、一般生産者の利益を圖りたいと計畫して居た。時恰も大正十五年七月、神奈川縣中郡國分村(丸む)湖南共同組合から、當村の豆作情況の視察に来て、喜志組合を訪れ、理事者に本村産の一寸豆が優秀で、種子用として地方に歓迎せられて居る事、及び販賣事業開始の必要ある事を力説せられ、茲に初めて組合に於て一寸豆の販賣事業に着手するに至つたのである。而して同年試に二十六石を神奈川縣方面に賣出した處、其の結果は甚だ良好だったので、愈々昭和二年より極力販賣事業の徹底に努むに到つたのである。

(二) 販賣事業の情況 本組合で行つて居る販賣は買取販賣である、故に其の損益はすべて組合の責任に販し、而も商人と對立して生産物の買占をせねばならないので、組

合の當事者は周到なる注意を拂ふを要し、又組合員の信頼を得ねばならぬのであるが、幸に理事者の熱心と組合員の理解により、最近に於ては一寸豆の販賣に付ては漸次組合に一任せんとする傾向を有するに至つた。

喜志村は全戸數四百二十六戸、組合員數三五四人で全耕作面積は百五十一町歩、其の内一寸豆の耕作面積は全耕作面積の約四割に達し、組合員にして一寸豆の耕作に従事する者、百八十戸で一戸宛の生産額は平均二石である。而して一寸豆耕作面積及び收穫高を見るに、次の通である。

昭和二年度	五十一町歩	五二五石
昭和三年度	六十四町歩	七七四石

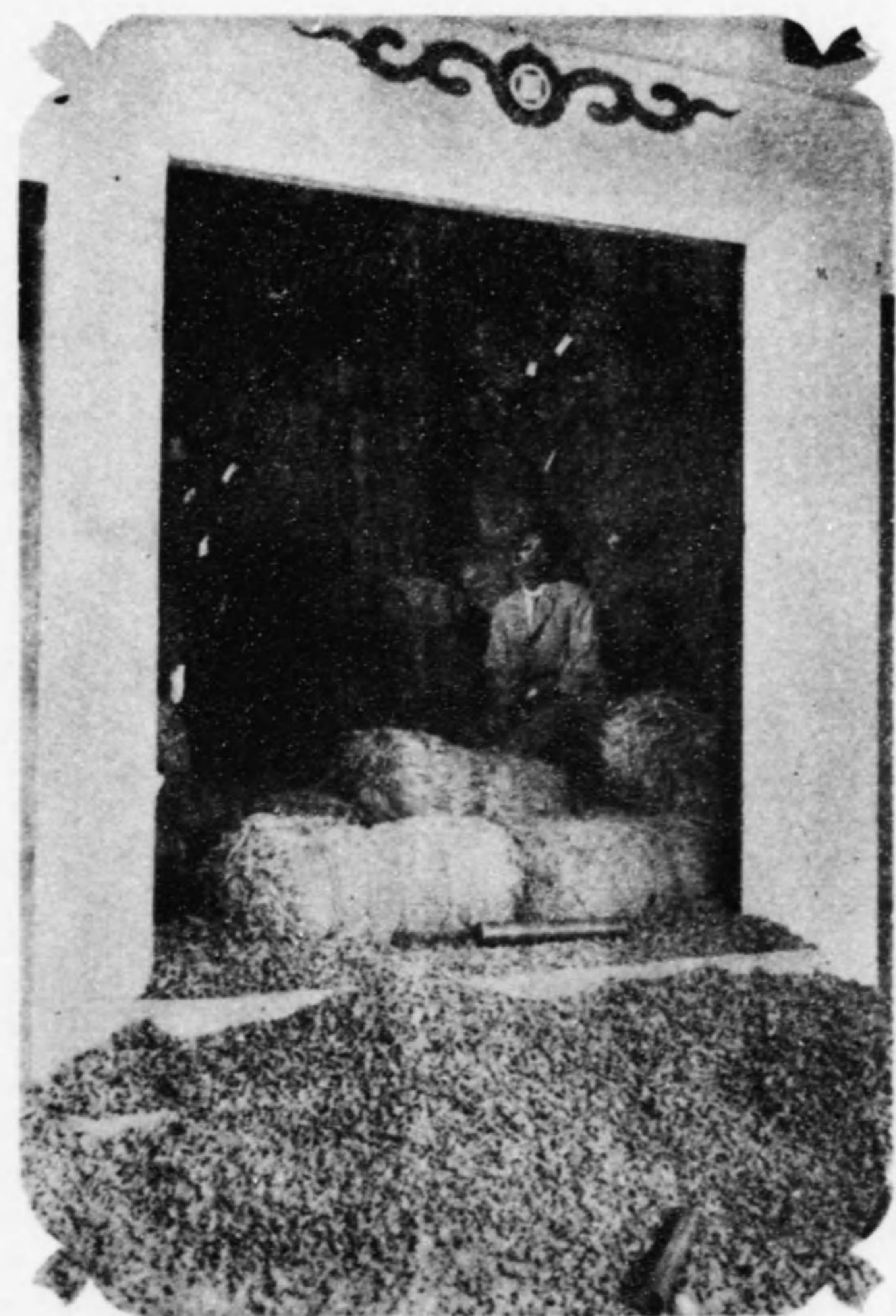
右の内次年度耕作の爲め、種子用として自家に貯藏する分を除いては、全部組合に於て賣却せんを努めて居るが事業開始後日尙ほ淺いため、組合員の理解が未だ充分でないので全部を組合に買入る、事は出来ず、尙ほ幾分は商人の手によつて買取られて居る。昭和三年度に於ける割合は組合の買入高三百石に對し商人の買入高は七十石であるが、斯くの如き成績を以てすれば、やがて組合に於て全部を販賣するに至るであらうと思はれる。

イ、買取及荷造 組合員は自家に於て其の生産せるものについて大體の選別を行つて、之を二種に大別する上等のものは種子用とし下等のものには食用として、多く罐詰するのであるが、之を極粗末な俵に入れて組合に持参しその石數に對する受領票を受取るのである。組合に於ては各組合員の持参した豆を、全部一緒にして更に精密な検査をなし、種子用のもの、食用のものを嚴格に區別し、初め綿實粕用の布袋に入れ、之を更に四斗俵にして、完全な荷造を終るのである。其の選別の結果を見るに、農家に於ける選別に際し、二割を食用とし、更に組

合の選別により全部の約二割を食用として除外するので、結局全生産量の六割が種子用となり、四割が食用となるのである。

(ロ) 販賣及輸送 組合員より一旦相當の價格を以て買入れた豆は、之を全部組合の經營して居る農業倉庫に保管し、機を見て適宜の處置を取り、時價を以て隨意契約により販賣するのである。販賣先は今の處主として神奈川縣方面であつて、大部分は村、郡、縣の各農會を取引をして居るが、最近に於ては三重縣地方にも其の販路を有するに到つた。昭和三年に於て神奈川縣農會のみに賣却した數量は、百五十二石三斗六升に達して居る。輸送は大量の場合には貨車輸送により、少量なる時は小荷物として鐵道により輸送し、運賃は受取人の負擔として居る。

ハ、精算 先づ組合は各種の經濟事情を綜合して、上等、下等の平均の買入價格を定め、組合員は其の價格に依つて自己の生産せるものを組合へ持ち寄り、其の數量に對し受領票を受け取り、組合は其の受領票を引換へに、



荷出の豆一ろけに合組志喜

現金を支拂ふのである。そして其の受取代金の大部分は之を貯金又は購買未收代金に振替ふる事にして居る。そして若し此の買入價格よりも低廉な價格で販賣した場合は、其の損失は組合に於て負擔し、反對に相場の高騰により高く販賣した場合は組合に於て幾分かの手數料を控除し其の餘の利益は買入の數量に應じて組合員に配當する事にして居る。故に組合員は全く組合を信頼し、安心して其の生産物の販賣を一任し得るのである。

(三) 販賣事業の實績 事業を開始したのは大正十五年であるが、最初は唯試みに神奈川縣下に僅かに二十六石を販賣せるのみで、其の金額は一、一九六圓であつた。

第二年度の昭和二年に於ける成績は次の如くである。而して左表中賣却の部に於ける最高値段は種子用であつて加工料は選別に要したる費用である。

買		取		賣		却		加工料		利益	
最高單價	最低單價	總石數	人員	最高單價	最低單價	總石數	人員	最高單價	最低單價	總石數	人員
四、五〇	四、〇〇	二二、八〇三	一三五人	四、七五〇	三、五二五	二四、九七九	一五五人	九、五三三	〇、七〇	二九、六九〇	二六、九〇

昭和三年度即ち本年度の成績は、事業の途中であり未だ精算を見るに到らないので、其の全部を知る事は出来ないが、七月迄の成績は次の如くである。

買			取			賣			却			在庫數量	
平均單價	總石數	金額	平均單價	七月迄ノ總石數	金額	平均單價	七月迄ノ總石數	金額	平均單價	七月迄ノ總石數	金額	在庫數量	
五、〇〇	一七、六〇三	一三、六〇九〇〇	五、二五〇	一五、三六〇	六、九八、九〇〇	五、二五〇	一五、三六〇	六、九八、九〇〇	五、二五〇	一五、三六〇	六、九八、九〇〇	二二、〇〇〇	

以上の如く事業開始後日尚ほ淺い爲め、其の成績の詳細を知るに到らないが、而し相當の効果を挙げつゝある事は争へない。特に昭和三年三月、組合の經營にかゝる農業倉庫竣工し、保管の便一層宜しきを得たので、販賣も一段の進展を見るであらう。凡そ生産物の販賣に付ては、前述の如く、從來經濟事情に通ぜざる爲め、仲間商人に依つて、多大の利益を貪られるのであるが、組合に於て販賣事業を開始してよりは、從來よりも非常に高價に賣却する事を得一寸豆耕作の利益は急に増加するに到つた。昭和三年に於ける情況を見るに、組合の買取價格は平均五十圓であるが其れ以前に組合員から直接商人に賣却した價格は、大部分三十八圓であつて、一石につき實に十二圓云ふ差を生じて居る状態である。組合に於ける斯種販賣事業が、組合員の利益の上に如何に重大な關係を及ぼすか云ふ事は、此の一事を以ても明かである。斯くの如く販賣事業の効果は誠に見るべきものがあり、爲に一寸豆耕作に活氣を興へ、其の耕作も漸次増加する傾向である。同村農會の調査によれば一寸豆増加の状態は次の如くである。

品目	作付反別		收穫高		一反步收穫高	
	昭和二年度	昭和三年度	昭和二年度	昭和三年度	昭和二年度	昭和三年度
青豌豆	二九町	二六町	二二二石	一八六石	七三〇合	七一四合
一寸豆	五一町	六四丁	五二五石	七七四石	一〇三〇合	一二〇九合

右の表によれば、青豌豆は前年度に比し三町步減じ、一寸豆は十三町步増加して居る。其の増加の割合は非常に大である云ふ事は出来ないが、之は一般に豆類の連作が不可能な爲めである、然し青豌豆の代りに一寸豆の耕作が漸次増加しつゝあるは一に組合の販賣事業の影響大なるものあるに基因するもの云ふはねばならぬ。

有限責任中島販賣組合の青物販賣

一般農家に於ける生産物中、其の販賣に付て、最も困難を感じるのには蔬菜である。瓜類を除く、他の野菜類は、極新鮮なものが必要とし、日々に處分するを普通とするので、市街地を離れて運搬の不便な土地に於ては、其の販賣に付少からざる努力を要するのである。

而して大阪市東淀川区中島町を區域とする有限責任中島販賣組合は、専ら當町の生産にかゝる蔬菜類の販賣を行つて居る特殊の組合である。中島町は野菜の栽培地として知られ、全耕作面積七十町步の中、蔬菜の栽培地は實に六十町步を占め、年産額十四萬圓に及んで居る。當町民は殆んき全部農業に従事し、皆蔬菜の栽培を主業とし、一戸平均約一千圓を生産して居り、之を主たる収入として居る干係上、之が販賣方法は重要な意義を有するもの云ふはねばならぬ。然るに當町は舊西成郡より市に編入せられ、其の西南隅に位する交通の不便の地にある故、市内の市場に其生産物を持ち出す事は容易でなく、時間労力の空費も少くない。故に當町の青年團は、其の販賣の便宜を得せしめんが爲め、夙に市場を建設し、町民の生産にかゝる蔬菜類の賣捌を行つて居た。之が爲め生産者は非常の便宜を得、市場の利益も大であつた。而し其の利益の用途につき甚だ遺憾の點があり、改善すべき事もあつたので、生産者は直接自己の手によつて共同販賣を行ふ必要を感じ、遂に生産者が相寄つて青年團から市場を譲受け、大正十二年十二月茲に有限責任中島販賣組合の設立を見るに到つたのである。

而して組合は市場の事業を自己の手中に収めた結果、其の外観に於ては尙ほ多少従來の市場の形態を残して居る點

もあるが、組合設立後は組合員たる生産者は以前よりも一層の便宜と利益を得るに至つた事は事實である。

當組合は全部委託販賣に依り、組合員各自が組合に持來りたる生産物を大抵個人別に糶賣し、其の代金は翌日歩合金を控除して、組合員に渡して居る。歩合金の率は販賣高の七歩である取引先は大阪市内、尼ヶ崎、西宮の仲買人であつて、販賣の都度組合に集合し、買取りたる物は多く神崎川及其の支流に依り船で運搬するのである。

大正十三年度以後に於ける組合の販賣高は次の通である。

大正十三年 八五、一六五、〇〇
 同 十四年 九五、九七一、四八
 同 十五年 一〇二、九〇九、八六
 昭和二年 七六、六五一、九八

而して昭和二年度に於ける町内の全産額及び組合に於て取扱



中島販賣組合の蔬菜出荷

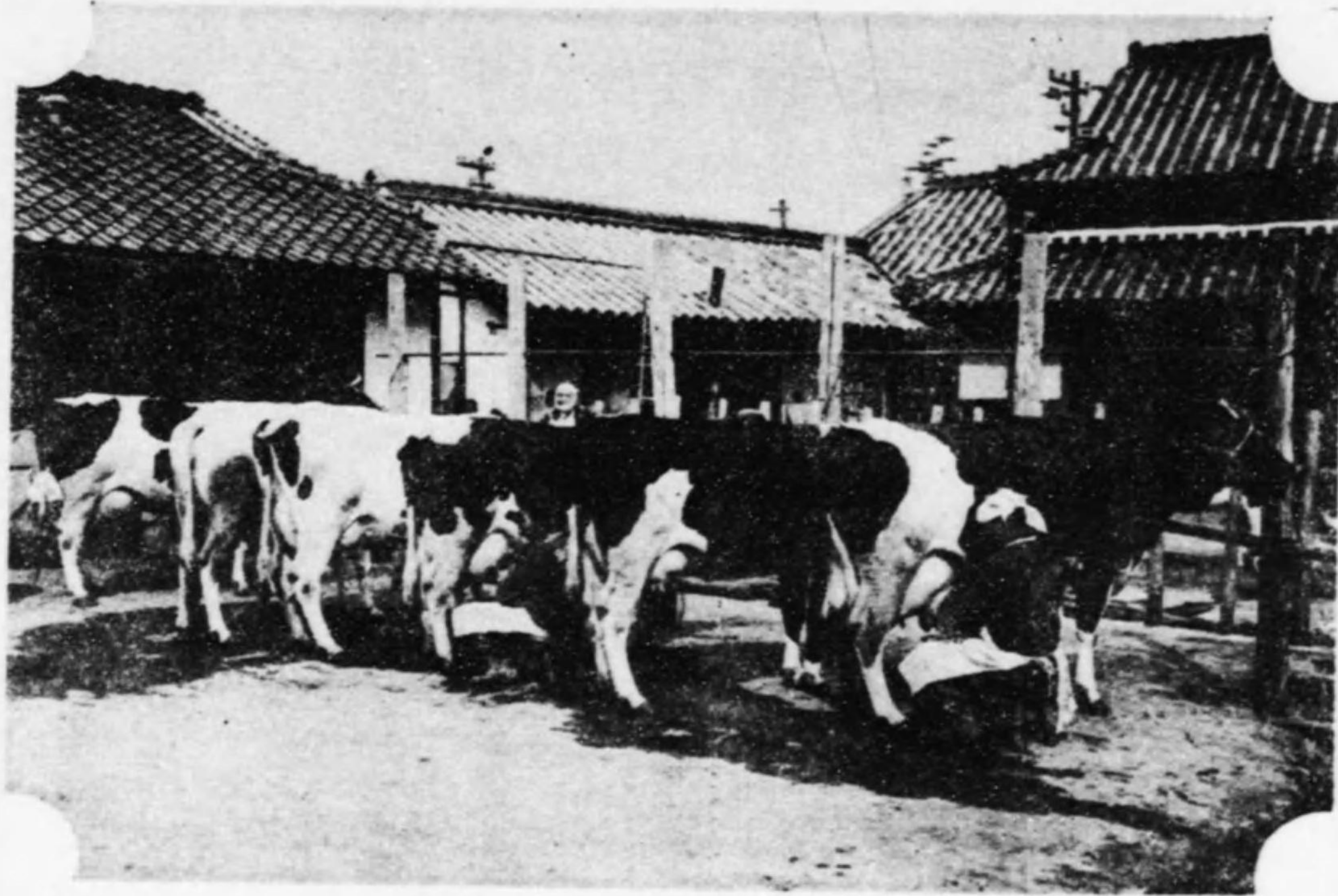
ひたる販賣高を種類別に見れば次の如し。

品目	中島町ニ於ケル生産額	組合ヲ通シテ販賣スル額	備考
西瓜	四六、〇〇〇、〇〇	三〇、六四〇、〇〇	
白瓜	二八、七五〇、〇〇	一九、一五〇、〇〇	
東京瓜	一七、二五〇、〇〇	一一、四九〇、〇〇	
冬瓜	一一、五〇〇、〇〇	七、六六〇、〇〇	
其他野菜類	一一、五〇〇、〇〇	七、七一、九八	
甘藷	二五、〇〇〇、〇〇	七六、六五一、九八	甘藷ハ組合ニ於テ取扱ハス
合計	一四〇、〇〇〇、〇〇	七六、六五一、九八	

前述の如く數量の上にも相當の成績を収めて居るが、それでもまだ組合を通じて販賣する額は、全生産額の半數に過ぎない。然し之により、組合員が非常な便宜を得、時間と勞力を節約し、専ら生産に従事する事を得るに至つた事は、洵に喜ぶべき事である。而も中島町は蔬菜の生産地として良好なる地域を占め、市内の市場に於ても重要視せられ居る状態にあるので、其の販賣の方法に付一層の改善を加ふるに於ては、尙ほ著しき成績を挙げ得るであらう

無限責任中庄信用販賣購買利用組合の牛乳販賣利用事業

企業利潤の極めて低率な、而も本府下の如き農家一戸當耕作反別の、狭少な農業經營に於ては、本業の收入薄を能



(一の其) 備設用利の合組庄中

ふ限り補ひ、經濟生活を豊かならしむの一助として、餘剩勞力を利用せる所の確實な副業は、其の効果の極めて大なるものがある。産業組合制度に依り、此の副業の基礎を鞏固ならしめ、農家の經濟生活の改善に精進しつゝ、あるものに、泉南郡北中通村大字中庄、無限責任中庄信用販賣購買利用組合がある。

本組合の所在地々方は、往時より畜牛の飼育廣く行はれ、之が副業としての育成に獨特の技を有し、夙に和泉牛の名を以て知られて來て居る。従前は但牛馬の生後一ヶ月未滿の犢牛を購入し、之を一ヶ年内外勞役用として訓練育成し、一頭に付三十圓、乃至百圓位の利益を擧げつゝ、あつたが偶々牛乳搾取の有利なるに着眼し、一步を進めて從來の勞役牛に代ふるに、歐州系の乳牛を以てし、大正十二年九月大阪市内の牧場から、初めて犢牛二頭を購入試育したが、其の成績が良好であつたから、乳牛飼養者相次いで増加した。一方本組合では斯様な乳牛飼育の狀態に、當局の指導に相俟つて、大正十三年十二月販賣放利用の兩事業を兼ねて十四年四月一日から牛乳の共同處理及販賣を開始し、後逐年其の設備及事業を擴張して來た。

利用事業 組合員の農耕の餘暇、各自に飼養管理する乳牛(ホルスタイン種)を、搾乳場たる組合の共同作場に牽引して來て、三々五々容器を携へて、之に搾取するのであるが、其の搾乳の巧拙は、直ちに其の乳量に影響を及ぼすものであるから、組合に牧夫を置いて、不熟練の者に對しては、一頭一ヶ月に付金一圓の利用料を徴して搾乳せしめる。組合設備の牛乳搾取場は、約十二坪餘、大正十四年三月其の筋より之が設置認可を受けたものであるが、搾乳場使用に對しては利用料を徴して居ない。

又一方乳牛改良の目的で、ホルスタイン種の優良種牡牛を飼養し、組合員の利用申込に對し、一回金拾五圓を徴して種付けしめて居たが、組合直接の種牡牛飼養管理は極めて困難であつて、且つ收支償はない爲、最近に於ては組合員中の熱心家に委託し、組合は關係しないこゝにして居る。尙搾乳場に附屬する繫留場五坪五合を併せて設備し、多數の繫留に使ならしめて居る。

此の外販賣乳用の設備として牛乳の消毒設備、瓶詰設備等を有して居る。



(二の其) 備設用利の合組庄中

乳牛に對する利用設備としては大體以上の様なものであるが、元來搾乳場の設置は、公衆の保健衛生の上から其の筋の取締は嚴重である。従つて組合員が各自に之を設備する等の如きは、勿論不可能であるが、之を組合で設備し、完全に整頓せるものを、組合員は容易に利用し得られ且搾乳は其の場で直ちに販賣品として、組合に寄託する事が出来るのであるから、其の作業の簡易な事組合員を利用する處は頗る多いものがある。最近一ヶ月の延人員約三百名、延頭數約九百頭、搾乳量約七十石に垂んぶるの状況である。

販賣 組合では組合員が搾取した原乳量を直に改め（泡沫の爲め容量不詳に付重量五百匁を一升とす）て買取り、牛乳タンクに收容し、一回分の搾乳が全部終るのを待つて後、腐敗を防止する爲め冷却器に移入れ、低温殺菌をする。普通一日三回搾乳し、毎回七斗乃至七斗五升を收納混合する。此の混合は商品としての乳質を統一するに必要な工程である。即ち個々の乳質は其の乳牛の年齢、乳量、分娩後の日數等に依つて甚しく異なるものであるから、組合の共同處理に依つて乳質の統一した標準牛乳を得るの利益も亦大なるものである。

販賣は組合員中の配達人に賣却し、其の過剰分を大阪市内の商人に卸賣する。組合が組合員から買取る價格は一合に付二錢二厘乃至二錢五厘で、之を配達人には一合三錢六厘で渡し、配達人は一合六錢を以て、一市三町九村約一千戸に亘つて之を配達して居る。一方卸賣は大阪渡三錢二厘で專屬の運搬人（月手當五十圓）に送荷せしめる。販賣は凡て冷却の儘とし、小賣のものは配達人各自必要數量を受取り、組合備付の設備を利用して、熱氣消毒、瓶詰等の作業を経て、各分擔區域に配給賣却する。

牛乳販賣を開始した大正十四年四月以降の事業成績は左の通りである。

年次	販賣數量	販賣金額	販賣益
大正十四年	二六五、二七八	八、六八三、五三八	一、二七〇、五七〇
同十五年	五五三、八一六	一八、七三五、一二〇	二、八六三、〇八五
昭和元年	六六六、九七九	二一、〇二八、五三五	四、一一三、八六〇
昭和二年	二九五、七五一	九、三六〇、五四〇	

有限責任 豊川信用販賣購買利用組合の蔬菜果實販賣

元來農業者は、一般に生産物販賣上の知識乏しく、且つ商況にも疎いから、従來は農産物は大概地方の仲買人によつて取扱はれ、農業者は意外の不利益を蒙つてゐたものである。然し米麥等のやうな主要産物に就ては、如何な邊鄙な農村でも、種々の方法によつて大體の相場を知ることが出来るし、またこのやうな主要産物は數量も比較的多く、金額も纏り、長期間の貯蔵にも耐えるから、生産者はその販賣に付ては熟慮する結果、法外の損失は免がれてゐる。けれども副産物である果實、野菜或は松茸、筍のやうな物に就ては、比較的數量も少く、且つ餘計なものであるとして一般にその販賣には留意せず、買手まかせにしてゐる傾向が府下の農村に於ての通例である。

然し此のやうな副産物も、種々考慮して販賣すれば却つて意外の利得があつて、農家の經濟を少からず潤はすこ

、なるものである。府下の産業組合で、このやうな副産物の販賣を行つて相當成績を擧げてゐる組合は大方各郡にあ

るが、三島郡豊川村の豊川信用販賣購買利用組合の如きも即ちそれである。産業組合の販賣事業といふても、その賣込の方法に色々あるが、當組合では市場式にしてゐる。

豊川村は三島郡中央部の西端に位し、北に連山を負ひ南に丘陵を控へた、東西に細長い農村である。従つて山麓の松林より松茸、丘陵の竹林より筍等を産し、また山林の端畑の一隅部落の空地等に果樹が栽培せられ、梅、桃、枇杷、葡萄、柿等を産する。従来これ等の産物は、茨木町、高槻町或は池田町、大阪市等に各自運搬して卸賣したり、小賣したり或は本村の南に隣接する、同郡山田村にある私設市場等にて販賣してゐたが、人手と時間とを要すること甚しく、一般に之等副産物の收穫期が農繁期であるので、投賣したり、或は桃のやうに腐敗し易いものは、賣り急ぐ結果、これにつけ込む仲買人等に、安値で賣渡してゐた爲め、利得は少かつた。それで組合は大正十三年七月



(一の其) 場市賣販の合組川豊

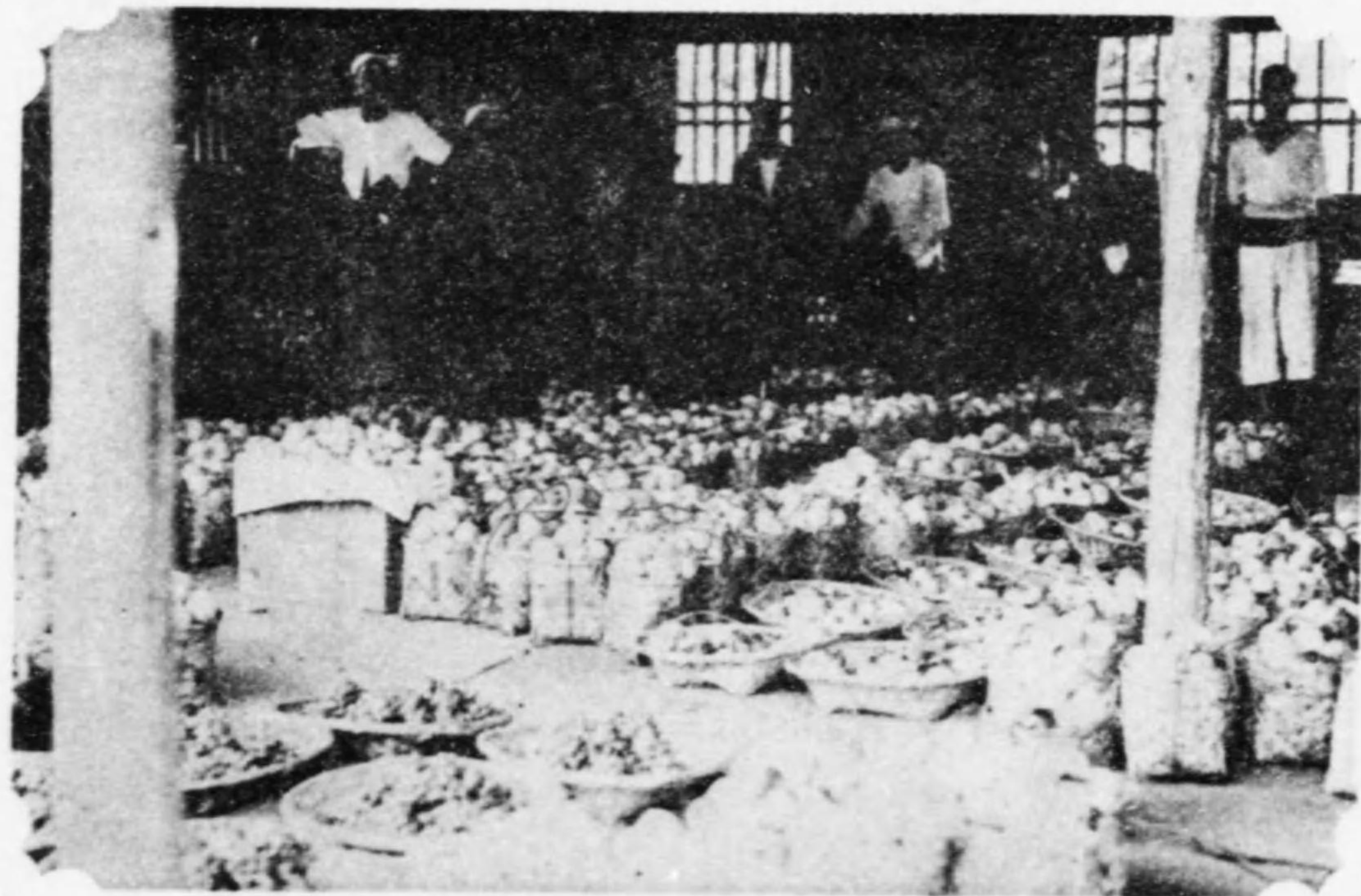
市場を事務所々在地の大字小野原に建築し、これ等の副産物を受託し、市を立て、賣捌くこととした。

前述のやうに副産物の種類はかなり多いけれども、松茸、枇杷等は重量の割に價格高く、梅、柿等は貯藏も容易であるので、地元で賣り捌くよりも少々手数はかゝつても、近くの町、または大阪市へ持出して賣捌く方が有利であるので、現在組合で取扱つてゐるのは筍と桃とである。

この兩者の産額と取扱高とを比較するに次のやうである。

年産額(概算)		市場取扱高	
昭和元年	二、七〇〇圓	二、〇九七圓	
同二年	四、五〇〇圓	三、六八四圓	
同三年	四、七〇〇圓	三、八三五圓	
大正十三年	七、五四〇圓	五、八〇五圓	
同十四年	七、三〇〇圓	五、六二四圓	
昭和元年	六、六〇〇圓	五、一一二圓	
同二年	五、八〇〇圓	四、四六二圓	
同三年	六、八〇〇圓	五、二四九圓	

この年産額の数字は概算で不正確ではあるけれども、要するに毎年その七八割は組合で取扱つてゐるといふことである。



(二の其) 場市賣販の合組川豊

買手は主に大阪市の商人であるが、本村の一大字道祖本サイノモトに於ては、果實を附近町村より遠くは寶塚、或は大阪市に
行商するを、婦人子供の副業にしてゐるので、桃の買手は大部分此の大字の行商人である。

組合が此の事業を行ふやうになつて以來、組合員にまつてはこれ等副産物販賣に付き、手數と時間の省けること甚
しく、また家庭の事情、或は人手なき爲め、他へ持ち出して賣捌くことが出來ず、みすく、附近の仲買人に投賣して
居た組合員も、容易に販賣することが出來るので、爾來年々江南竹マカツクの作付反別、桃樹の栽培等増加する傾向がある。

保證責任 氷室信用購買販賣利用組合の米麥販賣

北河内郡氷室村、保證責任氷室信用購買販賣利用組合は、山間の農村にあつて販賣事業に於て良好な成績を舉げて
居る組合である。從來山間に僻在する農村に於ては、農産物の販賣に付き非常な困難を伴ひ、而も中間商人に依る甚
だしき不利益を蒙る状態にあるので、組合による共同販賣の必要は夙に高調せられ、かゝる地方に設立せられた組合
は、何れも相當の成績を収めて居るが、本組合も其の一例である。

氷室村は北河内郡の東北隅の山間に存在する農村であつて、其の産物の主なるものは

米	一七七、四一一圓	四、二七五石
麥	八、五二六圓	六五五石

清	酒	七三、八〇〇圓	一、〇三〇石
林	産物	一五、八六四圓	
果	實	九、六五七圓	
素	麵	五、八〇〇圓	

であつて、右の中組合に於ては米及麥の販賣を行つて居る。大正十四年度に於ける販賣高は次の通りである。

立	米	三七、九六二圓九六	九〇九石六
小	麥	一、七一五圓五〇	九三石四
大	麥	一、一四六圓六四	九〇石〇
合	計	四〇、八二五圓一〇	一、〇九三石〇

而して組合に於て取扱ふ數量は、全生産高の約二割五分に過ぎないが、米は當村に於ける清酒醸造に消費し、麥は
同村産物の一なる素麵の材料とし、残りを組合の手によりて販賣するので、其の割合は大ならず。雖も、總組合員數
二四九名の、約八割五分即ち百七十名は組合を利用して居る。

當組合の行ふ販賣は、大抵委託販賣により、組合員の都合に依つては買取販賣をも行つて居る。委託の場合に於て
は豫め一定の販賣期日を定め、其の期日迄に生産物を組合に持寄りしめる。販賣の時期は米は十一月より十二月迄、
麥は六月より八月迄、各收穫後約三回に亘つて之を販賣するのである。

販賣方法は隨意契約及び入札により、隨意契約の場合に於ては、其の價格は豫め一定し置きたる賣却日の前日に於

ける各地方の相場を問合せ、之を標準として理事之を決定し、入札の場合に於ては、豫め取引商人に對し期日及び數量を通知したる上、入札せしめ、而して當日の入札に付ては理事全員立會の上開札し、最高入札者に之を賣却するのである。取引先は米は多く大阪、伏見方面の酒造家、大麥は當地方の仲買人、小麥は村内の製粉業者である。組合員との間の販賣代金の精算は、販賣後一週間以内に計算をなし、歩合金は米麥共に千分の八宛である。又當組合に於ては販賣に付き、組合の信用を保持し、品質の改良を期する目的を以て、精密なる検査三種粳種苗の買入れを行ひ、組合員の努力を促して居る。検査は俵装の良否、乾燥及び調整の可否、並に品質の良否を標準とし、大阪府米穀検査員の検査により、一等二等三等の等級を付け、各俵毎に組合名及び其等級を明示して居る。

以上の如き方法により、理事者も熱心に此の事業に努力し、或は奨励金等も與へて組合の利用を奨めて居るので、事業内容は年々充實しつゝ、ある。事業を開始したる大正四年度以後の販賣事業發展の跡を、其の販賣高に付いて見るに次の通りである。

大正四年度	四〇一石六	五、七二九圓四〇
同 七年度	六八九石八	一四、一三一圓〇〇
同 十年度	一、一一五石八	四〇、五一九圓〇〇
同 十三年度	一、一四九石〇	四五、二〇三圓〇〇
同 十五年度	一、一四四石〇	四二、五七〇圓〇〇
昭和二年度	九五九石〇	二九、〇九四圓〇〇

斯くの如く事業開始當初より之を見れば、數段の發展を見るに到つたが、未だ同村の全生産額全部の取扱を爲すには到らない。然し、組合が販賣事業を營むに到つた結果、販賣に付き非常の便宜を得、手数を節し、生産物の品質の向上、品種の統一を促し、價格の引上げに大いに力のあつた事は、山間の農村に於ては誠に喜ぶべき事である。

購 買 事 業

有限責任駒ヶ谷信用購買組合の果樹材料購買

等しく購買事業を稱しても、都市に於ては消費組合が發達し、農村に於ては、肥料や其の他の産業原料の取扱が盛になつて行く事は、自然の勢であつて、夫々事情に適合した經營として非常に結構な事である。後者の場合に於て、其れが區域内の産業に最も關係の深い、而も其の産業が區域内の經濟を左右する様な場合、之に要する總ての原料を組合が、供給するが如きは、最も有意義な最も力強い事業と云はねばならぬ。南河内郡駒ヶ谷村大字駒ヶ谷有限責任駒ヶ谷信用購買組合が、組合員の果樹栽培事業に力を盡し産業の發達に非常に貢献しつゝ、あるが如きは將に其の好適

例であらう。

本組合の區域たる大字駒ヶ谷は、戸數百七十戸餘を有する農村であるが、元來水田の面積が比較的僅少な爲、全戸數の約九割迄は副業として葡萄、桃等の果樹栽培に従事し、宛然果樹村を現出し其の賣上高も年々十四五萬圓に上り一戸平均約一千圓の生産を爲しつゝ、あるのである。從て此の果樹栽培の成績如何は、組合員の經濟に多大なる影響、寧ろ其の經濟を左右しつゝ、ある状態に在るのである。然るに從來は肥料、容器、消毒藥品等を初め、栽培に要する諸材料は、當業者各自が各種なる方法に依つて購入して居た爲、其の買入の價格は勿論、品質等も極めて區々で随分不廉粗悪なものを使用して居たのみならず、加ふるに何等金融機關を有して居なかつた爲、兎角商人の乗ずるころこなり、當業者としては非常に不利な状態に置かれて居た。斯うした状態を改善して、組合員を有利に導く云ふ事は本組合設立の重大な使命の一として數へられて居た事は確かであつた。

そこで組合は、先以て是等組合員に、生産に要する資金の供給を潤澤にして商人等に對する不利な條件から脱せしめ、進んで生産資金の注入に資せしめ、以て盛に生産を奨励する一面、生果用木箱、肥料、消毒藥、鐵線、洋釘、色紙噴霧器等から古新聞紙に至る迄、假にも組合員が果樹栽培に必要な諸材料は、餘す處なく組合で購入し、之を極めて廉價に賣却することにした。斯くすることに依つて組合員は、先以つて資金の供給を受くる一面には、必需品を極めて低廉に迅速に、而も品質の統一した優良なものが得らるゝ結果となつて來た爲、或は栽培反別の増加、收穫量の増進等之が斯業を奨励し、發達せしめた事は實に著しいものがあつた。今本組合設立當初からの果樹栽培用品の取扱狀況を表示すれば次の通りである。

生果用箱買入賣却狀況

年次	買入數量	賣却數量	賣却價格	市價	市價ニ比シ組合員ノ利益
大正四年	四七、七一五 ^四	同上	一、六六九 ^四	一、七五二 ^四	八三 ^四
同五年	四三、〇〇〇	"	一、二六〇	一、三二三	六三
同六年	七〇、六九〇	"	三、二三六	三、三九八	一六二
同七年	九八、八五〇	"	五、二四七	五、五〇九	二六二
同八年	八八、一四〇	"	六、八九一	七、二三〇	三三九
同九年	七四、八二〇	"	一〇、六〇〇	一一、一三〇	五三〇
同十年	七八、四三〇	"	六、二三六	六、五四八	三一二
同十一年	六七、六〇〇	"	六、八四〇	七、一四四	三〇四
同十二年	一一四、七四〇	"	一〇、一四五	一〇、六五二	五〇七
同十三年	一四四、三二〇	"	一三、七三六	一四、四二二	六八六
同十四年	一四一、五五〇	"	一一、九二三	一二、五一九	五九六
昭和元年	二四二、二五〇	"	二〇、七二一	二一、七五七	一、〇三六
同二年	二七二、七二〇	"	二三、一五〇	二四、三〇八	一、一五八
合計	一、四八四、八二五	"	一一一、六五四	一二七、六九二	六、〇三八

備考 賣却價格ハ一ヶニ付二厘ノ手数料ヲ加算シテ居ル。

購買事業

例であらう。

本組合の區域たる大字駒ヶ谷は、戸數百七十戸餘を有する農村であるが、元來水田の面積が比較的僅少な爲、全戸數の約九割迄は副業として葡萄、桃等の果樹栽培に従事し、宛然果樹村を現出し其の賣上高も年々十四五萬圓に上り一戸平均約一千圓の生産を爲しつゝ、あるのである。從て此の果樹栽培の成績如何は、組合員の經濟に多大なる影響、寧ろ其の經濟を左右しつゝ、ある状態に在るのである。然るに從來は肥料、容器、消毒藥品等を初め、栽培に要する諸材料は、當業者各自が各種なる方法に依つて購入して居た爲、其の買入の價格は勿論、品質等も極めて區々で随分不廉粗悪なものを使用して居たのみならず、加ふるに何等金融機關を有して居なかつた爲、兎角商人の乗ずるころこなり、當業者としては非常に不利な状態に置かれて居た。斯うした状態を改善して、組合員を有利に導く云ふ事は本組合設立の重大な使命の一として數へられて居た事は確かであつた。

そこで組合は、先以て是等組合員に、生産に要する資金の供給を潤澤にして商人等に對する不利な條件から脱せしめ、進んで生産資金の注入に資せしめ、以て盛に生産を奨励する一面、生果用木箱、肥料、消毒藥、鐵線、洋釘、色紙噴霧器等から古新聞紙に至る迄、假にも組合員が果樹栽培に必要な諸材料は、餘す處なく組合で購入し、之を極めて廉價に賣却することにした。斯くすることに依つて組合員は、先以つて資金の供給を受くる一面には、必需品を極めて低廉に迅速に、而も品質の統一した優良なものを得らるゝ結果となつて來た爲、或は栽培反別の増加、收穫量の増進等之が斯業を奨励し、發達せしめた事は實に著しいものがあつた。今本組合設立當初からの果樹栽培用品の取扱狀況を表示すれば次の通りである。

生果用箱買入賣却狀況

年次	買入數量	賣却數量	賣却價格	市價	市價ニ比シ組合員ノ利益
大正四年	四七、七一五 ^圓	同上	一、六六九 ^圓	一、七五二 ^圓	八三 ^圓
同五年	四三、〇〇〇	〃	一、二六〇	一、三二三	六三
同六年	七〇、六九〇	〃	三、二三六	三、三九八	一六二
同七年	九八、八五〇	〃	五、二四七	五、五〇九	二六二
同八年	八八、一四〇	〃	六、八九一	七、二三〇	三三九
同九年	七四、八二〇	〃	一〇、六〇〇	一一、一三〇	五三〇
同十年	七八、四三〇	〃	六、二三六	六、五四八	三一二
同十一年	六七、六〇〇	〃	六、八四〇	七、一四四	三〇四
同十二年	一一四、七四〇	〃	一〇、一四五	一〇、六五二	五〇七
同十三年	一四四、三二〇	〃	一三、七三六	一四、四二二	六八六
同十四年	一四一、五五〇	〃	一一、九二三	一二、五一九	五九六
昭和元年	二四二、二五〇	〃	二〇、七二一	二一、七五七	一、〇三六
同二年	二七二、七二〇	〃	二三、一五〇	二四、三〇八	一、一五八
合計	一、四八四、八二五	〃	一一一、六五四	一二七、六九二	六、〇三八

備考 賣却價格ハ一ケニ付二厘ノ手数料ヲ加算シテ居ル。

購買事業

肥料購買數量及價格 (主トシテ棉實粕
及大豆粕トス)

年次	買入數量	賣却數量	賣却價格	市價	市價ニ比シ 組合員ノ利益
大正四年	一九、五三〇 ^貫	同上	三、〇五五 ^円	三、一七七 ^円	一一二 ^円
同五年	一六、三四〇	"	三、九三二	四、〇八九	一五七
同六年	二一、六三〇	"	三、九四八	四、一〇六	一五八
同七年	四三、九四六	"	九、五九六	九、九八〇	三八四
同八年	二二、七六九	"	八、〇六五	八、三八八	三三三
同九年	九五、〇四〇	"	二五、三九二	二六、四〇八	一、〇一六
同十年	四四、三四〇	"	一、二八〇五	一三、三二七	五二二
同十一年	九八、五五〇	"	一六、七六九	一七、四四〇	六七一
同十二年	六二、五七〇	"	一二、六六一	一三、一六七	五〇六
同十三年	九七、三三〇	"	三三、五三七	三四、八七八	一、三四一
同十四年	一一、一〇〇	"	三〇、三〇三	三一、五一五	一、二二二
昭和元年	七九、七〇〇	"	二二、二九七	二二、一八九	八九二
同二年	九九、四五〇	"	二二、八三二	二四、七八五	九五三
合計	八〇三、二九五	"	二〇六、一九二	二二四、四三九	八、二四七

備考 四十貫ニ付十五錢ノ手数料ヲ見込メテ居ル。

雜種之部 (大正四年ヨリ昭和二年迄ノ累計)

品種	買入數量	賣却數量	賣却價格	市價	市價ニ比シ 組合員ノ利益
鐵線	四五、二〇五貫	同上	一三、六六六 ^円	一四、〇七五 ^円	四〇九 ^円
洋釘	四、五二八 ^貫	"	四、二〇五	四、三三一	一二六
色紙	四一六連	"	一、五二四	一、六〇一	七七
丹礬	二、五三八貫	"	三、七八一	三、九三二	一五一
石灰	四、三九四 ^貫	"	五八四	六〇七	二三
噴霧器	一二六個	"	三、五八一	三、七二四	一四三
古新開	三、九〇五貫	"	二、一六九	二、二五六	八七
合計			二九、五一〇	三〇、五二六	一、〇一六

斯くの如く組合の活動に依つて組合員は生産費の低廉、生産額の増加を圖り得たのであるが、次に起る可き問題は、此の生産物を如何に販賣するかの特である。従来稍もすれば生産の増加や、品質の改善等は盛に奨励しても、之を資金化するに、即ち販賣することに就ては何等の考慮を拂はれない様な施設が多かつた。斯くては折角汗水の結晶も、愈々金に替へるに云ふ處で、不利を見る事となつて甚だ遺憾である。本組合も此の點に就ては非常な苦心をして居る。即ち本村副業の中心にすべき葡萄の如きは、移出先に於ける價格の騰落が甚だしく、一時の騰貴は必ずや

裏面に於て暴落の因を爲すものであつて、此の間に於て能く調節を保ち、生産収益を確實にするには、さうしても共同販賣の方法に依つて合理的に賣却することを要するので、組合の附帯事業として昭和二年から移出組合を設けて、組合に於て一切の世話をして居る。本来ならば組合の販賣事業として行ふべきものであるが、組合は未だ販賣事業を兼ねて居ないので、運送店直營等の關係から附帯事業として居る。其の移出の状況を略記すれば、大體個人出荷と組合出荷の二種に區分し、個人出荷は近距離即ち大阪市、京都市、神戸市を初め、岐阜、愛知、静岡、三重へ搬出し、組合出荷は東、北海道地方から西、九州地方迄貸切車を以て輸送する。輸送に當つては嚴重なる検査を爲し、「カ」「ワ」「チ」の三等級を附して居る。個人出荷は、組合出荷を問はず、其の販路の調査、交渉、代金回収等は全部組合が掌つて居る。尙此の輸送の爲、(○駒)運送店名義を以つて移出組合が運送店を經營して居る。之れが爲め、普通運賃に比して組合員は一個(小箱二ヶ括り)に付一錢、石油箱一ヶに付き二錢の利益を得、尙出荷組合は年二千五百圓位の収入を擧げて之を以て移出組合の經費を支辨して居る。昭和二年中に於ける移出取扱高は左の通りである。

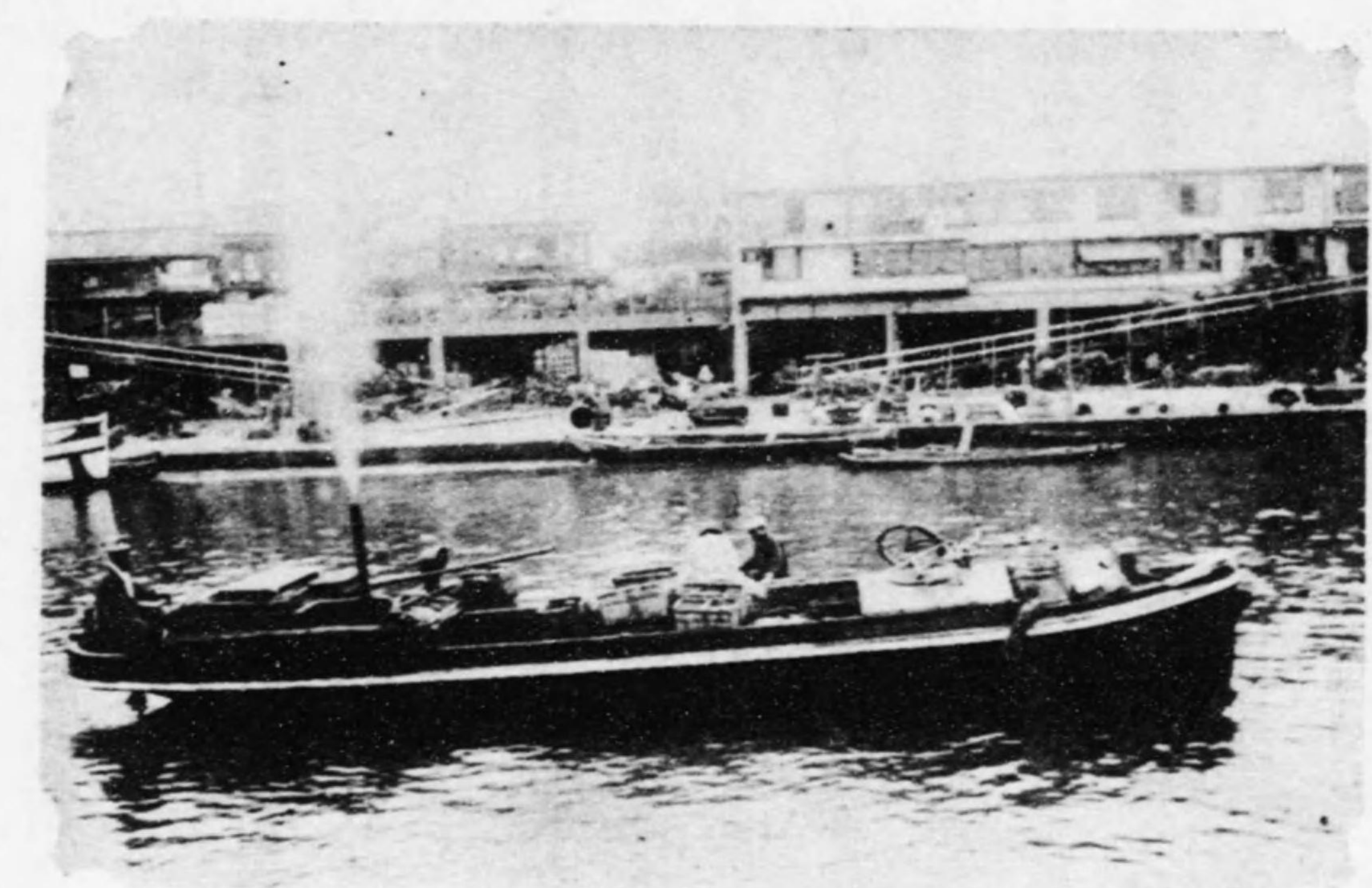
品 種	移 出 個 數	回 收 代 金	備 考
桃	二七、五〇〇個	三〇、二五〇圓	石油箱
葡 萄	一一三、三〇〇	一〇四、五三五	小 箱
計	二五九、八〇〇	一三四、七八五	

有限責任大阪商船購買組合の日用品購買

生産と消費とは經濟現象に於ける二大過程である。故に此の二者の關係をして、最も合理的ならしめる事は、經濟生活に於ては極めて重要な事である。思ふに産業革命以來産業の發達は、生産に於ける組織を一變し、分業の發達と生産的大企業の勃興を促し、惹ては「トラスト」「カルテル」等の如き企業的聯合の發生により、生産者側の利益は急に増大するに到つたのである。之に反し消費の方面に關しては、生産に於けるが如き有望なる組織の攻究せらるゝもの少く、近代商業の發達は却つて消費者に不利益を蒙らしむるの感がある。故に生産的の聯合に相對して、消費的の聯合を組織し、以て消費者側の利益を講ずる事は、現今の急務である云はねばならぬ。此の意味に於て消費組合運動が日を追ふて盛になり、益々其の實益を收むるに到つた事は誠に喜ぶべき現象である。而し商業の中心地であり且つ公設市場の充實せる大阪市に於ては、消費組合の發達に多少の困難を來たす事を免れないが、元來消費組合は協同的精神を根本とし、地理的階級的或は職業的の特殊關係に基いて成立するものであるから、此の結合力によつてあらゆる障礙を排除し得るものであつて、大阪市内に於ても尙ほ多數の組合は、小賣商人の間に介在してよく其の機能を發揮して居る。就中大阪商船購買組合は、株式會社大阪商船を背景として設立せられた關係上、其の基礎鞏固にして、他の容易に企及する事の出来ない設備を有し、消費組合中獨特の地歩を有するものとして注目に値する。

大阪商船購買組合は、大阪商船會社の職員(高級船員を含む)及び同會社に縁故ある人を以て組織せられて居る。

現在の職員は約二千九百人に達して居るが、大阪市外の各地、特に神戸地方に居住する者多き爲め、地理的關係上



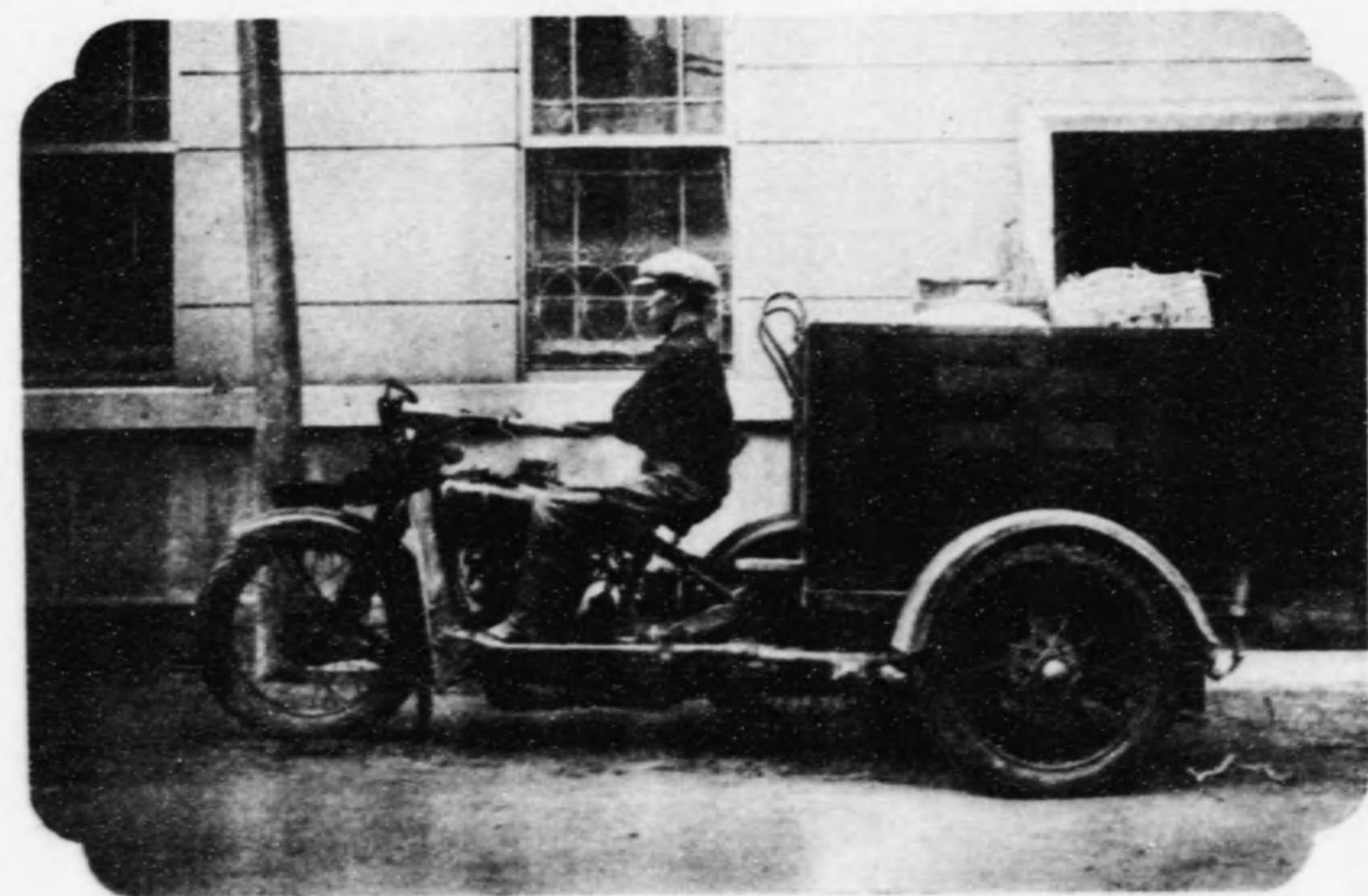
大阪商船購買組合の配給船

の後五日以内に全部の收納を終了して居る。

現在の組合員は九百十名である。斯くの如く多数の職員を包容する大會社に於ては、共通的地位に立脚して、協同的生活に進むべきは必然の事であつて、同會社に於ても、歐洲大戰後の物價騰貴に際し、社員の生活の安定と向上を計る目的を以て、遂に大正六年八月本組合の設立を見るに到つたのである。現在に於ける賣却高は年四七六、二二三圓六一に達し、呉服類の如き特殊なるものを除き、他の生活用品は青物に到るまで殆ん全組合の手によつて配給して居る。尙事務所には廣大なる店舗を構へて居るが、本組合は會社に對する關係に於て結合して居るので、組合員の住所に付ては地理的統一なき爲め、各自其の店舗に往つて物品の購入をなす事は困難であるから、組合に於て毎月一回購買品全部の物價表を作成して、組合員に配布し、之に基いて各戸別に注文を聞き、其の翌日夫々組合より配達を行ふ事にして居る、代金は月末拂ひし、毎月廿日に切り、其

前述の如く本組合は大阪商船會社を背景として居るので、種々の特質を有する事は言を俟たぬ。而し特に注目すべき事は精巧なる精米機と運搬用の船車を備へて居る事、及び物品の仕入に於て獨特の便利を得つ、ある云ふ事である。

本組合は配給主義を採用し、價格千五百圓の運搬用自動車二臺と、二千三百圓の發動機船一隻とを備へて居る。自動車に依つては、組合員の注文に應じて各戸別に物品の配達をなし、又發動機船は河川による運搬及び港内の船舶への配給に従事して居る。而して後者の最も力を入れて居るのは青物類の仕入であつて、毎日早朝に淀川を溯つて天満青物市場に至り、當日必要な青物の全部を仕入れ、此の船に積んで組合事務所に搬入するのである。又組合員には高級船員を含んで居るので、船内に居る組合員への配給は此の發動機船に依つて居るが、かゝる自動車及發動機船の設備により水陸の配給は誠に遺憾なきに到つて居る。

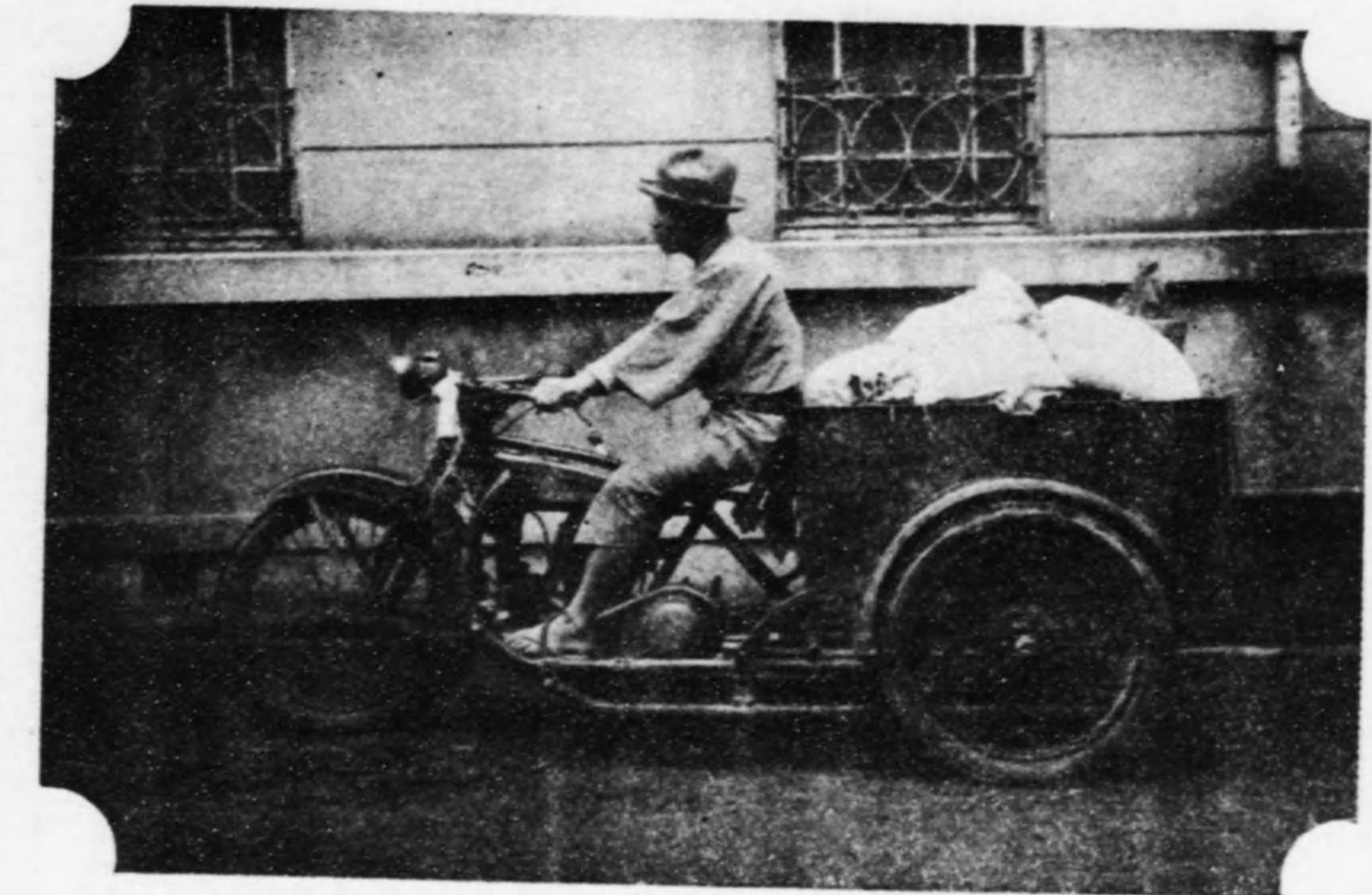


大阪商船購買組合の配達車(其の一)

尙ほ加工に用ゆる精米機の設備は、本組合の最も誇むる所で一日百二十俵の精米能力を有し、組合は玄米を松山、香川、朝鮮等より買入れ、之を精米して組合員の家庭に配給

して居る。特に此の精米所に有する研磨機は、大阪市内に於ける唯一のものであつて、普通の精米機によつて精米し

たものを、更に研磨機によつて研磨し、糠を取り去り純白なものとし、洗研の勞を省き得る白米にするのである。此の點に於ては全く營利的觀念を離れた實用的のものであつて、他の精米所に於て見る事の出来ない所である。



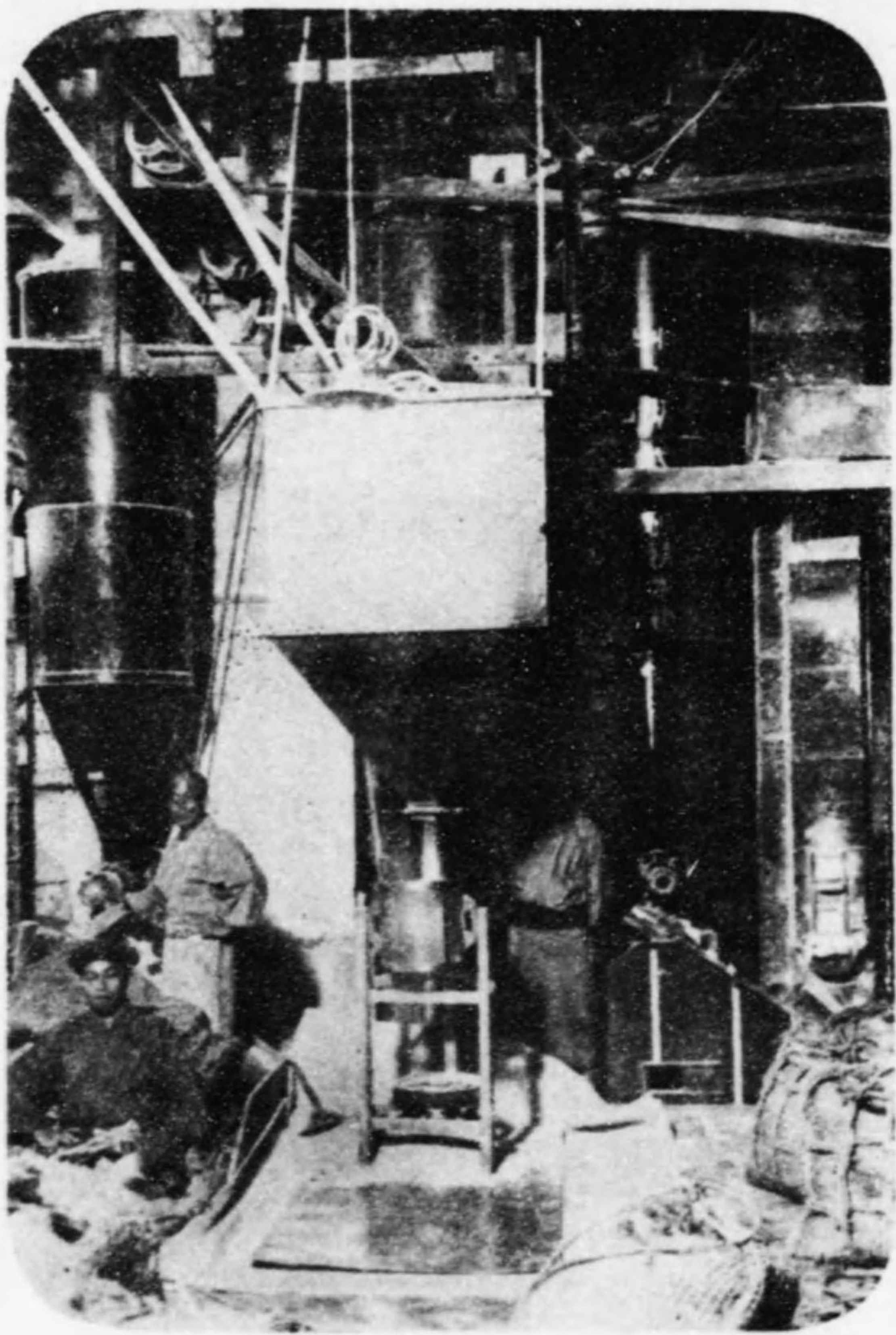
(二の其) 車運配の合組買購船商阪大

共同して購入する場合もあり、低廉なる價格にて物質の買入を行ふ事に付き非常な何利を得て居る。

次に大阪商船會社は、内國の航路は云ふに及ばず、海外到る所に航路を有する爲め、物品の購入に付ては各地方に就き物品の撰擇をなし、而も會社の船舶によつて運搬し得る點に於て、非常の便宜を得て居るのである。例へば米は香川、松山等より蒲鉾は土佐、木炭は日向、より又遠くは青島より肉類を取寄せ或は米國の毛布を購入し、其の運搬に付き何等の不便を感じない事は他の組合に於て到底模倣の出来ない所である。尙ほ大阪商船會社が其れ自體大世帯をなし物品の需要も大量に上るので會社の調度課の購入が有利なる場合も少くない、故に組合も調度課と聯絡を取り、場合によつては調度課より支給を受け或は

以上の如く完全な設備をなすと共に、廣く組合員の便宜を計つて居るので、事業の遂行上二十三名の事務員を以て

之を擔當し、事務所の二階を共同の宿泊所とし、目下十三名の事務員が合宿し、組合に於て之を賄つて居る、斯くの如く本組合が遺漏なき設備と、特殊の利便を享有する事は、他に其の比を見ない所であらう。而し之は大阪商船と云ふ大背景を有する爲めであり、又組合員が共通の地位と關係に基いて結合して居る爲めであるが、他の會社や、團體に於ても、かゝる事業に着手する事は時代の趨勢より見て、誠に望ましい事であること云はねばならぬ。



機磨研米精の合組買購船商阪大

あること云はねばならぬ。

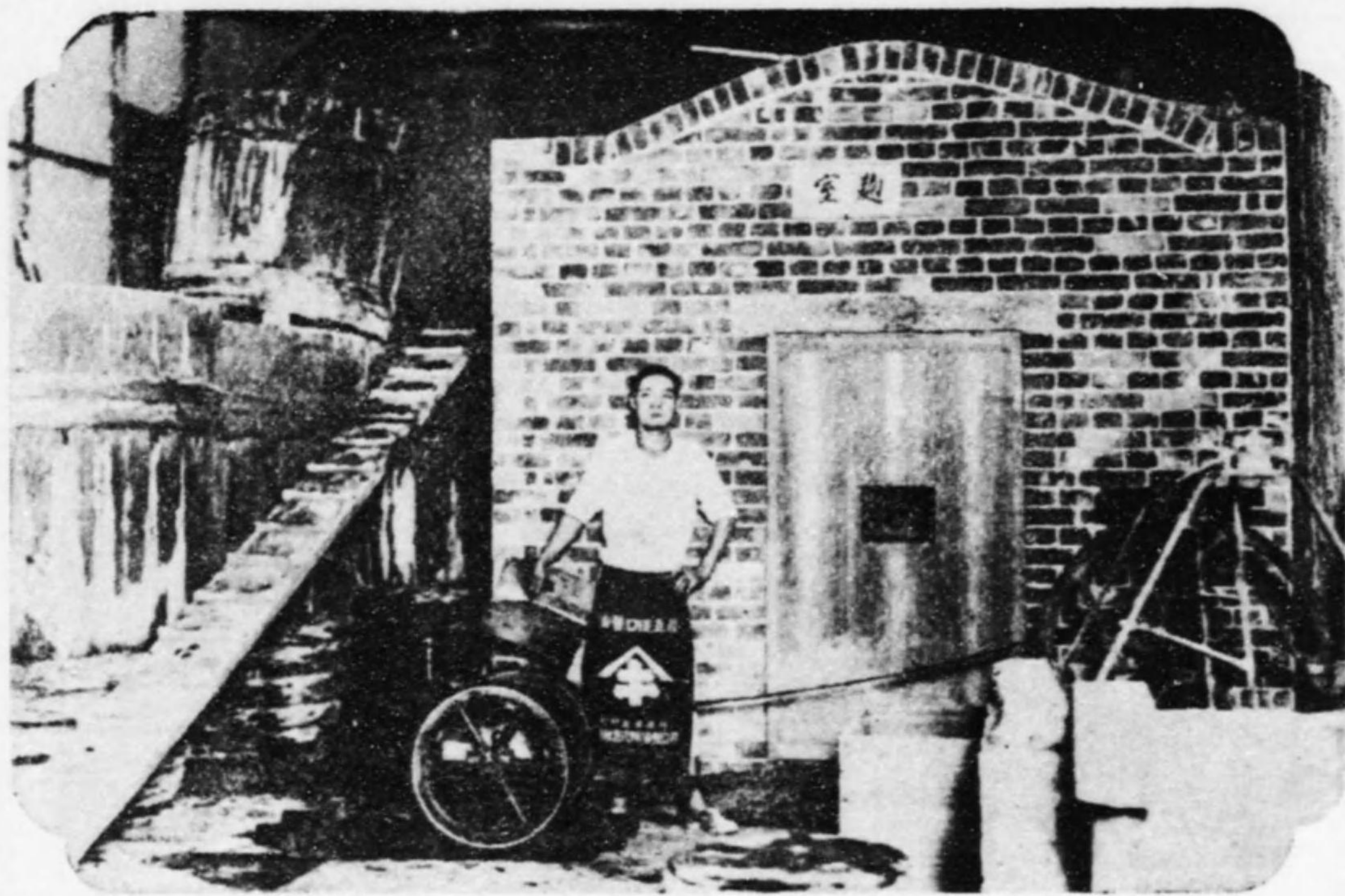
有限責任三都信用販賣購買利用組合の醤油醸造

眞に徹底した購買事業の經營は、生産、加工購買でなければならぬ。即ち組合自體が生産し、組合自體が加工し、自己生産の品物を自己の手に依つて組合員に分配する云ふ事は、購買事業の理想とする處である。此の意味に於て南河内郡三都村、有限責任三都信用販賣購買利用組合に於て醤油を醸造し、之を組合員に賣却して居るが如きは、極めて有意義な事である。

三都村は純農村であつて村内には之云ふ程の商店もなく、物貨の供給は約二里を距てる長野町か、約三里を距てる堺市かに求めなければならぬ状態である。斯様な風であるから組合では出来るだけ購買品の自給自足の方法を講ずる必要から、茲に醤油の醸造を思ひ立つたのである。然るに丁度組合員中醤油醸造に精通してゐる者があつたので中古品の醸造器具を講入し、昭和二年四月初めて細桶六本に諸味を仕込み、同年末より賣出した。大體設備に要した資金は次の通りである。

建築費	(三十九坪ノ建物 内十五坪ハ事務所トス)	二、四四〇圓三八
醸造設備費		二、〇〇二圓四一
内譯		
細桶一〇本、中桶三本、外十一點	(堺ヨリ三都村マ テノ運賃ヲ含ム)	七九五圓八五

麴蓋	六十五枚 (運賃共)	一六一圓五五
粉碎機	外四點 (運賃共)	一一六圓三五
麴室設備費		四七二圓一〇
煙突		二七圓五〇
煎釜		九八圓八〇
揚水ポンプ		一三圓〇〇
麥入タンク		六二圓一六
井戸 (古井戸改修)		二三圓三二
壓搾機		九五圓〇〇
搾袋		三九圓〇〇
蒸桶		一一圓〇〇
諸雜器具		三六圓七八
雜費		五〇圓〇〇
尙此の時に仕込んだ細桶六本分 (一本の容量約十七石) の諸味仕込割合及び代價は次の通りである。		
小麥		五一圓二〇
大豆		三八四圓〇〇
購買事業		七〇一



場造醸油醬の合組都三

カラメル	五四圓一八
食鹽	三四圓三〇
砂糖	八一圓五八
石炭	四一圓〇〇
勞賃	一九八圓〇〇
運賃	一四圓一六
計	一、六二四圓四二

而して右細桶六本よりの仕上醬油九拾石を得た。

賣却の方法 本組合の販賣方法も亦一つの特徴がある。

一、現金賣 一升に付き二十五錢にて現金賣をするもので組合員は容器を持つて買ひに來り配達は行はない。

二、小麥又は大豆との交換 組合員の收穫した小麥又は大豆を持ち來り、醬油と交換するもので、小麥又は大豆四十貫（石宛）に對し醬油八斗の割合にて交換することにしてゐる。従つて醬油一升の現金賣價二十五錢であるから、

小麥又は大豆一石二十圓にて買入れてゐることになり、小麥又は大豆の相場平均十六、七圓であるから醬油一升

二十錢で供給してゐることになり、組合員は現金で買ふよりも物々交換の方が有利で、組合も運賃が助かる事になるのであるから小麥や大豆の作付反別も自然増加する傾がある。冬作及び空地利用の奨励もなり、現に組合員中には一ヶ年中の需要量の總てを此の物々交換で充たしてゐるものもあるが、蓋し、農村に於ける方法としては面白い事である。

其の交換の狀況を表示すれば左の通りである。

醬油 小麥 大豆 交換 月別表

昭和二年十二月	昭和三年一月	同 二月	同 三月	同 四月	同 五月	同 六月	同 七月	計
二七、四六六	二、七八六	一、四四五	九二五			四六五	一、一一一	三四、一九七
五、四四二五	四七七五	九一八〇	四二〇〇					七、二五八
四、一四九	一、一七二	二、二二三	三、五九九	二、三八八	二、八二二	二、九五四	二、三八〇	二一、六八七

昭和二年末より本年七月までの賣上石數及同金額(交換の分をも含む)を見るに四拾石七斗五升四合金壹千拾八圓八拾五錢であつて、差引四拾九石二斗四升六合残つて居ることになる。

有限責任木島信用購買利用組合の購買事業

由來購買事業の經營は、産業組合各種の事業中に於ても、其の經營が困難であるにせられて居る、殊に組合の區域が、市街地の附近であるに於ても、交通の便が備つてゐて、物資の供給が自由であるに於ても、區域内や其の附近に小賣業者が澤山ある場合等には一層其の經營は至難にせられて、實際組合員は、高價で賣の悪い物を使はされて居ても、又不便を感じて居ても、組合理事者はこれに向つて何等の施設も出来ないに云つた事情の所はよく見受ける處である斯うした事情の下に在りながら、組合理事者の奮闘的努力に依つて、非常な好成績を擧げて居る例を、泉南郡木島村の有限責任木島信用購買利用組合に見出す。

本組合の購買事業の成績は、泉南郡内一、二を争ふ取扱高を示してゐる。即ち一ヶ月平均約四、五〇〇圓位の賣却高があり、本年二月の如きは實に八、八七五圓の賣却高があつて、八月末日迄の買入高は三二、二七六圓八五賣却高は三五、四二六圓四六に上つてゐる。

取扱ふてゐる物品の主なるものは、酒、醬油、酢、木炭、サイダー、ビール、素麵、各種肥料等で、其の主な物の昨年中の賣却高は

肥料	五、九〇五貫五〇〇	二五、三四八圓九九
酒	一三六、九〇六合	一三、〇六四圓八九
醬油	五五、六五〇合	二、七〇七圓五五
木炭	一、二四三俵	二、六三〇圓五五

である。

元來組合の區域である木島村は、東西に帶狀をしてゐる農村であるが、中央を水間電車が東西に貫通してゐる爲め交通の便よく、南海電鐵沿線の、貝塚町へ十五分乃至二十分で達することが出来るし、區域内には小賣商人多數あるにもかゝらず此様な好成績を擧げてゐるのは全く組合の努力と熱誠の結果であつて、其の經營上の工風、研究も尋常一様のものではない。先づ第一本組合に於ては事務所座つてゐる執行するのみでは事業を發展せしめる所以でないにせし、産業組合の事務員は『筆よりも手足を働かせ』と云ふ事をモットーにしてゐる、即ち貸付金の請求、利息の徴集、貯金の集金は勿論、購買品の注文聞から配達迄も行つてゐることである。都會地の購買組合で注文聞や配達には、別に珍らしくもない事であるが、農村の組合にして之を實行してゐるのは府下でもあまり例を聞かないのみならず、其の方法が餘程變つてゐる。即ち、二人の事務員は毎日各大字を巡回するのであるが、一方組合員の方では注文があれば門口に一定の木札を掲げて置く、此の木札を見て事務員は其の組合員の家を訪問し、恰も八百屋の御用聞の様で注文を聞き、直ちに注文品を配達してゐる。

また時々日用品の「安賣デー」景品付賣出等を行ひ、特に三月六日の記念日には、田尻組合と同様に必ず「安賣デー」

「」を行ふことにしてゐる。

賣却は此地方の習慣により、半期節季とし、その時にはまた普通商人のやうに集金に廻ることにしてゐる。故に前述のやうに多額の賣却あるにもか、はらず、未收代金は殆んどないといふてもい、位である。「筆よりも手足を働せ」のモットーは遂に斯の如く各方面に好成績を収めて、信用事業も購買事業も一年々著しい發達を示してゐるが「手足を働かす人は筆も働す」結果となつて、本組合の事務の整理の良好なるも亦一の特徴である。

無限責任 千早信用販賣購買利用組合の購買事業

千早村は楠公の史蹟に於て有名な、金剛山の麓にある農村であつて、河内の連山に繞圍せられ、今尙交通不便の土地である。故に往時に於ては、一圓の貯金、五拾錢の買物をなすにも、他所に之を求め、總ての金融及び物資の需要に付ては、富田林、長野方面へ約三里の山道を往復して其の用を辨じて居たので、村民は經濟上久しい間少からぬ不便を感じて居たのである。

茲に於て、大正七年末遂に無限責任千早信用販賣購買組合が、本村の千早城趾の下に呱呱の聲を擧ぐるに到り、之等の不便は一掃せられ、特に購買事業に於ては拔群の好成績を収むるに到つた。本村は四百二十一の戸数を有する農村であるけれ共、耕作面積は田畑一〇四町歩に過ぎない爲め、農業は比較的振はず、本村の重要な産物は、寧ろ凍豆腐である云ふべきで、本村全部の生産高六十五萬七千圓餘の中、二十五萬圓即ち約三割六歩は此の凍豆腐である

此の凍豆腐製造が今日の盛大を致したのは、實に組合の信用部に於ける資金の融通に資ふ所が頗る大である。又貯金も四十五萬六千圓に達し、信用部の成績も著しきものがあるが而し、本組合の特色とする所は購買事業の充實せる事であつて農村に於ける消費組合の使命を充分に發揮し、生計用品の購入を一手に掌握して、家庭經濟の便宜と向上を計つて居ることにある。

本組合は設立當時より特に購買事業に力を用ひ、購買部が本組合の主體をなして居るが如き感がある。當初の大正八年度に於ける賣却高は已に二三、三八*

品全部を網羅し、農村に於ける「デパートメントストア」を形成し、組合員は全部組合の賣店に集合して用を足し、



千 早 組 合 の 店 舗

* 六圓餘に達し、村内生活必需品の約八割を組合に於て供給して居る。而して昭和二年度の賣却高は二六、六〇〇圓餘に及び、其の全部が經濟用品である。客年に於ては産業用品の内、肥料、蕙等を取扱つて居たが、地勢の關係上分配の不便が甚しいので現在に於ては、主として日用品のみを取扱つて居る。其の多額を占むる物は酒、食鹽、素麵、砂糖、乾物類、鹽干魚類、荒物類等であるが、兎に角呉服類を除いては雜貨食料品等生活必需

村民の親誼も此處に於て温められ、相互の意志疏通の機會を與へ、和衷協力の実を擧ぐるに共に、組合は本村の消費經濟の鍵を其の手に掌握して居る。

購買品の仕入に付ては、一名の職員が購入係に専任し、大阪、堺の兩市に於ける信用ある卸商店に就いて、市價、品質を充分研究の上購入し、專屬運搬夫をして可成速かに事務所へ搬入し、出來得る限り新鮮なる物品を地方商人よりも二割以上の廉價にて分配して居る。而も一年中正月の三日間八月十五日、十月十七日の外は絶體に休業せず、毎日午前七時より午後六時迄執務し、組合員の便宜を計つて居る。又一方組合の所在地が役場、小學校に近接して居る爲め、他事を兼用にて其用を足し、特に小學校生徒の放課後飯途に於て家庭の用を果して居る者も多い。事務所の位置云ふ事も餘程考へねばならぬ事である。

上述の如くであるから、設立によりて得たる、有形無形の効果も亦著しきものがある云はねばならぬ。本組合の設立以來購買品を組合員に賣却した額は、二十四萬四千圓であつて、設立當時は清酒の如きは普通小賣商人の賣價より一升に付參拾錢の相違があつたが、現在に於ても各品平均一割以上安價に供給するので、過去十年間に於て組合員の得たる利益は優に參萬圓以上に達して居る云ふ事が出来る。又設立以前の如く、山道三里も隔つる富田林、長野方面に往復する必要がなくなつた爲め、勞費を節約し得たのも非常な利益である。尙ほ行商人の出入を止め、其の暴利を防止した事及組合が物品の選擇に於て贅澤品を購入しない爲め、一般に質朴勤儉の風を高めた事は、眞に組合事業の賜物である云はねばならぬ。加之本組合は近く大字千早に從たる事務所を新設し、組合員の需要に便せんとして居るので村内に與ふる影響も偉大なものがあり、産業及び經濟の兩方面に資する所が少くないであらう。

無限責任田尻信用購買組合の購買事業

農村消費經濟の向上は、農村に於ける生活改善の第一歩であり、自給自足の經濟狀態を過ぎた今日、邊鄙なる農村に於て、物資の購入を最も合理的ならしめる事は、極めて重要な事である。此の點に付き、豊能郡田尻村無限責任田尻信用購買組合の購買事業は、能く其の使命を果し、農村に於ける消費組合の實を擧げて居る云ふ事が出来るであらう。

田尻村は豊能郡の東北部に位する小農村であつて、豊能の連山に繞圍せられた南北五十餘町、幅五丁の細長い豁谷を占め、他村に通ずるには峠を越へねばならぬ狀態にある。従つて耕作面積は狭小であつて副業として粟、木炭、繭寒天等の生産に努め、之によつて全村に於ける經濟の根源をなして居るが、生活用品の購入に付ては、斯かる地勢の關係上、誠に不便であつて、其の需要を充すに池田龜岡の方面に出掛けねばならぬのである。従て大抵は、各自が當地の生産物の販賣の爲め、五里の山路を牛車を牽ひて出掛け、其の都度買入れて居たので、其の不便を感じる事已久しかつた。茲に於て本組合は大正七年購買事業を開始した結果、其の成績は甚だ良好で、茲數年の間に急激の進歩を遂げ、昭和二年度に於ては二四、五六八圓餘の賣却高を示して居る。初年度なる大正七年よりの成績を見るに次の如し。

年 度	賣 却 高	購 買 益
大 正 七 年	三四四、〇二〇	四五、九七三
同 九 年	一、九一九、四四七	五三四、七五一
同 十 一 年	四、一一四、六八七	一、六二九、八六四
同 十 二 年	七、七五八、八九九	二、一二八、九四九
同 十 四 年	一、二、八三〇、二四五	二、四七四、九六五
昭 和 二 年	二四、五六八、七八五	二、五一三、三一五

右の表に見るが如く、其の發展は實に驚くべき程で、賣却高は殆んど隔年毎に、等比級數的の増加を示し、現在に於ては全村の購買高の約七割を占めて居る。斯くの如き進展を見るに至つた理由は、一つに組合の價格が低廉である爲めのみならず、商店の數僅かに五戸であつて、而も交通不便の土地である事によるのであるが、又一面、本組合が恰も都市に於ける、百貨店の如き特質を有する事である。大都市に於ける百貨店は、勿論營利的で、其の目的は全然異つて居るが、あらゆる種類の商品を一所に集め、價格に於て品質に於て、將又種類に於て他の一般商店の先驅をなし、他を指導するの地位にある事は、商業の發達上一大特色をなして居るが、本組合は正に農村に於て其の役割を勤め、呉服類を初めとして、雜貨、食料品等の此細なる物に到るまで、凡そ生活必需品の全種類を網羅し、本村に於ける購買の全部を其の手中に收めて居るの感がある。(寫眞参照)

本組合に於て取扱ふ物品は、殆んど經濟用品であるが、産業用品たる肥料等の購入も、組合のみによつて行つて居

る。本村は極小なる農村である爲め、其の賣却高は六、四一三圓八七〇に過ぎない、而し經濟用品の賣却高は一八、四一五圓一〇五に達して居る。

其の重なるものに付いて、本村に於ける全消費高の割合を見るに、外國米は全部、履物類金物類は九割、食鹽、砂糖、呉服類、メリヤス類は八割を組合によりて取扱つて居る。他の物品は今尙商人より之を求めて居るものも多いが、之も多年、の取引上、又は義理上止むを得ない事であり、而も他の商店は、殆んど掛賣で、六ヶ月毎に勘定をなす點に於て幾分商店よりの購入を餘義なくされて居る。而し*



田尻組合の店舗

*組合の事業が、營利的でない爲め、價格が安いと云ふ點に於て又葬儀祝儀等に際しては、特に組合員の用を務めて、便宜を計つて居る事等により、組合が村内全部の購買を其の手中に收め得る事は近き將來にあるであらう。

尙組合に於て興味ある事は、毎年三月六日の産業組合記念日に、「廉賣デー」にして見切品等を集めて、特別の廉價を以て組合員に提供する事である。此の日には又各組合員に福引券を配布し、幾分なりとも購入したのものには福引をなさしめ、皆夫々景品を渡して居る。故に當日は組合員全部が事務所に

集合し、門前市を成し、雑踏多忙を極め、異様の壯觀を呈して居る。此の「廉賣デー」は、組合員をして、産業組合精神を了解せしむるは勿論、村民の親睦を密にし、以て産業組合の記念日を有意義ならしめて居る。

無限責任東郷信用購買販賣組合の購買事業

産業組合に於ける購買事業の急激なる進展は、一般小賣商人に對し、大なる脅威を感じしむるに至つた。實際公益的な購買組合の共同購買に對して、營利主義の小賣商人が、到底對抗し得ない事は言ふまでもない事であり、購買事業の發展が、専横な商人を驅逐する事は、誠に望ましい事である。而し産業組合の目的が、組合員の福利を増進する事にあるとするならば、單營の消費組合を除き、他の兼營組合に於て、組合員たる小賣商人の存在を脅かす事は組合の精神が共存同榮云ふことに在る點から見ても、之は明かに矛盾である。而し之等の現象は、組合發展の過程に於て到底免れ得ない階段であるのみならず、現在の利害にのみ拘泥して、遠大なる目的を忘却してはならない。故に此は必ずしも悲むべき事ではないが、場合によつては幾多の商人の存在を奪ふ云ふ様な事は、惹て産業組合自身の存在を危くし、組合の發展を妨ぐる原因を爲す事は、其の實例に於て少くない。従つて購買事業と商業の衝突を如何に緩和して、組合の發展を期すべきか云ふことは、實に重大なる問題である。豊能郡東郷信用購買販賣組合は、かゝる難關を切り抜け、商人の中にあつて信用事業は勿論、購買事業の盛大を致したる組合の一として、注目に値する。

東郷村は豊能郡の東北部の山間にある農村である。其の主なる産物は米、麥、栗、松茸、木炭、酒、寒天等であるが、特に注目すべきは農村なるに拘らず小賣商人の数が極めて多數なる事である。即ち本村の總戸數四一八戸の中、

商業に従事するものは、農業と兼營せるもの一二〇戸、専業として居る者三〇戸合して一五〇戸の多數に及び、實に三分の一以上を占めて居る。斯る多數の商人が存在する理由は、一つは戸數に比し耕作面積の狭少なる事である。本村の耕作地は、田一七七町、畑一九町で、一戸平均約四反歩餘に過ぎない。而も有望なる副業を有しない爲に、かゝる小面積の田地の耕作のみに依つては、到底生計は保てないので、多數の農家に於ては幾分か商業を營む事によりて其の不足を補はんとして居る。他の一つは大坂府池田町より京都府龜岡町に出づる府道に沿ひ、旅人の往來比較的に繁く、爲めに商業の經營を促した事である。

以上の如く全村の三分の一以上に當る商人が、多少なりとも日用品の小賣を行つて居るので、組合に於て購買事業を行ふ事は誠に至難なる事である。而し交通不便なる山間なるが故に、地黃(組合所在地の大字名)値段と言れた位物價が高く、他の農民の不利益は甚しかった。故に組合に於ても之を放任するを得ずして、遂に大正十二年初めて購事を開始するに至つた。其の目的は未だ價格の引下げの範圍を脱して居ないが、然し之に依つて同村内の經濟界に大波紋を生ぜしめたことは争はれないことである。最近三ヶ年の成績は次の通りである。

種別	年度		
	大正十四年度	昭和元年度	昭和二年度
産業用品	一〇、〇三六、九五五	一一、一七八、九七八	一二、〇八五、八五五
經濟用品	一五、三九三、五五一	一三、〇一五、七四五	一一、五五一、一七〇
合計	二五、四三〇、五〇六	二四、一九四、七二三	二三、六三七、〇二五

右の表によれば、産業用品は逐年増加しつつ、ある一方、經濟用品は大正十四年度以降漸次減少しつつ、あるのであつて、之は本組合の特質を如實に現して居る感がある。

先づ經濟用品に付いて見るに、本村に於ける商人は、殆んど雜貨商を營んで居る關係上、日用品の購買は、非常に困難なるに拘らず、第三年度の大正十四年には已に一萬五千圓餘の賣却高を算して居るが、之は組合が價格の引下げを目的として、廉價にて販賣したが爲めである。然し組合の事業開始に伴ひ、他の商人も其の價格を低下せしめ、組合と略同一に販したる爲め、組合の利用は變じて、幾分近所の商店に於て之を求むるやうになり、組合の賣却高は次第に減少するに到つたのである。而し食鹽は組合のみによりて販賣し、酒、醬油、砂糖、等の主なる日用品は、全村の消費量の約半數を購買しつゝ、あるが故に、以上の如き減少が續くは思はれない。

次に産業用品に付ては、當地方の商人に於て取扱ふものなく、以前は各自龜岡、池田の方面に行つて、之を求めて居たので、産業用品の共同購入による實益は、特に著しく、殆んど組合の手によりて購入せしめて居り、産業用品の賣却高は漸次増加するの傾向にある。現在に於ても全村消費量の約八割を占め、其の主なるものは肥料であつて、全村消費量約一萬四千圓の中一萬五百圓餘を組合の手によりて購入して居る。

以上の如く本村が他に比し多數の商人を包含するに拘らず、よく其の間に處して商人の反對を避けつゝ、價格の引下げに努め而も他に比し遜色なき成績を挙げつゝある事は、未開始の組合に對し多大の範を示すもの云はねばならぬ。一般に兼營組合に於ては、商人の反對を恐れて、購買事業の着手に逡巡して居る組合が多々ある様であるが、本組合の實例を見れば、決して不能の事にあらざる事を實證するものである。本組合に於ても、經濟用品購買の目的は未だ

價格引下の範圍を脱して居ないが、元來購買事業の目的の一は、廉價なる物資の買入をなさしむるにあるが故に、他の商人の價格の引下は、間接に其の目的を達し得るが故に、本組合の購買事業は之のみを以てしても其の實益は大なり云はねばならぬ。尙副業の發達を攻究し、商業の兼營の廢止を期して居るから、其の曉に於ては、組合の購買事業は本村に於ける消費經濟の中樞をなすであらうと思はれる。

利 用 事 業

有限責任 喜志信用販賣購買利用組合の託兒所

現今文化の向上は、殆んど都會を中心とし、凡ゆる文化的施設は都會に集中せられ、農村は其の圏外に置かれて居る感がある。幼兒の教育に付ても都會に於ては幼稚園、託兒所又は授乳所等を設けて、幼兒の知育、體育に努め、其の發達も著しいものがある。之に反し、農村に於てはかゝる設備なく、自然の發育の儘に放任し全く顧られない點が多い。殊に農繁期に於ける農家の生活を見るに、一家學つて農事に勵み、何人も幼兒を顧る事が出来ないもので、其の時期に於ける幼兒は實に危険な状態に置かれて居る云つて差支ないものがある。故に農村に於ても此の點を決して等閑に付すべきではない。

我國に於ては、産業組合の事業として、託児所を設けて居る組合は甚だ稀であつて、其の實情についても、一般に未だ知られて居ないやうであるが、其の効果は誠に良好であるのみならず、産業組合の眞に目醒めたる社會的施設として極めて有意義なものであり、且つ特に現今の如く社會思想の混沌たるものあり、農村問題の重大化せむとする秋に於て、斯の如き設備を以て農繁期に於ける農家の活動を援助し、併せて幼児の發育に貢献する事は、農村救済の一手段として誠に稱讚すべき事柄である。

南河内郡喜志村有限責任喜志信用販賣購買利用組合は、大阪府下に於て託児所を設けて居る唯一の組合であつて、設置後日尚ほ淺きに拘らず、其の成績大に見るべきものがあり、一般農家に與へた影響も誠に少くない。本組合に於て託児所を開始したのは、昭和二年五月であつて、昭和三年七月までに三回開設して居る。其の目的とする所は、農繁期に於ける家庭の勞力を省き、併せて幼児の健全なる保育を、農村融和を助くる爲めであつて、現在に於て二個所に幼児を收容し、第一託児所は字大深の正信寺に、第二託児所は字櫻の明尊寺に設け、其の主任には各寺の住職が之に當り、各保母一名及助手一、二名を置いて幼児の世話をして居るのである。

開設期間は、毎年春秋二期の農繁期であつて、第一期は六月一日より七月十日迄、第二期は十一月一日より十二月十日迄とし、保育時間は毎日午前六時より午後六時迄である。第一期は麥や豆類の收穫及び田植の時期であり、第二期は米の收穫時期であるが、其の年の氣候等により多少の遅延を生ずる事があるから、時宜により其の期間を伸縮する事になつて居る。入所する幼児は年齢二才以上、小學校に就學するまでの者であつて、收容人員は一ヶ所百名以内で、入所希望者は開設期の十日前に、其保護者から組合に申出るのである。然し託児所の場所の關係上、現在に於て

之を利用し得る部落は全村の約三分の二である。而して第一回よりの出席成績及び其の年齢別は次の如くである。

昭和二年第一期 (自六月一日 至七月十日)

名稱	申込總數	性別		年齢別							計	延人員	出席人員	平均一日	日數
		男	女	三歲	四歲	五歲	六歲	七歲							
第一託児所	七二	四二	三〇	七	一〇	一九	一五	二二	七二	二、二三一	一、四七〇	四七	三二		
第二託児所	五八	二六	三二	六	一六	一四	一〇	一二	五八	一、七四〇	八七四	二九	三〇		
計	一二〇	六八	五〇	一三	二六	三三	二五	三四	一二〇	四、〇七一	二、三四四	七六	六二		

昭和二年第二期 (自六月一日 至七月十日)

名稱	申込總數	性別		年齢別							計	延人員	出席人員	平均一日	日數
		男	女	三歲	四歲	五歲	六歲	七歲							
第一託児所	五一	二七	二四	六	四	一一	一〇	一九	五一	二、〇四〇	一、五三〇	三八	四〇		
第二託児所	六四	二七	三七	九	一六	二三	一一	六	六四	二、五六〇	一、九七〇	四九	四〇		
計	一一五	五四	六一	一五	二〇	三四	二一	二五	一一五	四、六〇〇	三、五〇〇	八七	八〇		

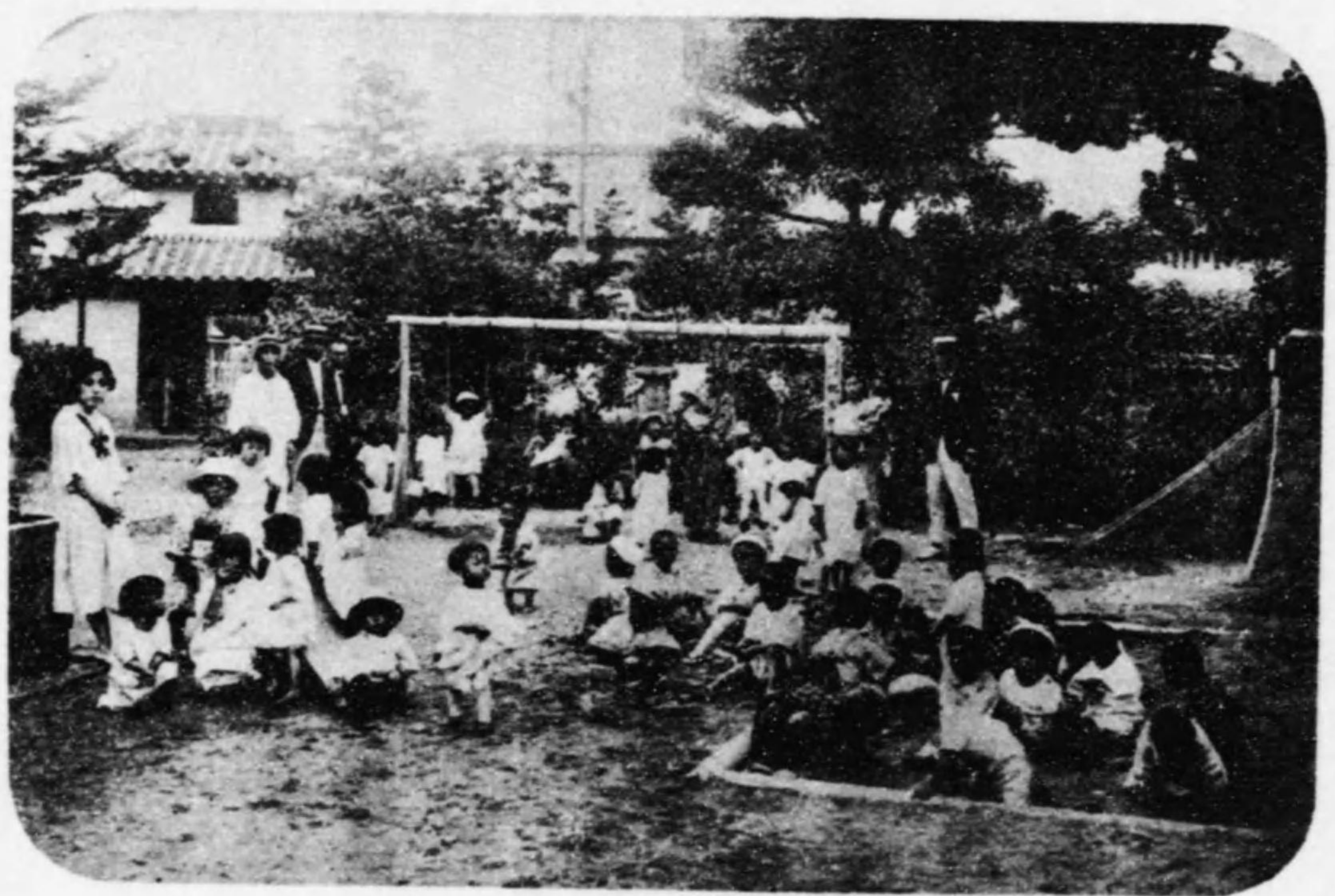
昭和三年第一期 (自六月一日 至七月十日)

名稱	申込總數	性別		年齢別							計	延人員	出席人員	平均一日	日數
		男	女	三歲	四歲	五歲	六歲	七歲							
第一託児所	八三	七一	一〇	六	九	一〇	一一	一〇	八三	二、三〇二	一、三〇二	四二	三二		
第二託児所	六〇	一〇	一	一	五	六	六	一〇	六〇	一、八七一	八七一	二八	三二		
計	一四三	八二	一一	七	一四	一六	二一	二〇	一四三	四、一七三	二、一七三	七〇	六四		

設備としては單に、小型スベリ台、積木、ブランコ等であるが、幼児を面白く遊ばせる事には大した設備を要するものでなく、之で充分であると思はれる。日課としては遊戯、ブランコ、スベリ台等による運動、並に時々効外散歩をして、戸外の運動をする、一方室内に於ては童話、童謡を教へ、蓄音器を用ひて、楽しみを與へて居る。晝食は各自持参する事になつて居るが、昭和三年度に於ては、組合に於て晝食を與へた。又幼児の事であるから補食を必要とするので、毎日午前一回、午後二回に、一回一人宛二錢の割合で、菓子、果實等を與へて居る。託児所の経営に付ては、組合の奉仕的事業として居るので、保育料は全然之を徴收せず、組合の支出ミ、有志者の寄附金ミによつて經營して居るのであるが、一期分の豫算は、總額五百圓であつて、組合の剩餘金よりの支出百五十圓ミ、日本赤十字社大阪支部篤志看護婦人會よりの寄附百圓ミ、其の他有志者の寄附金ミを以て之に當て、居る。一般に斯かる事業の經營に付ては、多大の經費を要するものと思はれ、之が着手に逡巡して居るやうであるが、本組合に於ては年三百圓を支出して、之を經營して居るのを見れば、經費の點のみを以てすれば、之が經營も差程困難なる問題ではないと云ひ得るであらう。

前述の如く熱心な注意ミ、遺漏なき設備ミによつて、幼児の世話に努力して居るので、其の効果は精神上、並に物質上非常な成績を收めて居るのである。元來農村は、天然の美に富み、かゝる自然の中に育まれて居る農村の幼児は都會のそれに比し、體育上又精神上甚だ惠まれて居る。故に一般に農村の生活を讚美して居る現代に於ては、強いて人工的な教育を施す事を非難する者もあるやうであるが、前にも述べた如く、農繁期に於ける農家の生活は、極めて多忙であつて、幼児の世話は全く等閑に付せられ、甚だ危険な情態に曝され、之を放任して置く事は出来ない。然し

若し幼児に注意を拂ふ事になるミ、少くも一人は其の爲めに手を取られ、最も多忙な時期に於ける時間を、幼児の爲めに費し、其の働勞時間を奪はれるミ云ふ事になるのであるが、託児所を設けて以來は、農家は全員安心して農事に勵み、其の能率は非常に増進し、又最も感受性の強い時期に適當の訓育を施すので、一年僅かに二ヶ月有餘であるに拘らず、幼児に及ぼした感化は非常なもので、同村に於ても、入所後の小供は急に禮儀作法を覚え、家人皆驚いて居る位であり、間食の習慣も幾分薄らいで來た様である。又就學年齢に達して、小學校に*



喜志組合の託児所

*初めて入學した兒童が、一人で登校出來ず、永らく家人に伴はれて行く者が少くも毎年十五人位はあつたが、託児所に於ける保育の爲め、其の後五六人に減少したのを見ても、幼児に及ぼす感化の如何に大なるかを知らる事が出来る。

次に家庭に及ぼした具體的な影響を見るに、託児所に入所する小供の家庭は、多く中流以下の家庭であるから、日雇人を節約するミ云ふよりも、むしろ他に雇はれて行く日数を増す程度になつたミ云ふ事であるが、何れにせよ働勞の能率を増進した事は争はれない。又一般に兒守を雇ふて居た家庭が、

凡そ十五戸もあつたが、開設後は殆んど其の必要を欠き、兒守に要した費用一ヶ月十圓とすれば、一戸につき一年百二十圓の費用を節約し得るのである。尙ほ特に注目すべき事は、小學兒童の出席歩合が急に良好となつた事である。農村にあつては、農繁期には學校を欠席して、幼兒の守をするので、之が爲め小學校の出席歩合は非常に不良であつたが、託兒所開設により、學校を欠席する必要なく、本村の小學校に於ける出席歩合も、左表の如く急激な増加を示して居る。

小學兒童出席歩合表

年 度	託兒所開始ノ前後別		託 兒 所 開 始 前		託 兒 所 開 始 後	
	六月ノ部 (春期)	十一月ノ部 (秋期)	大正十四年度	大正十五年度	昭和二年度	昭和三年度
有籍兒童 總數	女 男	女 男	一九七 一八六	二八三	二〇二 一七二	三七四
	女 男	女 男	八八、五五	九〇、九四	八八、八九	九一、五二
出席 百分比	女 男	女 男	九三、三二	九〇、二〇	九一、五二	九二、二六
	女 男	女 男	八八、五五	九〇、九四	八八、八九	九一、五二
有籍兒童 總數	女 男	女 男	一一九九	三八八	二〇五 一七五	三七八
	女 男	女 男	一一九九	三八八	二〇五 一七五	三七八
出席 百分比	女 男	女 男	九三、〇一	九〇、八〇	九三、〇一	九三、七七
	女 男	女 男	九三、〇一	九〇、八〇	九三、〇一	九三、七七
有籍兒童 總數	女 男	女 男	一一九九	三八八	二〇五 一七五	三七八
	女 男	女 男	一一九九	三八八	二〇五 一七五	三七八
出席 百分比	女 男	女 男	九三、〇一	九〇、八〇	九三、〇一	九三、七七
	女 男	女 男	九三、〇一	九〇、八〇	九三、〇一	九三、七七

右の表によれば開設後の昭和二年度及三年度の出席歩合は、開設前の大正十四年度、及十五年度に比し、何れも約三%の増加を示せるを見れば、小供の教育に云ふ事に付て、二重の効果を收めて居る事を知る事が出来る。

最後に、間食費の節約も亦看過すべからざるものがある。同村に於ける補食費は、一人平均約八錢と見られて居るが、託兒所開設期間は、之を節約し得るにすれば、その額は二期八十日間入所人員一日平均八十人として、二期を通じて總計約五百圓の多額に上るのである。實際に於て開設期間は此の間食費を各家庭にあつて節約し得たのであるから其の効果も亦少くないと云はねばならぬ。

以上の如く、其の効果について、詳細を述べんむすれば、枚擧に遑ないが、託兒所の開設によつて、農村のうくる利益は實に偉大なものであつて、農村の向上につき誠に必要な設備であつて、産業組合の精神よりするも、農村に於ける組合は此の點に留意し、以て農村の發展に資すべきであらう。殊に現今産業組合の經營夫自體が稍もすれば營利化せんとする傾向を示して居る時代に於て、本組合が如斯社會奉仕的精神を以て組合員の利益を圖り社會の福利を増進せんことに努めて居るに云ふ事に付ては敬意を表さねばならぬと思ふ。

参考迄に本組合の託兒所設置規程を左に掲げて置く。

喜志村産業組合附設託兒所設置規程

- 第一條 本所ハ農繁期ニ於ケル家庭ノ勞力ヲ省キ併セテ幼兒ノ健全ナル保育ヲナサシメ且ツ農村融和ノ一助タラシムヲ以テ目的トス
 - 第二條 本所事務所ハ之ヲ喜志産業組合内ニ置ク
 - 第三條 本所ハ喜志各字ノ寺院ヲ充當シ毎年ニケ所宛開所ス
 - 第四條 本所ハ左記ノ期間ニ收容スルモノトス
- 利 用 事 業

特徴ある組合の經營事例

第一期ハ毎年六月一日ヨリ七月十日迄

第二期ハ毎年十一月一日ヨリ十二月十日迄但シ時宜ニヨリ多少伸縮スル事アルヘシ

第五條 所見ノ募集ハ開所十日前ニ於テ之ヲ行フ

第六條 收容人員ハ一ヶ所百名以内トス

第七條 入所希望者ハ能フ限り之ヲ收容スルモ收容人員著シク超過ノ場合ハ抽籤ヲ以ツテ入所者ヲ決定ス

第八條 入所スル幼児ハ年齢三歳以上小學校ニ就學スルマテノ者トス

第九條 入所希望者ハ書面又ハ口頭ヲ以ツテ申出許可ヲ受クヘシ

第十條 幼児ノ家庭ノ往復ニハ必要アリト認メタルトキハ附添人ヲ附スヘシ

第十一條 保育時間ハ午前六時ヨリ午後六時迄トス

第十二條 本所ハ左ノ役員並ニ顧問ヲ置ク

一、所長ハ産業組合長ヲ以ツテ之ニ當ツ

二、主任並ニ保母ハ相當教育アル適當者ニ囑託ス

三、世話係及ヒ助手ハ村内有志婦人産業組合事務員之ニ當ツ

四、顧問ハ村長並ニ小學校長ヲ推薦ス

第十三條 保育ノ課程ハ別ニ之ヲ定メス

第十四條 保育料ハ一切之ヲ徴收セス

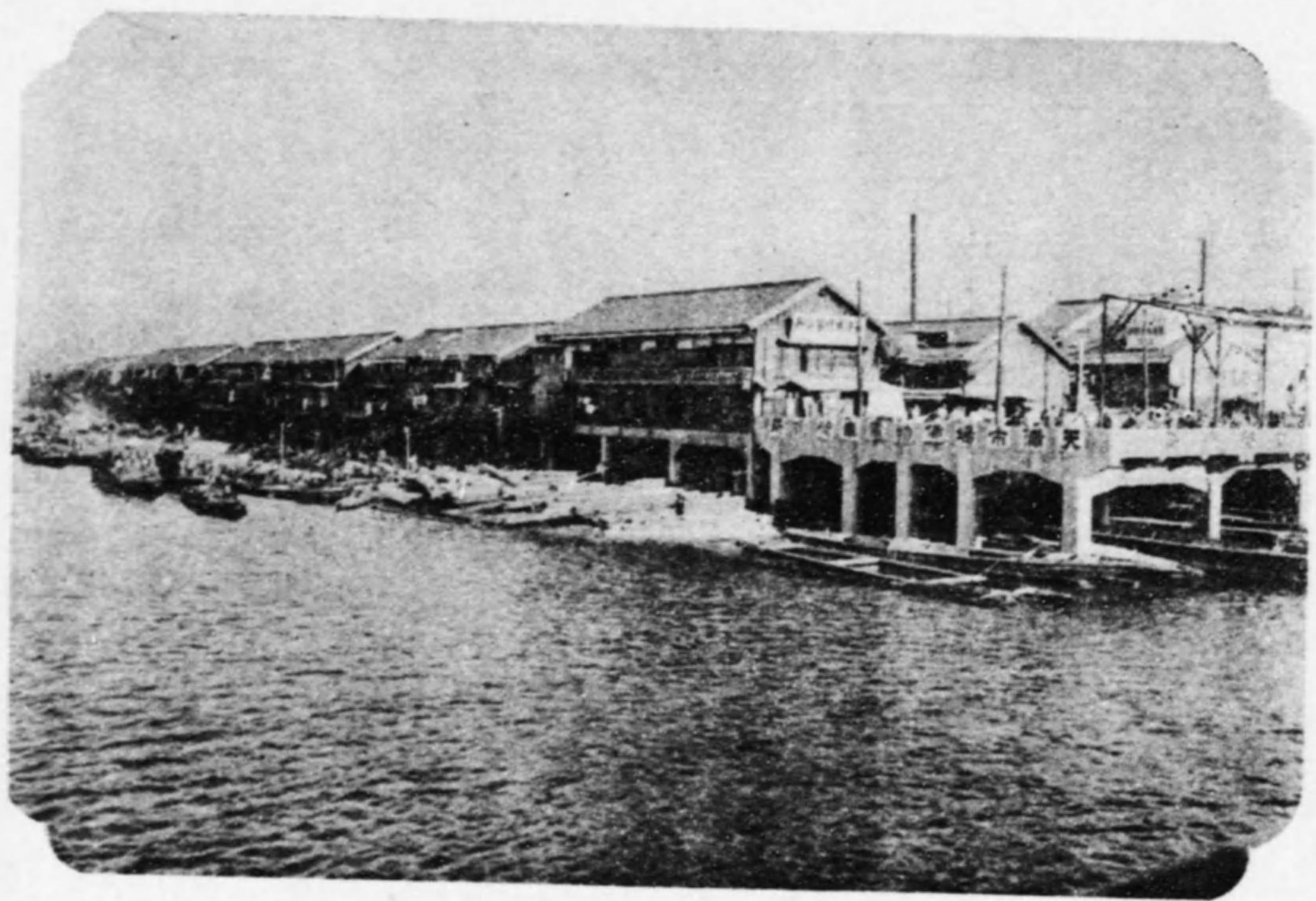
第十五條 晝食ハ各自持参スルモノトス但シ豫算ノ範圍ニ於テ補食ヲ給與ス

以上

保證責任天満市場信用購買販賣利用組合の店舗利用

由來利用事業なるものは、其の範圍が極めて廣汎で、其の施設には際限がない。産業設備は勿論のこゝ、經濟設備から社會的施設其の他百般の設備、一として利用事業中に含まないものはないのである。府下に於ても随分各種各様の利用設備が行はれて居るが、最も盛なものには矢張土地柄丈に住宅の利用である然し、店舗及電話の利用設備に至つては、更に一層如何にも商業都市の面目を現はして居て非常に面白い。此の店舗及電話の利用を主たる事業して居る組合は、大阪市天満橋北詰に事務所を有する、保證責任天満市場信用購買販賣利用組合が即ち夫である。

本組合はあの廣大な、所謂天満市場の店舗及び之に附随した電話の利用を行ひ、なほ且つ一般市場取引者に便する諸種の市場設備をなして居るのである、がもこ本市場の店舗は私人の所有で賃貸料の變化甚しかった結果、市場取引に悪影響を及すこ



(一の其) 舖店用利の合組場市満天

さ著しかつた。偶大正五年、現在の河川埋立地の占用権を得、市場仲間にて市場家屋を建築せんとし、この事業を産業組合の手で經營せんとして之を設立し、市場家屋を建設して之が利用事業を行ふことにした。

現在その利用設備の規模大なるを、利用の程度大なるは、他に多く見ざる所であつて、府下稀に見る好成绩を擧げてゐる。其の設備の大要を掲げる事とする。

設備 北區金屋町地先河川埋立地上に、鐵筋コンクリートの棧橋を架設し、その床上に木造瓦葺の市場家屋二十五棟を建て連ね、東は天満橋北詰より、西は天神橋北詰に亘つてゐる。その工費約二十一萬圓、市場總面積約五千坪に上つてゐる。棧橋の面積は三千三百九十四坪、家屋は一千六百六十二坪五合に及び、北側に十三棟、南側に十二棟あり、中央にコンクリート舗道を東西に通じてゐる。二十五棟の家屋を二百四十八店舗に分ち、北側は百三十四店舗南側は百十四店舗になつてゐる。

一店舗の廣さは總て間口二間とし、奥行は三間乃至五間であつて、之等の各店舗は悉く組合員に依つて利用せられてゐる。



(二の其) 舖店用利の合組場市滿天

電話 店舗十四五戸に一の割合にて合計十八個を設備し、店舗利用者に利用せしめてゐる。蓋し商店舗の設備としては極めて策の得たものであつた。

その他荷揚、荷捌場及車輛置場、一般倉庫、芭蕉醱酵室及び市場荷扱所等諸種の設備をなし、取引者に便してゐる。荷揚荷捌場及び車輛置場 棧橋の床下並に埋立地先を貨物の荷揚、荷捌場及び車輛置場に充當してゐる。其の面積凡そ三千坪、車輛置場には常に六七百輛の顧客の買出車が併列し、十二名の番人が其の盜難を防ぐ爲に監視してゐるのも偉觀である。車の所有者は一台に付監視料十錢を支拂ふことになつてゐる。

店舗の床下は店舗利用者の倉庫として利用せしめてゐるが、その坪數總計約一千坪である。

市電引込線 鐵道便にて本市の各驛に入貨した物資を、直ちに市場内に運搬する爲に、大正十五年天満橋に當市場との間に、鐵筋コンクリートの棧橋を架設し、天満橋の北詰より市電の支線を市場内まで引込み、鐵道及び各郊外電車にて入荷せる貨物を、夜間直ちに市電貨車により市場に搬入し、又市場より市内への配給にも便してゐる。此の建設費は棧橋約六萬圓、軌道敷設費約三萬圓であつて、敷設後市に引渡し、市は組合と協定の上でなければ運賃等の變更をすることは出来ない様になつてゐる。

利用の程度並に利用料 全店舗は悉く年中一日の欠もなく利用せられ、利用料は店舗の位置により、營業の便否によつて區別してゐるが、平均一店舗につき一ヶ月約十七圓、總計約三千五百圓に上り、店舗床下の倉庫は一ヶ月約一千七百圓、電話は一個一ヶ月五圓、總計九十圓に上る。昭和二年度中に於ける利用料總額は四九、七四三圓一〇〇に上つて居る。電車引込線棧橋の利用料は掃除料と稱し月約二百圓を雜收入へ組入れてゐる。

農村には農村としての必要な利用設備があり、大都市には亦大都市としての必要な利用設備がある。本組合の如きは、大大阪市の台所、天満大市場の市場を經營して居るものであつて、其の規模の廣大な事、全國に於てもあまり其の例を見ないものであらうと思ふ。

有限責任金剛信用購買販賣利用組合の葬儀用具利用

郷土に對する愛着の純情は、地方に於ける習慣を永久に保持し、今尙ほ其の習慣が、人々の生活に氣分を強く支配して居る事は争ふべからざる事實である。勿論文化の向上に、思想の變遷に伴ひ、都會に於てはかかる習慣は漸次衰へて行く傾向にあり、又其の思潮は農村にも漸く浸潤せんとして居るが、而も農村に於ては尙ほ形式上の風習依然として強く、人心に感銘して、或は遍鄙に於ける生活に慰安を與へ、或は村民の融和を招來し、或古來の美風に村内悠久の平和を夢みて、夫々地方の特質を如實に表象して居るのである。特に冠婚、祭葬の儀に到つては、最も形式を重じ、地方の慣習を悉く襲踏して居る様である。思ふに斯くの如きものは、一生一代の盛典なりと考へ得るものもあり、或は村内年中行事の一として、無上の悅樂を與へるものもあつて、愛郷的精神及び家族的結合心、祖先崇拜の思想等より之を見れば、眞に麗はしい事である。而し他面に於ては徒らに慣習に捕はれて、單に形式上の儀式に無用の冗費を要するが如きは、經濟的に不振なる農村に於ては、深く考ふべき事である。故に古來の美風を存續しながら

最小の經費を以て而も嚴肅に事を行ひ得るの手段を講ずる事は、日常生活上最も重要な事である。茲に於て産業組合は婚禮用の衣類、祝儀用の膳、椀、及び葬儀用具等を具へて、組合員に利用せしめ、以て以上の目的を達しつゝ、ある事は誠に適宜な企て云はねばならぬ。

茲に南河内郡中村大字神山、有限責任金剛信用購買販賣利用組合は、葬儀用の輿と其の附屬品を備付けて之を組合員に利用せしめて葬儀に多大の便宜を與へて居る點に於て特に注目すべき組合である。本組合が此の事業に着手するに到つた動機を見るに、組合の區域は中村、赤阪村、河内村、白木村、大伴村などの數ヶ村に跨り、相當に廣大なる地域を占め、従つて多くの利用あるに拘らず、其中にかゝる設備をなしたるものなく、葬儀の都度數里を隔てた富田林町に行つて其の用具を借用し、而も其の料金は非常に多額であつたので、かかる不便を一掃せんとする氣分が村内に高まつた事が其の一である。又所謂オンボ(葬送、火葬等に使役する人夫)の數が漸次減少して、葬儀の執行上、甚だしき困難を生ずるに到つた事が其の二である。

かかる事情の下にあつた爲、組合は此の不便を一掃せんとして遂に昭和三年七月其の設備を完成するに到つたのである。本組合の有する葬具は輿六個、及び其の附屬品である。其中眞宗に用ふるもの三個、眞宗以外の宗派に用ふるもの三個であつて、二派共に上中下の三種類に別ち、其の買入價格は合計五百二十五圓四十五錢である。又組合は之を保管する爲めに二百五十圓餘の資金を投じて五坪の倉庫を建築して、此處に全部を保管して居る。附屬品としては燈籠、提灯、盛物、花菓子、辨當箱、旗等を有し、夫々輿に附屬せしめて居る。而して輿の品等及び附屬品、裝飾物等の組合せによつて、眞宗派用及び他の宗派用共に夫々特等、一等、二等、三等、等外の五種類に別ち、各等其の

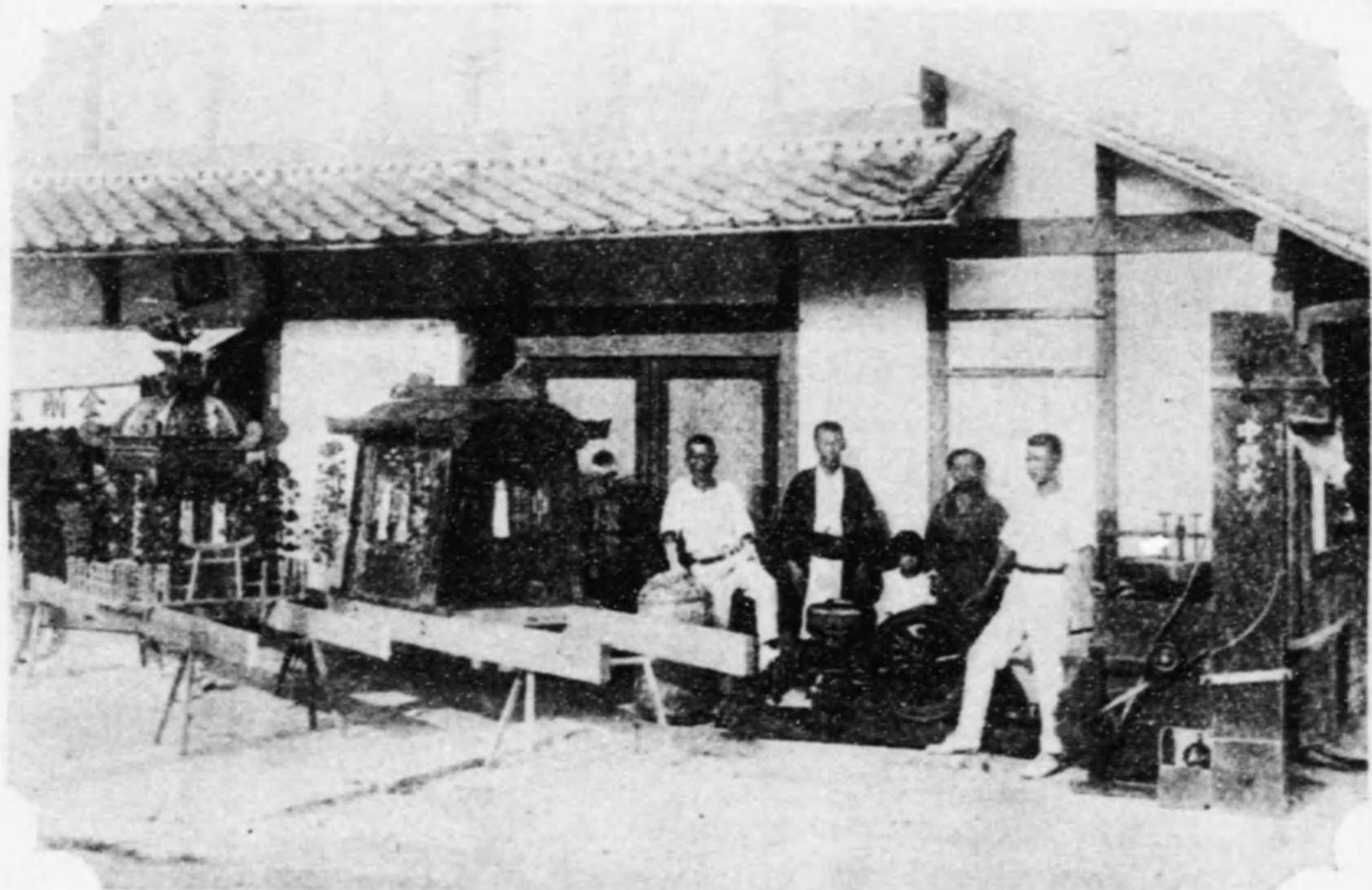
料金を異にして居る。又別に葬儀用の笠五十二個を具付け、一個の利用料二錢にて組合員の利用に供して居る。以上の如き設備をなして居るが、本組合は其の區域廣大な爲め一ヶ年の利用件数は約百件の豫定であつて、利用料によつて設備費の銷却を了する事も數年を要せず、従つて利用料も漸次低下せしめし、組合員の便宜を計る事に努めて居る。事業開始當初の昭和三年八月及び九月の二ヶ月間の利用料及び件數並に各等級別一回の利用料は次の通りである。

等級	一回ノ利用料	昭和三年八月九月ニ於ケル件數	昭和三年八月九月ニ於ケル利用料
特等	二三四	〇	〇
一等	一五圓	四	六〇圓〇〇
二等	一〇圓	一〇	一〇〇圓〇〇
三等	六圓	五	三〇圓〇〇
外等	三圓	三	九圓〇〇
笠計	一個ニツキ 二錢	一	一圓〇四
		二二	二〇〇圓〇四

組合は又葬具を設備するに共に、葬儀用の物品も組合の購買部に揃へて、組合員の便宜を計るに至つたが、其の結果は甚だ良好であつて、葬具の利用と共に葬儀用の物品は全部組合の購買部より求むる事になり、組合も亦あらゆる便宜を與へて居るので、葬儀に際しては全く安易を感じるに至つた。購買部に於て現在取扱つて居る物品の主なるも

のを擧ぐれば、京帷子、骨箱、棺桶、草履、七ツ塔婆、高野草鞋等であつて、之等は何れも他の商店よりも特別の廉價を以て賣却して居る。例へば棺桶の如きは普通一圓乃至五圓であるが、組合に於ては同等の品を七十錢より四圓までにて供給して居る。

前述の如く一般に最も困難を感じて居た、葬儀も組合の力により容易に之を行ふ事が出来るに至つて、組合員は著しい利便を得たのである。又以前に富田林町より葬具の借用をなして居た時代に於てはオンボミして之が運搬を引き受くる者殆んど絶へ、非常な困難を感じて居たの*



金剛組合の葬具

*であるが、葬具が組合の所有となつてからは、オンボを賤しむ觀念は一掃せられ、皆卒先して之に従事するに到り、惹ひては組合に對する理解も急に増大した。又輿の利用料も従前よりも各等級につき約五圓を低下したので、組合員が經費を節約するに至つた點に於ても實に偉大なる効果である云はねばならぬ。

古來祖先崇拜の思想は我國の美風であつて、葬儀に至つては特に莊嚴を極め、鄭重に其の靈を弔ふて居る。而し之が爲めに裕福でない農民に取つては、非常な負擔たるを免れない。故に其の改善は極めて重要

な問題であるが、幸に組合がかゝる設備をなしてより、莊殿に而も極小の經費によつて之を行ひうるに至つた事は、誠に稱讚に値する事である。

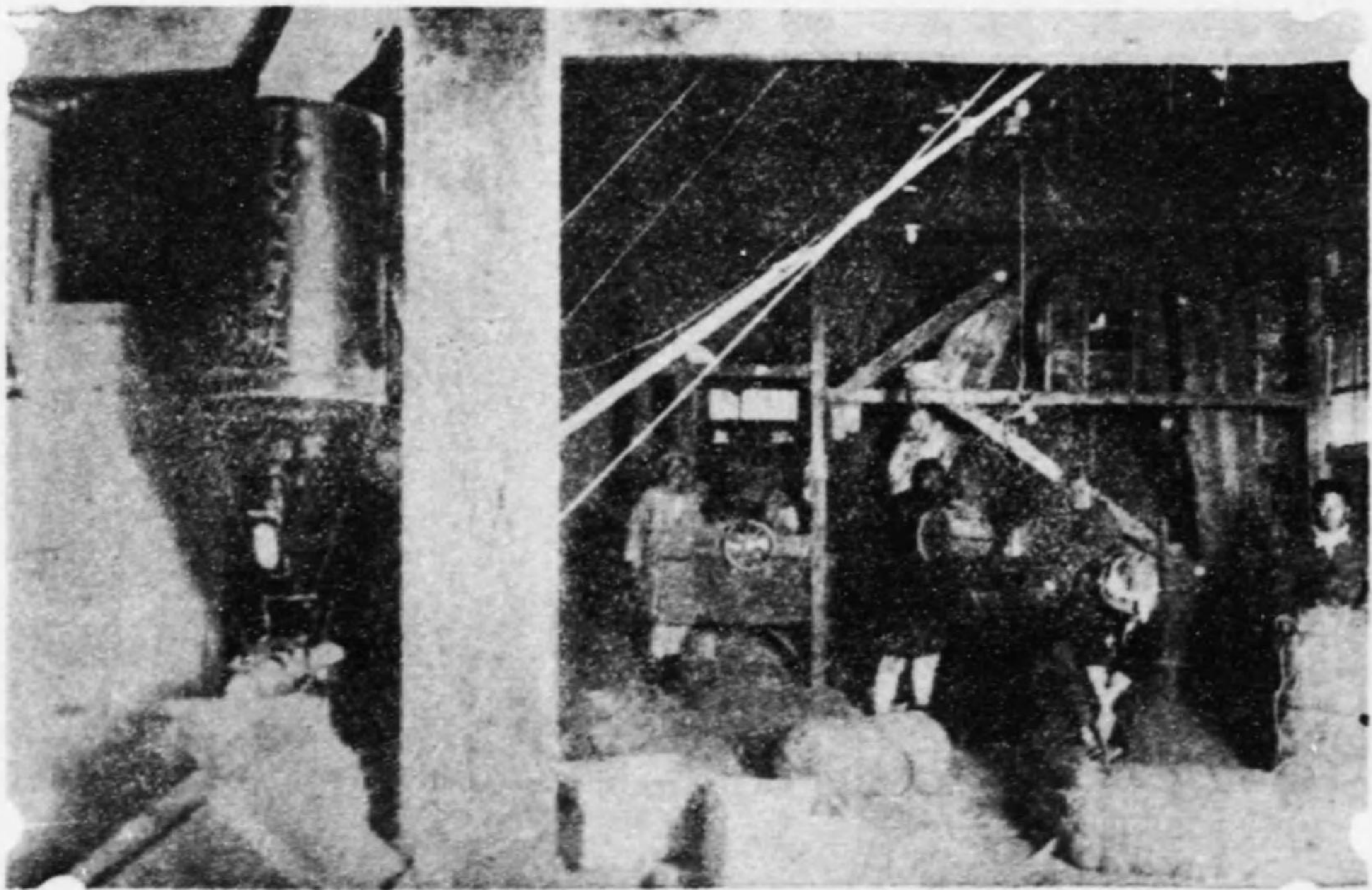
有限責任野田信用購買利用組合の農業機械の利用

利用組合の事業として、農村に對して施設すべき事項は澤山ある。然し現在に於ける農村の状態及將來に於ける農村の推移等に鑑み、農家に對して出來得る限り餘剩勞力を生せしめて、之を副業其の他の方に振向け、所謂多角形的農業經營を行はしめ、農業収益をしてより多からしめる方法を講ずる事は極めて必要であつて、進んで各種の社會的施設を整え、農村生活をして益々向上せしめる事に努めたいものである。此の意味に於て農村の組合が農業用の機械を設備し、農業の機械化を圖る事は極めて必要である。従つて府下に於ても斯種の利用設備をしてゐる組合は相當あつて、何れも立派な成績を擧げてゐるが、南河内郡野田村、有限責任野田信用購買組合に於ける農業共同作業場經營の狀況を掲げて参考に資したい。

本組合は組合員百二十一人の中百十九人まで農業者である。故に利用事業として農業の共同作業場を建設し、粃摺機、麥摺機、精米機の利用を行はしめて農村の機械化を圖つて居る。本組合が此の施設を爲すに至つたに付ても相當の理由と動機を持つて居る。初め区域内の大地主西野米治なる人、耕地の自作を計畫し、脱穀機並に火力乾燥機を

購入し、脱穀を行つた。處が組合員中には其の迅速便利なるを見て驚嘆し組合に於てもかゝる機械を購入し、利用事業を行つてはこの意見を有するものを生じた。

偶々大正十三年十二月出火の爲め、其の機械焼失し組合の農業倉庫も類焼の厄に遇つた。翌十四年西野守なる者、同様の粃摺機及精米機を購入し、營業として之を行ふに至つた。茲に於て組合の事業として行はんことを議益々濃厚となり、遂に翌大正十五年總會の決議を経て此事業を行ふこととし、西野守より其の機械を譲受け、共同作業場と農業倉庫を建設し、其の機械*



野田組合の利用設備

*を据付け、粃摺、精米を行ふに至り今日に及んだのである。

共同作業場は野田村大字北野田三十番地ノ一にあり。建坪數二十坪二合七勺、梁行三十八尺四寸、桁行十九尺、木造瓦葺平家建にして、地上約二尺の高さに丈夫なる松及び杉板長さ一間坪六七枚物を以て床を張る。

設備機械は

- 一 五馬力電氣モーター
- 一 三馬力石油發動機
- 一 德差式粃摺調製機
- 一 寺坂式麥摺機
- 一 ナシヨナル精米機

麥摺機を除き他は固定据付て、粃摺機の能率は一時間五、六石、精米機は一時間約三石である。
 機械の運轉には熟練した技術者一名を専屬せしめ、仕事の高に依つて給料を支給してゐる。組合員から徴する利用料は粃摺機十石未満は一石につき五十錢、十石以上は一石に付四十錢、精米は一石につき四十錢、糶米は一石につき五十錢と定めて居る。

利用期間は粃摺機は十一月十日頃より、一月二十日頃まで約三ヶ月、麥摺機は五月中約一週間、精米機は年中一、六の日に運轉する。

昭和三年度中の收支を見るに次の通りである。

粃摺	六六九石五斗五升	三二〇圓九五〇
麥摺	五八石六斗三升	二九、三三〇
精米	三八四石九斗七升五合	一五八、二四〇
雜益		二一〇、三八〇
計		七一八、八〇〇
雜費		一三九、六六五
電力料		二四九、四四〇
運費	賃(精米用石粉、脱穀白用樫木等)	二、七〇〇
機械修繕費		三二、二三〇

作業 勞賃

一九〇、八一〇

作業場敷地借地料(九六坪)

一八、七二〇

計

六三三、五六五

差引 純收入

八五、二三〇

附 錄

信用組合法案 (明治二十四年第二帝國議會提出)

第一章 總 則

- 第一條 信用組合ハ組合員ニ營業ノ資金ヲ貸付シ及勤儉貯金ノ便宜ヲ得セシムルヲ以テ目的ト爲ス
信用組合ハ組合員ニ非サル者ヨリ預リ金ヲ爲スコトヲ得
- 第二條 信用組合員ノ組合ニ對スル責任ハ定款ノ定ムル所ニ依ル但シ其ノ責任ハ持分ヲ下ルコトヲ得ス
前條第二項ニヨリ預リ金ヲ爲ス組合ニ在リテハ組合員ノ責任ハ無限タルヘシ
- 第三條 信用組合ハ有期又ハ無期トス有期組合ハ滿期ニ至リ組合ヲ繼續スルコトヲ得
- 第四條 信用組合ハ一定ノ名稱ヲ定メ某信用組合ト稱スヘシ
- 第五條 組合ノ區域ハ一市町村内ニ限ル但シ町村組合ニシテ組合會ヲ設ケ其ノ町村一切ノ事務ヲ共同處分スルモノハ一町村ト同視ス
他ノ市町村又ハ其ノ一部ヲ合シテ組合ヲ設立セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ組合員ハ同一ノ區域内ニ住居スル者タルヘシ

第二章 組合ノ創立及組織

第六條 組合員ノ數ハ十名ヲ下ルヘカラス

信用組合法案

第七條 組合ヲ創設セント欲スル者ハ同意者ノ數前條ノ數ニ滿チタル後創業總會ヲ開キ定款ヲ議定シ役員ヲ選任スヘシ創業總會ハ同意者三分ノ二以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス

第八條 定款ノ改正ハ總會ニ於テ總組合員三分ノ二以上ノ多數決ヲ要ス

第九條 定款ハ此ノ法律ノ規定ニ抵觸スルコトヲ得ス

定款ニハ此ノ法律ニ規定スルモノ、外左ノ事項ヲ掲クルコトヲ要ス

第一 組合ノ名稱及事務所

第二 總會招集ノ手續

第三 組合ノ存立時期ヲ定メタル時ハ其ノ時期

第四 組合ノ區域

第五 負債、貯金、預り高、及預り金高ノ最高限度

第十條 定款ハ組合長ヨリ地方長官ヲ經由シテ内務大臣ニ差出シ認可ヲ受クヘキモノトス其ノ定款ヲ改正スルトキ亦同シ

第十一條 組合長ハ前條ノ認可ヲ得タルトキハ定款、組合員名簿、役員ノ氏名住所ヲ記載シタル書面及組合印鑑ヲ郡役所又ハ市役所ニ差出シ其ノ受領證ヲ受クヘシ但シ組合員名簿ハ組合員ノ捺印ヲ要ス

前項ニ掲ケタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ更ニ届出テ受領證ヲ受クヘシ

第十二條 郡役所、市役所ハ第十一條ノ書類ヲ保存シ執務時間中ハ何人ニモ閲覧ヲ許スヘシ

第十三條 第十一條第一項ノ手續ヲ爲サ、ル以前ニ係ル組合業務上ノ取引ハ無効トス

第十四條 郡役所市役所ハ組合設立ノ年月日定款ノ要略役員ノ氏名住所ヲ三十日間郡役所市役所及組合所在ノ町村揭示場ニ揭示スヘシ

第十五條 第一條ノ目的ヲ達スル爲メニ組合員ハ左ノ資金ヲ拂込ムヘシ

第一 加入金

第二 持分

加入金ハ定款ニ於テ其ノ金額ヲ定メ組合員加入ノ際之ヲ拂込ムモノトス

第二 持分

持分ハ定款ニ於テ其ノ金額ヲ定メ右金額ニ達スルマテ組合員ヨリ毎月之ヲ拂込ムモノトス但シ毎月ノ拂込金額ハ定款ニ於テ其ノ程度ヲ定ム

第十六條 持分ハ一組合員ニ付キ一口トス但シ組合員ノ責任持分高ニ止マルモノハ定款ニ於テ三口マテ有セシムヘキ規定ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニヨリ二口以上ヲ有セントスル者ハ順次一口ノ拂込ヲ終リタル後ニ非サレハ他ノ一口ヲ有スルコトヲ得ス

第十七條 信用組合加入金ト純益金ノ一部ヲ以テ少クトモ全組合員ノ持分合計高ノ十分ノ一二達スルマテ準備金ヲ積立ツヘシ

準備金ノ積立ニ充ツヘキ純益金ノ割合ハ定款ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十八條 組合ノ計算期ハ六箇月トシ定款ニ於テ其ノ終始ノ月日ヲ定ム但シ組合ヲ創立シタル當初ノ計算期ハ此ノ限りニ非ス

第三章 組合及組合員ノ權利義務

第十九條 信用組合ハ法律上一個人ト均シク權利ヲ有シ義務ヲ負擔シ又訴訟ニ付原告又ハ被告ト爲ルコトヲ得

第二十條 組合員ト權利關係ハ定款ノ定ムル所ニ依ル

第二十一條 新ニ組合ニ加入セント欲スル者ハ組合長ノ認許ヲ受クヘシ組合長之ヲ認許シタルトキハ加入者ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ郡役所又ハ市役所ニ届出ヲ爲シ受領證ヲ受クヘシ加入者ノ組合員タル資格ヲ有スルハ組合長ニ於テ右受領證ヲ受取リタル時ヨリ始マル

受取リタル時ヨリ始マル

第二十二條 組合ノ損益ハ組合長ニ於テ毎計算期ノ後貸借對照表及損益割當表ヲ製シ總會ノ認定ヲ經テ之ヲ組合員ニ割當ツヘシ

右割當ハ組合ヲ設立シタル當初ノ計算期ニ於テハ組合員ヨリ拂込ミタル持分現在高ノ割合ニ從ヒ第二計算期ヨリハ前期ニ於テ利益高ヲ加ヘ又ハ損失高ヲ引去リタル持分現在高ノ割合ニ從フ但シ利益高ハ持分金高ニ達スルマテ之ヲ加フルモノトス

持分現在高持分ノ半額ニ達シタル後ハ定款ノ定ムル所ニ依リ利益ノ幾分ヲ配分スルコトヲ得ルモ損失ノ割當ニ依リ持分現在高ニ減少ヲ來シタルトキハ之ヲ補填スルマテ配分ヲ停止スヘシ

第二十三條 組合ハ組合員ノ退社又ハ除名セサル限りハ其ノ持分ヲ拂戻スコトヲ得ス

第二十四條 組合ニ加入スル者ハ其ノ加入前ニ係ル組合ノ債務ニ對シテ其ノ責ヲ分擔ス

第二十五條 第十六條第一項但書ニ依リ二口以上ヲ有スル組合員ノ責任ハ其ノ口數ニ應ジテ増加ス

第二十六條 第二條ノ責任額ヲ増減セントスル時ハ總會ニ於テ總組合員三分ノ二以上ノ多數決ヲ要ス

第二十七條 前條責任額ヲ減少セントスルトキノ議決ハ其ノ債權者ノ承諾ヲ經又ハ負債ヲ返済シタルノ後新聞紙又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ之ヲ公告シタル後一箇年ヲ經ルニ非サレハ第三者ニ對スル從來ノ債務ニ關シテ其ノ効ヲ有セス

前項ノ場合ニ於テ債權者ノ所在不分明ナルトキハ其ノ負債金額ヲ供託スヘシ又前項ノ期間ニ申出ヲ爲サル債權者ハ責任額ノ減少ニ付キ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二十八條 組合ハ組合員ノ持分現在高ニ付キ租稅其ノ他ノ公課及裁判費用ヲ除キ他ノ債權ニ對シテ優先權ヲ有ス

第二十九條 組合員ハ其ノ持分ヲ負債ノ抵當ト爲スコトヲ得ス

第三十條 組合員ハ其ノ持分ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得ス但シ其ノ相續人ニ限り總會ノ議決ヲ經テ組合員タルノ權利及義務ヲ承繼スルコトヲ得

第四章 役員及處務

第三十一條 組合ニ左ノ役員ヲ置キ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

組合長 一人

會計役 一人

監査役 三人以上

組合長及監査役ハ無給職トス但シ組合長ハ總會ノ決議ニヨリ手當ヲ給スルコトヲ得
會計役ハ有給職又ハ無給職トス

組合役員ノ選舉方法及任期ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ但シ任期中ト雖モ總會ノ決議ニ依リ之ヲ解任スルコトヲ得

前項解任ノ決議ハ出席組合員三分ノ二以上ノ多數決ヲ要ス

第三十二條 組合長ハ組合ニ係ル裁判其ノ他ノ事件ニ就キ外部ニ對シテ組合ヲ代表ス

組合ノ名ヲ以テスル書類ハ某信用組合ト記シ組合長ノ氏名ヲ附記シ組合及組合長ノ印ヲ捺スヘシ

第三十三條 組合長ハ組合ヲ代表スル權限ニ關シ定款又ハ總會ノ議決ニヨリ加ヘラレタル制限ヲ守ルヘキモノトス

前項ノ制限ハ第三者ニ對シテ無効トス但シ第三者其ノ制限アルコトヲ知りタル時ハ此ノ限りニアラス

第三十四條 組合長及會計役ハ組合ノ必要ナル帳簿ヲ備フヘシ

組合長及會計役ハ毎計算終結ノ後前期ノ貸借對照表組合員ノ出入表ヲ製シ組合事務所ニ揭示シ及新聞紙其ノ他ノ方法ヲ以テ公告スヘシ

第三十五條 組合長及會計役ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ職務ヲ執ル能ハサル時ハ互ニ代理スヘシ

第三十六條 監査役ニシテ組合長及會計役ヲ兼ル組合長又ハ會計役ニシテ監査役ヲ兼ルコトヲ得ス

組合長及會計役互ニ其ノ職務ヲ代理スル能ハサルトキハ監査役中一名ニ限り一時組合長又ハ會計役ヲ代理スルコトヲ得但シ其ノ代理ヲ爲ス間ハ監査役ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

第三十七條

組合長及會計役ノ權限及義務ニ關スル法律及定款ノ規定ハ其ノ代理人ニ就テモ亦効力ヲ有ス

第三十八條

監査役ハ組合長及會計役ニ對シテ其ノ職務ヲ監察シ必要ト認ムル時ハ報告ヲ要求シ自身ニ又組合員ニ託シテ組合ノ原簿及書類ヲ檢閲シテ金庫現在金有價證券及物品等ヲ檢査スルコトヲ得、又決算書貸借對照表及損益割當表等ヲ檢査シ總會ニ報告ヲ爲スヘシ

監査役ハ組合ノ利害ニ於テ必要ト認ムル時ハ臨時總會ヲ招集スヘシ

其ノ他監査役ノ任務ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

第三十九條

監査役ハ必要ト認ムルトキハ臨時總會ニ於テ議決ヲナスマテ假ニ組合長又ハ會計役ノ職務ヲ停止スルコトヲ得

第四十條

組合長會計役及監査役ハ其ノ職務上ノ過失懈怠ニ由ツテ生シタル損害ニ對シテ連帶ノ責ニ任ス但シ其ノ各自ノ過失懈怠ニ係ル損害ニ對シテハ各其ノ責ニ任ス

第四十一條

總會ハ此ノ法律又ハ定款ニ明示シタル場合ニ於テ之ヲ開クモノトス
總會ハ定款ニ於テ別ニ規定ヲ設ケサルトキハ總組合員ノ三分ノ一以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス

第四十二條

總會ハ通例組合長之ヲ招集ス
總會ハ定款ニ於テ別ニ規定ヲ設ケサルトキハ總組合員ノ三分ノ一以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス

第四十三條

總會招集ノ目的ハ臨時至急ノ場合ヲ除クノ外招集ノ際豫メ之ヲ通告スヘシ其ノ他招集及議決ノ手續ハ定款ノ定ムル所ニ依ル

第四十四條

總會ニハ代理人ヲシテ發言權ヲ行ハシムルコトヲ得ス但シ後見人財産管理人及婦女會社組合ノ代理人ハ此ノ限リニ在ラス

第四十五條

組合員ハ總會ニ於テ業務ノ方針貸借對照表及損益割當表ヲ審查議定ス
貸借對照表及損益割當表ハ遅クモ開會一週間前ニ組合事務所ニ揭示スルカ又ハ他ノ方法ニ依リ組合員ニ瞭知セシム

ヘシ

組合員ハ持分ノ口數ニ拘ハラズ總會ニ於テ各一箇ノ發言權ヲ有ス

組合員ハ自己又ハ父母妻子ノ一身上關スル事件ニ就テハ其ノ議決ニ與カルコトヲ得ス

第四十六條

左ノ事件ハ毎計算期總會ニ於テ豫メ之ヲ議定スルヲ要ス
一 負債金高ノ限度及貯金預り高及預り金高ノ限度
二 各組合員ニ貸付シ得ヘキ金高ノ限度

第四十七條

組合役員又ハ組合員若ハ總會ノ議決ヲ法律又ハ定款ニ違背シタリト認ムルトキハ其ノ無効ヲ出訴スルコトヲ得
訴訟ノ提起ハ議決後三十日以内ニ於テ之ヲ爲スヘシ

訴訟ノ提起ハ組合ヲ被告トシ之ヲ爲スヘシ又組合ハ組合長原告タルトキハ監査役ヲ以テ其ノ代理人ト爲スヘシ本條ノ訴訟ハ組合所在地ノ管轄地方裁判所ニ專屬ス

第四十八條

總會ノ議決ニ對シ惡意ヲ以テ出訴ヲ爲シタルタメ組合ニ被ラシメタル損害ニ付テハ起訴人連帶責任ヲ負フ

第五章 組合員ノ退社及除名

第四十九條

組合員ハ豫告シテ退社スルコトヲ得但シ退社ハ各計算期終結ノ時ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
豫告期限ハ定款ニ於テ之ヲ定ム但シ三ヶ月ヨリ短キコトヲ得ス

第五十條

公權ヲ剝奪セラレ信用又ハ風俗ヲ害スル罪盜罪及詐欺取財ノ罪ニ處セラレタル組合員ハ計算期終結ノ時ニ於テ之ヲ除名スルコトヲ得前項ノ外除名ノ場合ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第五十一條

退社人及除名人ノ組合ニ對スル計算ハ除籍當時ノ損益割當表ニ依リ之ヲ爲スモノトス
退社人及除名人ハ除籍後六週間内ニ其ノ持分現在高ノ拂戻ヲ受クルコトヲ得但シ準備金及其ノ他組合財産ニ對シテ要

求ヲナスコトヲ得

退社人及除名人ハ除籍以前ニ係ル利益ノ配分ヲ受ケ組合ノ負債ニ對シテ其ノ責ヲ分擔ス

第五十二條 組合員死亡シタルトキハ第三十條ニ依リ相續人代リテ組合員トナル場合ヲ除ク外其ノ死亡シタル計算期ノ終末ヲ以テ退社シタルモノト看做シ其ノ間ハ死亡者ノ相續人ヲ以テ組合員トシ相續人未定又ハ不分明ナル場合ニ於テハ財産管理人ヲ以テ組合員トス

第五十三條 持分現在高取戻ノ權利ハ二箇年ヲ以テ時効トス

第六章 組合ノ監督

第五十四條 信用組合ノ業務ハ第一次ニ於テ郡長市長之ヲ監督シ第二次ニ於テ府縣知事之ヲ監督シ第三次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス

第五十五條 貸借對照表及損益割當表ハ總會ノ議定ヲ經タル後一週日以内ニ組合長ヨリ郡長市長ニ差出スヘシ

第五十六條 第四十六條第一ニ掲ケタル事項ニ關スル總會ノ決議ハ郡長市長ノ認可ヲ經ルコトヲ要ス

第五十七條 郡長市長ハ少クとも毎計算期ニ一回組合ノ帳簿書類ヲ検査スヘシ必要ト認ムルトキハ組合ノ財産ヲ検査スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ組合長會計役監督役ハ之ニ立會フコトヲ得

第五十八條 郡長市長ニ於テ第六十一條及第六十二條ノ規定ニ照シ組合ヲ解散スルノ必要アリト認ムルトキハ意見ヲ具シテ府縣知事ニ上申スヘシ此ノ場合ニ於テ郡長市長ハ假ニ組合ノ業務ヲ停止スルコトヲ得

事ニ上申スヘシ此ノ場合ニ於テ郡長市長ハ假ニ組合ノ業務ヲ停止スルコトヲ得

第五十九條 内務大臣及府縣知事ハ臨時吏員ヲ派遣シテ組合ノ業務ヲ監督セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ組合長ハ派遣吏員ノ要求ニ應ジテ帳簿書類有價證券物品其ノ他組合財産ヲ其閱覽點檢ニ供スヘシ

前項ノ場合ニ於テ組合長會計役監督役ハ之ニ立會フコトヲ得

第七章 解散及清算

第六十條 組合ハ總會ノ議決ヲ以テ之ヲ解散スルコトヲ得但シ議決ハ總組合員ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ要ス

定款中組合ノ存立時期ヲ規定スルモノハ其ノ時期ノ經過ト共ニ組合ヲ解散スルモノトス

第六十一條 組合若シ支拂ヲ停止シ又ハ組合員ノ數第六條ノ定數以下ニ減シタルトキハ組合長ハ速カニ解散ノ手續ヲ爲スヘシ若シ

六ヶ月以内ニ其ノ手續ヲ爲サ、ルトキハ府縣知事ハ職權ヲ以テ解散ヲ命スヘシ

第六十二條 組合若シ公共ノ安寧秩序ヲ害シ又ハ第一條ニ掲ケル目的以外ノ業ヲ行フト認ムルトキハ府縣知事ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ解散ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ組合ハ之レカ爲メニ生スル損害ニ付賠償ヲ要求スルコトヲ要ス

若シ總會ニ於テ清算人ヲ指定セサル時ハ組合長及會計役ヲ以テ清算人トス

第六十三條 清算人ハ少クとも二名ヲ下ルヘカラス

若シ總會ニ於テ清算人ヲ指定セサル時ハ組合長及會計役ヲ以テ清算人トス

第六十四條 組合ヲ解散スルトキハ解散ノ議決後一週間内ニ解散理由書ニ清算人ノ氏名住所ヲ記載シタル書面ヲ添ヘ郡長又ハ市長

ニ届出ツヘシ

郡長市長ハ第十四條ノ規定ニヨリ揭示スヘシ

組合解散スルモ組合ト權利關係ハ清算ヲ終ルマテハ變更ヲ生セサルモノトス

第六十五條 郡長市長ハ監督役又ハ總組合員十分ノ一以上ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任シ更ニ清算人ヲ任命スルコト

ヲ得

第六十六條 清算人ハ解散前既ニ着手セル組合事務ヲ完結シ負債ヲ返辨シ貸金ヲ取立テ及組合ノ財産ヲ賣却スヘシ

組合ノ財産若シ負債ノ返辨ニ充ツルニ足ラサル時ハ清算人ハ先ツ持分未拂金ヲ取り立テ之ニ充テ若シ仍ホ不足ナルト

キハ其ノ不足高ヲ組合員責任ノ範圍内ニ於テ平等ニ割當テ拂込マシムヘシ

組合員中不足金額ヲ拂込ム資力ナキ者アル時ハ其ノ缺額ハ責任ノ範圍内ニ於テ更ニ他ノ組合員全體ニ割當テ拂込マシムヘシ

第六十七條 組合長及會計役ノ權利及義務ハ清算人ニ移ル清算人ハ組合ノ事務施行ニ付キ監査役ノ監察ヲ受ク

第六十八條 清算人ハ其ノ選定ノ日ヨリ三十日以内ニ組合帳簿ニ依リテ其ノ財産ノ現況ヲ取調ヘ新聞紙又ハ他ノ方法ヲ以テ債務者ニハ其ノ債務ノ辨濟期限ニ至リタル時直チニ之ヲ辨濟スヘク又債權者ニハ或ル期間ニ其ノ債權ヲ申出ツヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ六十日ヲ下ルコトヲ得ス

其ノ公告ニハ債權者其ノ期間ニ申出ヲ爲サ、ルトキハ其ノ債權ハ清算ヨリ除斥セラル、旨ヲ附記ス但シ清算人ハ期間ニ申出テサル債權タリトモ其ノ知レタル者ヲ清算ヨリ除斥スルコトヲ得ス

第六十九條 清算人ハ期間満了前ニ於テハ債權者ニ支拂ヲ爲シ始ムルコトヲ得ス

第七十條 期間後ニ申出テタル債權者ハ組合ノ債務ヲ濟了シタル後未タ組合員ニ分配セサル組合財産ノミニ對シテ其ノ辨償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第七十一條 期間後一年ヲ過キ仍ホ債權者ヨリ要求ナキトキハ財産ヲ組合員ニ分配ス

右期限マテニ要求セサル債權者ハ其ノ債權ヲ失フ

第七十二條 財産分配ニ關スル規則ハ定款ノ定ムル所ニ依ル

此ノ法律ノ規定ニ違反シタル爲メ生シタル損害ニ付キ清算人ハ組合及債權者ニ對シテ連帶ノ責任ヲ負ス其ノ情ヲ知り之ヲ防止セサル監査役モ亦同シ

第七十三條 清算終リタル後組合ノ帳簿其ノ他ノ書類ハ清算人ヨリ郡役所又ハ市役所ニ差出スヘシ郡役所市役所ハ十年間之ヲ保存スヘシ

第八章 罰 則

第七十四條 組合役員又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ情重キ者ハ罰金ニ併セ一年以下ノ重禁錮ニ處ス

第一 故意ヲ以テ組合ノ損害トナル所爲ヲ爲シタルトキ

第二 官廳又ハ總會ニ對シ書面若クハ口頭ヲ以テ組合財産又ハ組合業務ノ實況ニ付キ故意ニ不實ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ實況ヲ隱蔽シタルトキ

第三 公告又ハ揭示ニ詐欺ノ記載ヲ爲シ若ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

第七十五條 組合ノ役員若シ三箇月以上監査役ヲ置カス又ハ其ノ定數ヲ充タサルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十六條 第一條ノ目的以外ノ所爲ヲ爲シタル組合ノ役員ハ一箇月以上六箇月以下ノ輕禁錮ニ處シ又五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

總會ニ於テ前項ノ所爲又ハ議決ヲ爲シタルトキ之ヲ防止セサル組合ノ役員ハ罰前項ニ同シ

第七十七條 第三十三條第三十四條第四十二條第五十六條第六十八條第一項及第六十九條ノ規定ヲ遵守セサル組合ノ役員又ハ清算人ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十七條第一項及第五十九條第一項ノ場合ニ於テ郡長市長又ハ派遣吏員ノ要求ヲ拒ミタル組合役員又ハ清算人ハ前項ノ例ニ依リ處罰ス

第七十八條 第十一條第二項第二十一條第五十五條第六十四條第一項ノ規定ヲ遵守セサル組合ノ役員ハ五十錢以上一圓九十五錢以下ノ過料ニ處ス

第九章 附 則

第七十九條 此ノ法律ノ施行ニ關スル細則ハ内務大臣之ヲ定ム

第八十條 此ノ法律ハ明治二十五年六月一日ヨリ施行ス

產業組合法案 (明治三十年第十帝國議會提出)

第一章 總 則

第一條 產業組合ハ組合員間ノ産業又ハ經濟ノ發達ヲ企圖スル爲メ此ノ法律ノ規定ニ從ヒ之ヲ設立スルコトヲ得
産業組合ノ種類左ノ如シ

一 信用組合

組合員ニ營業ノ資金ヲ貸付シ及組合員ノ貯金ヲ預ルヲ目的トスルモノ

二 購買組合

組合員所用ノ商品、營業用ノ原料、器具、機械、家畜ヲ購買シテ組合員ニ頒ツヲ目的トスルモノ

三 販賣組合

組合員所産ノ農産物、工産物、水産物ヲ販賣スルヲ目的トスルモノ

四 製産組合

組合員共同シテ農産物、工産物、水産物ヲ生産スルヲ目的トスルモノ

五 使用組合

組合員共同シテ營業用ノ器具、機械、家畜ヲ使用スルヲ目的トスルモノ

第二條 組合ハ法人トシ其ノ責任ハ有限又ハ無限トス

第三條 組合ハ其ノ目的ヲ表示スヘキ名稱ヲ定メ責任ノ種類ヲ冠稱スヘシ

第四條 組合ノ區域ハ一市町村以上ニ亘ルコトヲ得ス但シ土地ノ狀況ニヨリ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第五條 組合員ハ其ノ組合ノ區域内ニ住居スル者ニ限ル

第六條 農業者、工業者、水産製造業者ヨリ成立スル無限責任ノ組合ハ農工銀行法ニ於テ同法第六條第三號ノ公共團體ニ準ス

第七條 組合ニ關スル事項ニシテ此ノ法律ニ明文ナキモノハ商法株式會社ノ規定ヲ準用ス

第二章 組合ノ設立及組織

第八條 組合員ノ數ハ七人以上トス

第九條 組合ヲ創設セントスル者ハ定款ヲ議定シ地方長官ヲ經由シテ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十條 定款ハ此ノ法律ノ規定ニ抵觸スルコトヲ得ス

定款ニハ此ノ法律中別ニ定ムルモノ、外左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

一 責任ノ種類

二 組合ノ目的

三 組合ノ名稱及事務所

四 組合ノ區域

五 組合員ノ資格ヲ定メタルトハキ其ノ資格

六 持分一口ノ金額、拂込ノ方法及其ノ時期

七 負債ノ最高限度

八 準備金額及其ノ積立方法

九 貸付、貯金、共同購買、共同販賣、共同製産、共同使用ニ關スル手續ノ規定

產業組合法案